

# 令和5年度の地域政策課の施策について

---

地域政策課長  
西中 隆

# 令和5年度 地域力創造グループ施策 予算の概要

## 1. 脱炭素に向けたエネルギーの地産地消の推進 ・地域資源を活かした地域の雇用創出

### 【主な経費】

地域経済循環創造事業交付金	5.8億円
- ローカル10,000プロジェクト	
- 分散型エネルギーインフラプロジェクト	
- 地域の脱炭素を担う人材の支援	

## 2. 地域おこし協力隊の強化等

### 【主な経費】

地域おこし協力隊の推進に要する経費	2.1億円
「移住・交流情報ガーデン」の運営等に要する経費	0.9億円
都市・農山漁村の地域連携による子供農山漁村交流推進事業	0.2億円
ふるさとワーキングホリデー推進事業	0.3億円
サテライトオフィス・マッチング支援事業	0.1億円
関係人口を活用した地域の担い手確保事業	0.1億円
JET地域国際化塾の開催に要する経費	0.1億円

## 3. 地域コミュニティを支える地域運営組織への支援

### 【主な経費】

地域運営組織の形成及び持続的な運営に要する経費	0.3億円
-------------------------	-------

## 4. 過疎法に基づく過疎対策の推進

### 【主な経費】

過疎地域持続的発展支援事業 等	4.0億円
過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業	4.0億円

## 5. 自治体DXの推進

### 【主な経費】

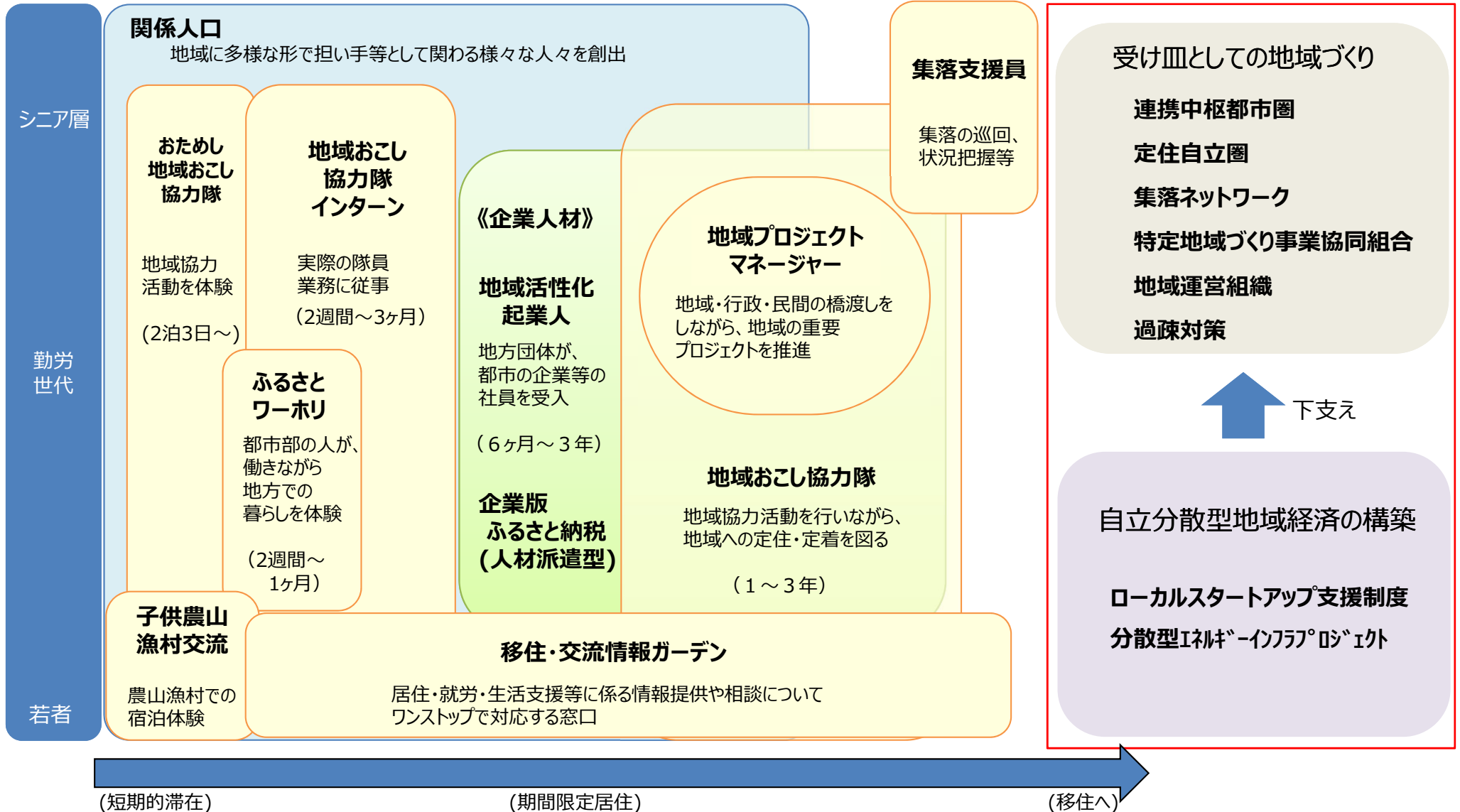
自治体DXの推進体制の構築等に要する経費	1.2億円
----------------------	-------

合計22.3億円

# 地域力創造 G の地域活性化施策について（人材の確保支援等）

自治体における人材育成

アドバイザー等専門人材の活用

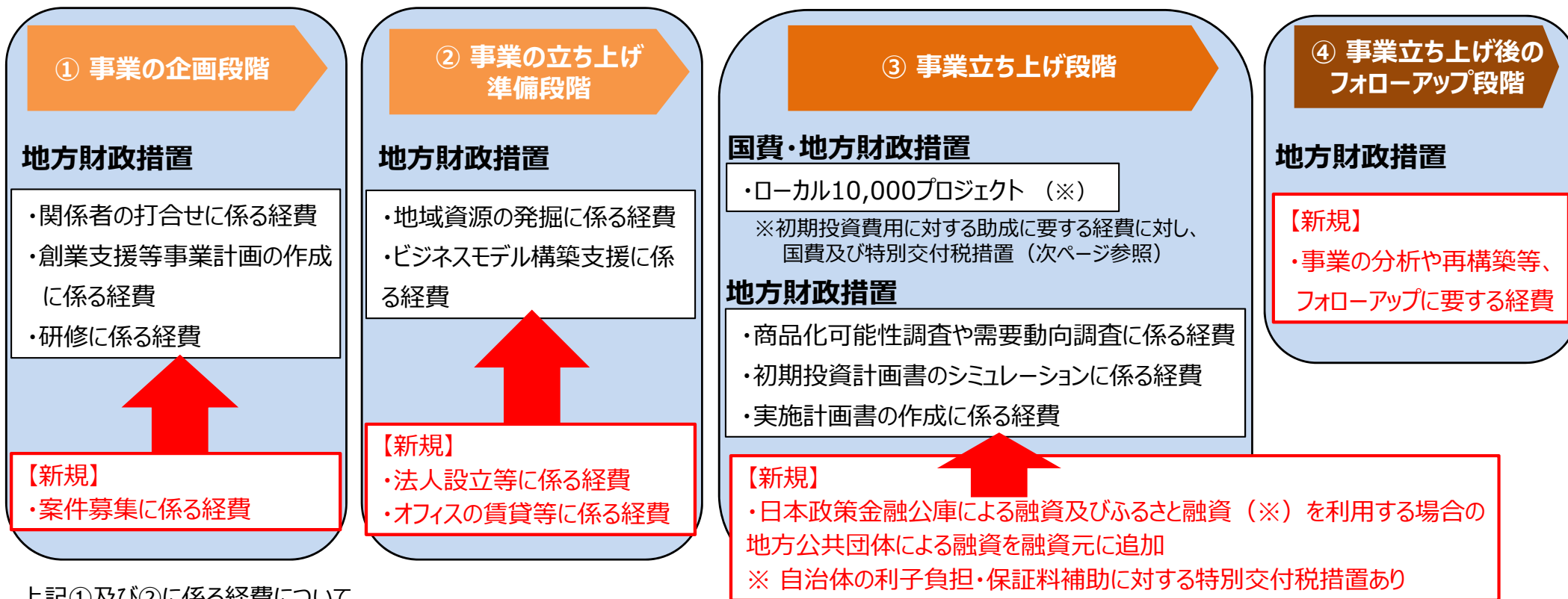


自治体DX・地域DXの推進

地域の国際化の推進

# ローカルスタートアップ支援制度の創設

- 地域の活性化を加速し、東京圏への一極集中の是正を図り、地域から全国へのボトムアップの成長の推進に向けて、地域金融機関等と協調してスタートアップ支援に取り組む地方自治体を大幅に増加させるため、事業立ち上げの各段階に応じて支援する「**ローカルスタートアップ支援制度**」を創設。
- 新たに拡充する地方財政措置と既存の関連措置等（協力隊OB・OGに対する起業支援、ふるさと納税を活用した起業支援等）をパッケージ化し、現行のローカル10,000プロジェクトや分散型エネルギーインフラプロジェクト等の予算措置とあわせて、地域でのスタートアップを幅広く支援する。



上記①及び②に係る経費については、ローカル10,000プロジェクトに繋がらない経費も対象。

## 以下の措置も活用可能

・分散型エネルギーインフラプロジェクト

・起業・事業承継に要する経費（協力隊OB・OGによる起業支援）⇒P17を参照  
 ・ふるさと起業家支援プロジェクト（CF活用型ふるさと納税活用補助の上乗せ分）



# ローカル10,000プロジェクト

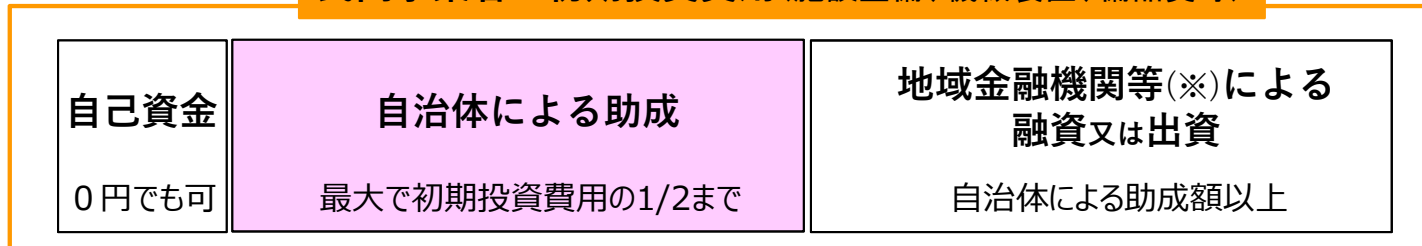
R5 予算額  
地域経済循環創造事業交付金 5.8億円の内数

## 1. 制度概要

- 地域振興に資する民間投資を支援するため、自治体（都道府県・市町村）が、地域金融機関の融資と協調して、公費により助成する制度。
- 自治体負担額について、国費（補助率：1/2～10/10）による支援等により、ローカルスタートアップ立ち上げを強力に支援。

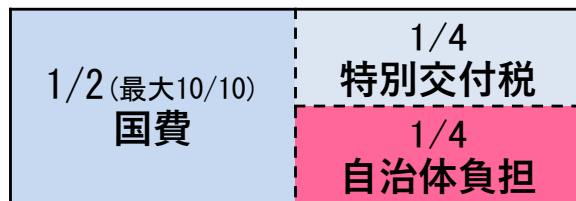
## 2. 事業スキーム

民間事業者の初期投資費用（施設整備、機械装置、備品費等）



- 活用可能な事業(例)
- 農 林 漁 業
  - 製 造 業
  - 宿 泊 業
  - 観 光 業
  - 食 品 加 工 業
  - 地 域 エ ネ ル ギ ー 事 業

国の財政支援等



※ 第一地方銀行、第二地方銀行、信用金庫、信用組合

R5年度から、融資元の拡充

・日本政策金融公庫

・ふるさと融資を利用する場合の地方公共団体

・原則、自治体負担の1/2を国費により支援し、残額の1/2を特別交付税により財政措置。

※1 財政力の弱い条件不利地域は国費を2/3又は3/4にかさ上げ

※2 デジタル技術を活用した事業は国費を10/10、脱炭素に資する地域再エネを活用した事業は国費を3/4にかさ上げ

## 3. 交付手続

- ① 事業計画書(※)の作成
  - ・民間事業者・地域金融機関が、事業実施地域の自治体窓口と調整の上作成。
  - 又は
  - ・自治体が地域課題解決に向けた事業を発案し、民間事業者・地域金融機関を募った上で作成。
- ② 総務省への申請
  - ・自治体から総務省に事業採択を申請。
  - ・申請は年間を通じ随時受付（毎月10日〆切）。
- ③ 採択決定
  - ・申請から約1ヶ月半で採択決定。

※ R5年度から、記載内容の軽減を図るとともに、記載例を示した計画書を自治体に提示。

## 4. 採択実績

280自治体  
449事業

※令和5年3月末時点

# ふるさと起業家支援プロジェクト

特別交付税措置

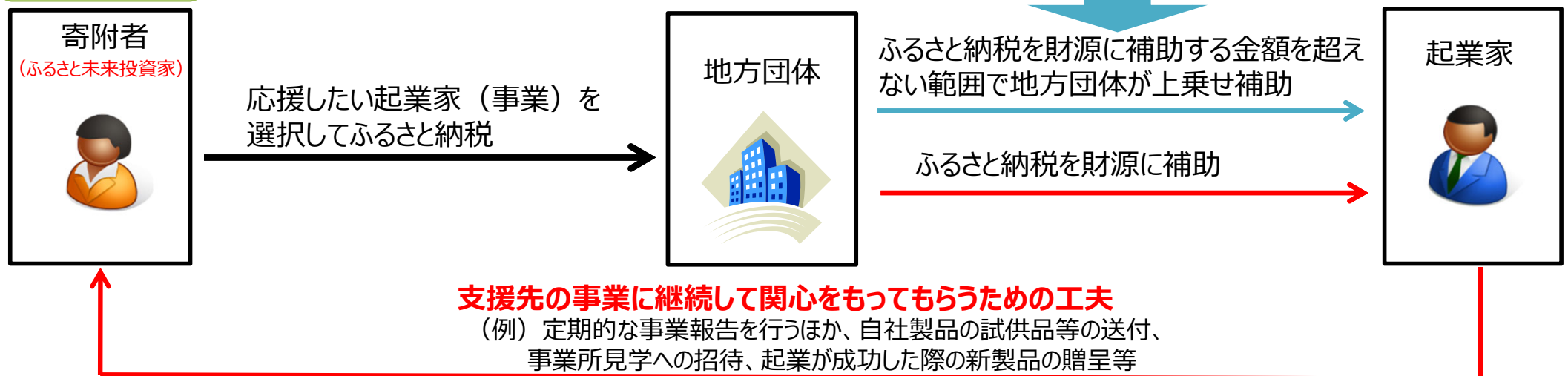
## 1. 目的

- 地方団体による地域の起業支援を促すとともに、ふるさと納税の仕組みを活用して地域の外から資金を調達することによって、地域経済の好循環の拡大を図る。
- ふるさと納税を活用する事業の内容を具体的に明示して、ふるさと納税を募集することを通じて、寄附文化の醸成を図る。

## 2. 概要

- 地方団体は、クラウドファンディング型ふるさと納税を活用し、地域課題の解決に資する事業を立ち上げる起業家に対し、事業に共感する方からふるさと納税を募り、補助を行う。
- 起業家は、寄附者を「ふるさと未来投資家」として位置付け、支援先の事業に継続して関心をもってもらうための工夫を行う。具体的には、ふるさと納税の趣旨に沿った範囲内で、定期的な事業報告を行うほか、自社製品の試供品等の送付、事業所見学への招待、起業が成功した際の新製品の贈呈等が考えられる。  
 ※上記の実施内容については、起業家の創意工夫に委ね、事業内容の魅力とともに競い合っていただく。
- 総務省は、起業家の事業立ち上げの初期投資に要する経費について、地方団体がふるさと納税を財源に補助する金額を超えない範囲で行う補助等に対して特別交付税措置により支援。

## 3. イメージ図



# ローカル10,000プロジェクト 事業開始までの主な流れ

事業の発案から事業開始までの流れは、5つのステップに分けられます。

	項目	内容
ステップ1	事業の発案	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者が、地域の活性化に資する事業を発案し、事業計画の素案の作成まで実施。</li> </ul> <p>※地方自治体が地域課題解決に向けた事業を発案し、事業者を募るケースあり。</p>
ステップ2	事業計画書の作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者や地方自治体を中心に金融機関等と調整しながら事業計画書の作成。</li> </ul> <p>※審査の重要なポイントになりますので、事業の地域経済への貢献度や、持続可能性等について勘案の上、作成。</p>
ステップ3	交付申請	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方自治体から総務省に交付申請を実施。(毎月10日〆)</li> <li>・外部有識者が、申請された事業の交付決定可否に関する審査を実施。</li> </ul>
ステップ4	交付決定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総務省が交付決定。</li> </ul>
ステップ5	事業開始	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総務省及び地方自治体の交付決定後、事業の開始。</li> </ul>

お早めに総務省にご相談ください

約1ヶ月半

# ローカル10,000プロジェクトの運用の実例（公益性評価の実施）

- ローカル10,000プロジェクトの申請にあたって、特定企業支援の場合には丁寧な説明が必要となる場合も考えられる。
- 交付金事業の公益性評価のため、有識者等による審査体制を整備している事例もある。

## 兵庫県丹波市

### ○丹波市地域経済循環創造事業審査会設置規程（抄）

#### （設置）

第1条 丹波市地域経済循環創造事業補助金交付要綱第17条の規定に基づき、当該補助金交付申請の事前審査を行うため、丹波市地域経済循環創造事業審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

#### （所掌事務）

第2条 審査会は、地域経済循環創造事業交付金交付要綱第4条に定めるもののほか当該交付金の申請内容等について必要な事項を審査する。

#### （組織）

第3条 審査会の委員は、次に掲げる職員をもって組織する。

- （1）副市長
- （2）産業経済部長
- （3）事前審査の対象となる事業に関連する事務事業を所管する部長及び課長

2 会長は、副市長をもって充てる。

#### （会議）

第4条 審査会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じ会長が招集し、会議の座長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、これを開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、座長の決するところによる。
- 4 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席をさせ、意見を聴取し、若しくは必要な資料の提出を求め、又は調査をすることができる。

## 高知県

### ○高知県地域経済循環創造事業費補助金審査会設置要綱（抄）

#### （設置）

第1条 高知県地域経済循環創造事業費補助金交付要綱の規定に基づき、当該補助事業の適切かつ円滑な執行を図るため、専門的知識を有する者で構成する事業審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

#### （所掌事務）

第2条 審査会は、次の事項について専門的な見地から審査し、必要な意見を添えて知事に提出する。

- （1）補助申請案件の適格性
- （2）前号以外で補助事業の審査に関して必要な事項

#### （構成）

第3条 審査会は、事業採択の申請事業に応じて財務や経営等、各専門分野から事業審査アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）によって構成する。

#### （アドバイザーの役割）

第4条 アドバイザーは、申請事業の所管課が定める審査要領に基づき申請事業内容を審査し、指導及び助言を行う。

2 アドバイザーは、必要がある場合、前項で審査した事業について聞き取り又は事業実施場所への訪問により、フォローアップのための助言を行う。

#### （審査会）

第7条 審査会は、事業採択の申請があれば、適宜開催する。

#### （排斥）

第9条 補助申請案件に直接の利害関係を有するアドバイザーは、当該補助申請案件の審査に加わることができない。

# 分散型エネルギーインフラプロジェクト

R5 予算額  
地域経済循環創造事業交付金 5.8億円の内数

## 概要

○地方公共団体を核として、需要家、地域エネルギー会社及び金融機関等、地域の総力を挙げて、バイオマス、廃棄物等の地域資源を活用した地域エネルギー事業を立ち上げるエネルギー供給事業導入計画（マスタープラン）の策定を支援。

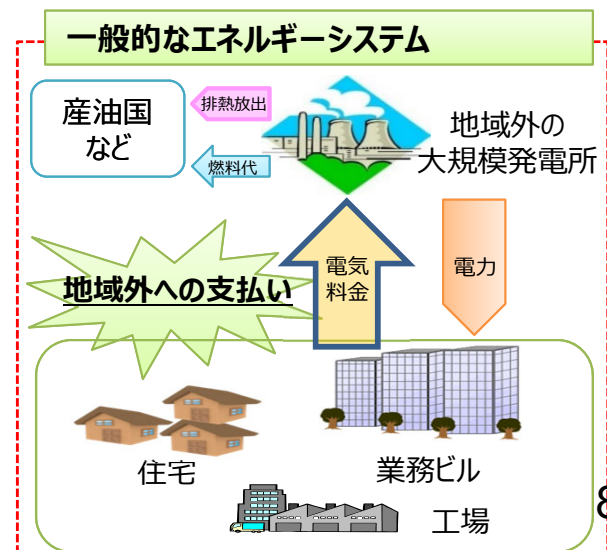
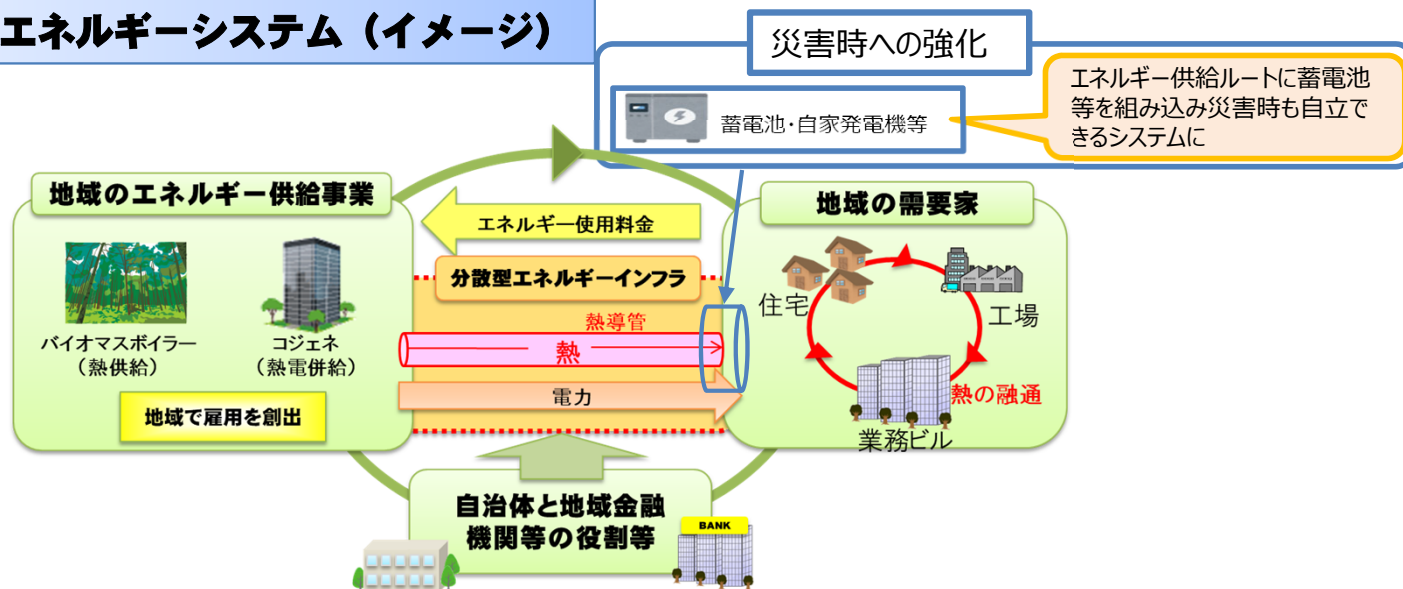
<補助対象> マスタープランの策定経費（上限2,000万円）

<補助率> 策定経費の1/2（財政力指数0.5未満市町村は2/3、財政力指数0.25未満市町村は3/4、新規性・モデル性の極めて高い事業計画は10/10）

<実績> これまでに70の団体が策定（平成26年度～令和4年度）

○各省連携のプラットフォームとして、総務省を窓口とする関係省庁タスクフォース（農林水産省、資源エネルギー庁、国土交通省、環境省）を設け、マスタープランの策定段階から事業化まで、徹底したアドバイス等を実施。

## 地域エネルギーシステム（イメージ）





# 分散型エネルギーインフラプロジェクト 普及推進に向けた取組

- 複数のメリットを享受できる地域における分散型エネルギー事業だが、円滑に事業化を実現するためには自治体を中心となってマスタープランを策定しておくことが効果的。
- 総務省では地産地消のエネルギー事業の導入に取り組まれる自治体職員の皆様が効率よく導入に向けた検討を行えるよう、ハンドブックを作成。→ハンドブックURL [https://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/jichi\\_gyousei/c-gyousei/bunsan\\_infra.html](https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/bunsan_infra.html)
- 事業の実現に向けて関係省庁が全力で支援→①、②
- 事業化を実現した団体の人材活用策を参考に人材派遣制度を創設→③

## ① 各省補助金とマスタープランの連携強化

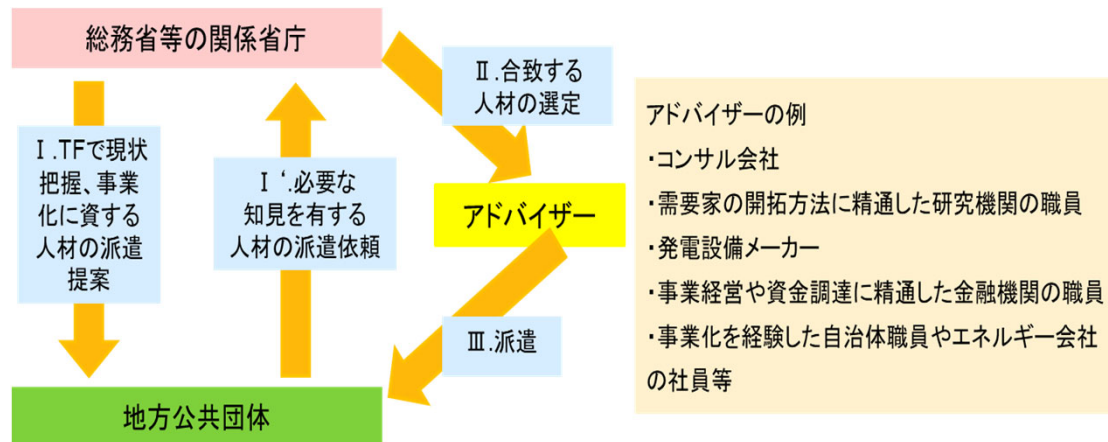
- マスタープラン策定済団体：関係省庁タスクフォース所管補助金で交付審査時の加点による優遇等を実施。
- マスタープラン未策定団体：補助事業が先行している団体については、新たにマスタープラン申請を優先採択。

## ② 事業化に向けた進捗状況の把握、助言機能の強化

- フォローアップ調査の結果について、関係省庁で共有・審議の上、事業化の実現に向け具体的アドバイスを実施。
- さらに、地方公共団体の事業化進捗状況に応じ必要となる専門人材の派遣提案を実施。

## ③ 専門人材の紹介

- 関係省庁と連携し、地方公共団体の事業化進捗状況に応じて必要となる各分野の専門人材を紹介。
- 毎年度のフォローアップ調査を踏まえ、適切と考えられる人材と当該団体とのマッチングを総務省が行う。
- リストは各省庁で共有し活用することで、各省庁事業の結びつきを強め、分散エネの普及を促進。



# 人材面からの地域脱炭素支援

R5 予算額  
地域経済循環創造事業交付金 5.8億円の内数

## 1. 概要

- 地域脱炭素の実現を人材面から支援するため、関係省庁と連携して、5年間の集中期間内に、**地域に不足している専門知識を有する外部専門家を紹介**するほか、**外部専門家を招へいする際の費用の1/2を補助**。

## 2. 事業スキーム



【課題】 国・地方が一体となって脱炭素に向けた取組を進める上で、自治体や地域には、地域脱炭素を実現するための専門人材が不足



### 総務省の支援内容

- ・関係省庁と連携して、各自治体が抱える課題に対応した外部専門家を紹介
- ・外部専門家を招へいする際の費用の1/2を補助
  - ※1 補助対象：謝金、旅費、その他諸経費(教材印刷費、会場費等)(上限100万円)
  - ※2 補助率：補助対象の1/2



外部専門家のイメージ

(課題)

エネルギー事業の運営

再エネの安定供給方法や需要家の開拓方法

事業経営や資金調達

地域のエネルギー会社や関係者のコーディネート

(外部専門家)

⇒ 地域エネルギー会社の社員

⇒ 学識経験者

⇒ 金融機関社員

⇒ 事業化経験を有する自治体職員 等

# ふるさとワーキングホリデーの概要

R5 予算額 30百万円

## 1. 概要

- 都市部の人たちなどが一定期間地方に滞在し、働いて収入を得ながら、地域住民との交流や学びの場などを通じて地域での暮らしを体感していただくもの。

## 2. 事業スキーム

### 地方公共団体

滞在中、地域住民との交流や学びの場として地域の魅力・特色を活かした、その地域ならではのプログラムを参加者に提供。



### 参加者

地元農家や企業等の業務に従事し収入を得ながら、地域との関わりを深める取組を通じて地域での暮らしをまるごと体感。



### これまでの実績 (R5. 3時点)

- ふるさとワーキングホリデー事業を通じて、約4,300人が地域での暮らしを体験。
- ワーホリ経験者の91%が満足しているほか、81%が再訪意向がある等、ワーホリ経験者からの評判は良い。

### 課題

大学等を訪問して制度の紹介などを行っているが、制度を知らない人も多く、より効果的なPRが必要。

### 令和5年度の取組

Web広告などのインターネット媒体を活用した広報活動を強化し、より効果的、効果的に制度を周知する。

※ ふるさとワーキングホリデーに要する経費について特別交付税措置  
(対象経費の上限額 1団体あたり15,000千円+5千円×全参加者の延べ滞在日数)

### 広報支援 (総務省)

- 専用のポータルサイトの運用
- SNS (Twitter、facebook等)の運用
- インターネット広告の実施
- 説明会の開催 等



### 未実施自治体、企業等への説明会の開催

- 実施自治体増と地域企業の参加拡大を図るため、未実施自治体及び企業等を対象にした説明会を開催。  
⇒未実施自治体にも参加を呼びかけ、裾野拡大を図る。  
⇒従前、一次産業や観光業等での受け入れが多かったため、幅広い業種の企業へ参加を呼びかけ。



# ふるさとワーキングホリデーの実績等

## 就労内容 (例)

- ・ 農業 (特産品等)
- ・ 旅館・ホテル
- ・ 酒造業
- ・ 製造業 (窯業、神社・仏閣用授与品等)
- ・ 観光業 (スキー場、伝統工芸販売等) 等



## 地域との関わり (例)

- ・ 先輩移住者や地域住民との意見交換会
- ・ 地域の歴史、文化、産業等を学ぶツアー
- ・ 地域イベントの運営体験
- ・ 地元大学生が運営するゲストハウスへの宿泊 等



## 受入実績

約4,300人が参加 (H29.1~R5.3)

### ○H28年度 (8団体)

北海道、福島県、兵庫県、奈良県、山口県、愛媛県、佐賀県、熊本県

### ○H29年度 (16団体)

北海道、福島県、石川県、福井県、岐阜県、京都府、兵庫県、鳥取県、島根県、岡山県、山口県、愛媛県、高知県、福岡県、熊本県、宮崎県

### ○H30年度 (28団体)

福島県、石川県、岐阜県、京都府、鳥取県、岡山県、山口県、高知県、福岡県、熊本県、宮崎県、沖縄県、鷹栖町・東川町・美瑛町・剣淵町・厚真町・浦河町・清水町 (北海道) 上越市・阿賀町 (新潟)、氷見市 (富山)、池田町 (福井)、長野市・白馬村 (長野)、海士町 (島根)、柳川市・広川町 (福岡)

### ○R1年度 (42団体)

岩手県、福島県、石川県、岐阜県、京都府、鳥取県、徳島県、熊本県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県、釧路市・新得町・鷹栖町・東川町・剣淵町・浦河町・清水町 (北海道)、大館市 (秋田)、利島村 (東京)、上越市・阿賀町・粟島浦村 (新潟)、氷見市・魚津市 (富山)、池田町 (福井)、長野市・伊那市 (長野)、神河町 (兵庫)、川上村 (奈良)、海士町 (島根)、宇部市・萩市・岩国市・長門市 (山口)、松野町 (愛媛)、宿毛市・香南市・香美市・東洋町・馬路村・中土佐町 (高知)

### ○R2年度 (19団体)

岩手県、鳥取県、大分県、沖縄県、鷹栖町・東川町・清水町 (北海道)、利島村 (東京) 阿賀町・粟島浦村 (新潟)、長野市 (長野)、白川村 (岐阜)、蒲郡市 (愛知)、神河町 (兵庫)、海士町 (島根)、岩国市 (山口)、香南市・東洋町・馬路村 (高知)

### ○R3年度 (29団体)

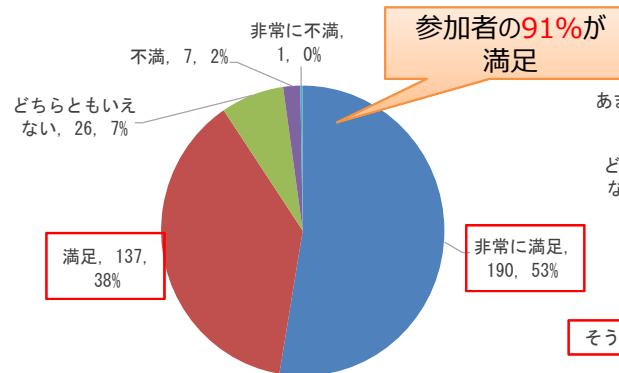
岩手県、大分県、沖縄県、釧路市・鷹栖町・東川町・剣淵町・浦河町・広尾町・幌加内町 (北海道)、盛岡市 (岩手)、気仙沼市 (宮城)、利島村 (東京)、阿賀町・粟島浦村 (新潟)、氷見市・魚津市 (富山)、長野市・大町市・伊那市 (長野) 下呂市 (岐阜)、川上村 (奈良)、府中市 (広島)、岩国市 (山口)、須崎市・香南市・中土佐町・東洋町・馬路村 (高知)

### ○R4年度 (49団体)

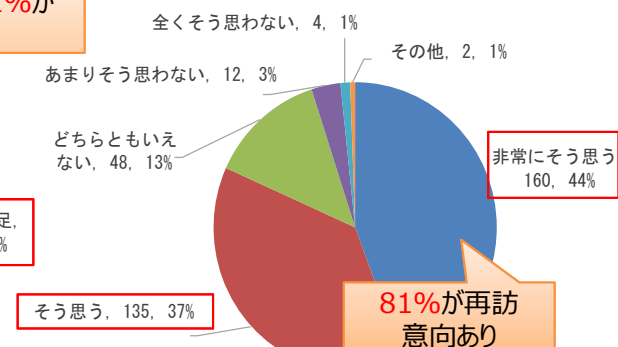
岩手県、石川県、鳥取県、高知県、徳島県、鹿児島県、沖縄県、釧路市・浦河町・東川町・幌加内町・広尾町・弟子屈町・剣淵町・新得町 (北海道)、黒石市 (青森)、盛岡市 (岩手)、気仙沼市・石巻市 (宮城)、大館市 (秋田)、村山市 (山形)、五泉市・南魚沼市・上越市・妙高市・粟島浦村 (新潟) 氷見市 (富山)、利島村 (東京都)、長野市・大町市・伊那市・小川村 (長野)、下呂市・関市・白川町 (岐阜)、南伊豆町 (静岡)、蒲郡市 (愛知)、川上村 (奈良)、南部町 (鳥取)、府中市 (広島)、岩国市 (山口)、徳島市 (徳島)、須崎市・香南市・中土佐町・東洋町・馬路村・芸西村 (高知)、えびの市 (宮崎)

## 参加者へのアンケート結果

「ふるさとワーキングホリデー」の満足度

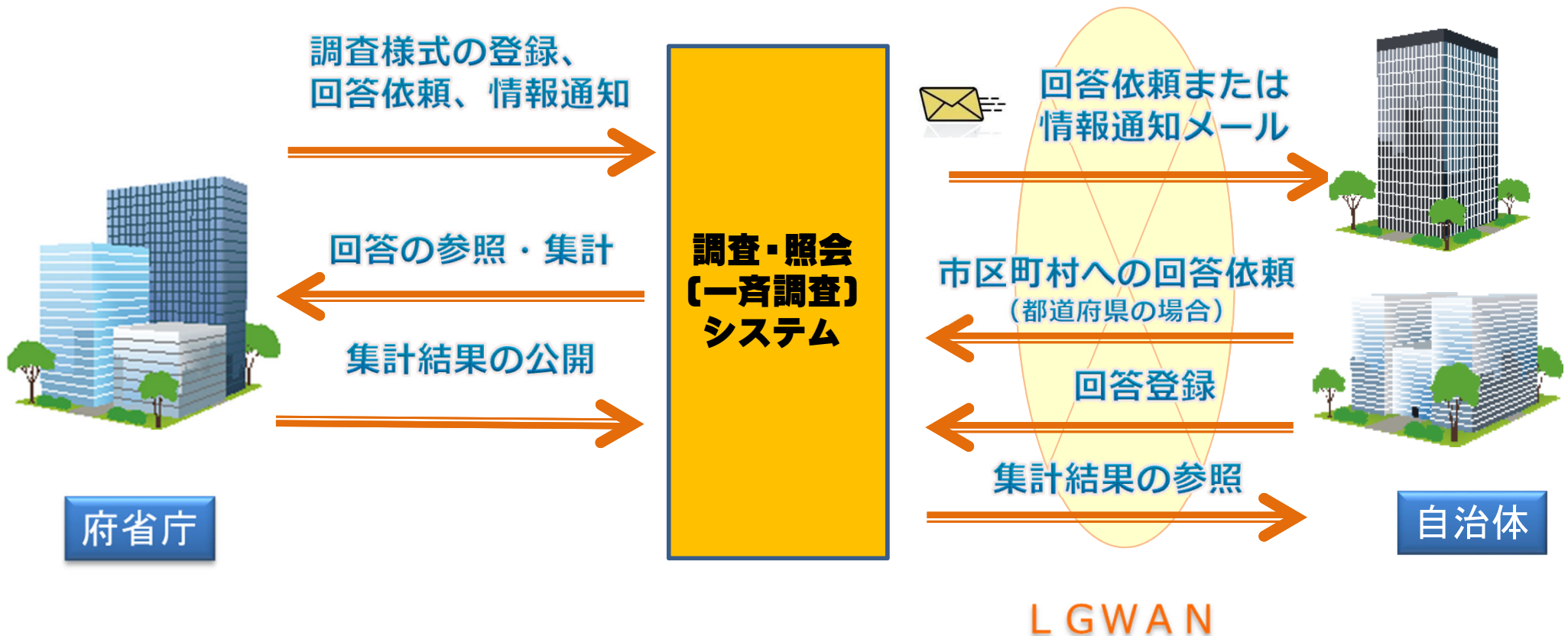


参加した地域への今後の継続的な訪問意向



# 調査・照会（一斉調査）システム

- 調査・照会（一斉調査）システムは、全国の自治体を対象とした調査・照会業務を円滑に進めることを目的とし、平成26年1月より運用を開始。
- 本システムは、府省庁で調査様式を登録し調査依頼を行うことで、依頼メールが自動配信され、確認した自治体はシステム上で回答入力を行うか、あるいはファイルを添付してシステム上で回答。
- 現在、各府省庁が調査・照会等を行う際に活用。



# 庁舎等の公共建築物等における木材利用の促進について

- 令和3年10月1日付けで「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」が「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に改正され、法の対象が公共建築物から建築物一般に拡大した。
- 農林水産省の特別の機関として木材利用促進本部が設置された。

## 都市の木造化推進法（平成22年法律第36号）のポイント

### <地方公共団体の責務>（第5条関係）

- ・ 地方公共団体は、基本理念にのっとり、経済的社会的諸条件に応じた施策を策定・実施、公共建築物における木材の利用に努める

### <基本方針>（第10条関係）

- ・ 木材利用促進本部は、建築物における木材の利用の促進に関する基本方針を定める

### <建築物木材利用促進協定>（第15条関係）

- ・ 国又は地方公共団体及び事業者等は、建築物木材利用促進協定を締結することができる
- ・ 地方公共団体は、建築物木材利用促進協定を締結したときは、国の措置に準じて、必要な措置を講ずるよう努める

### <木材利用促進本部>（第25条～第28条関係）

- ・ 農林水産省に特別の機関として、木材利用促進本部を置く
- ・ 本部長は木材利用促進本部長とし、農林水産大臣を充てる
- ・ 本部員は総務大臣、文部科学大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣を充てる

### 【基本方針（令和3年10月1日本部決定）のポイント】

#### 【地方公共団体による取組】

地方公共団体は、法に規定する責務を踏まえ、公共建築物における木材の利用の促進はもとより、建築物一般における木材利用の促進に向け、地域の実情を踏まえた効果的な施策の推進に積極的な役割を果たす

#### 【建築物木材利用促進協定制度の活用】

地方公共団体は、建築物における木材利用の取組が進展するよう、建築主となる事業者等に対して制度を積極的に周知するとともに、協定を締結した場合には必要な措置を講じるよう努める

## 総務省の取組（総務大臣通知の発出等）

- 令和4年1月21日付けで、総務大臣名で各都道府県知事宛に通知を発出し、以下の取組を依頼
  - ・ 庁舎等の公共建築物等における木材利用の促進のため、地域活性化事業債の活用を積極的に検討していただくこと
  - ・ 民間建築物を含む建築物一般で木材利用を促進するため、事業者等に対して建築物における木材利用促進のための協定の締結について積極的に働きかけるとともに、協定を締結した事業者等に対し、必要な支援を行うこと
- 令和4年4月1日付けで、地方公共団体宛に地域活性化事業債の活用について通知を発出し、図書館等の公共施設や庁舎等の公用施設の整備も本事業債の対象となることから、積極的な活用を依頼
- 全国都道府県財政課長・市町村担当課長合同会議等の地方公共団体向けの会議においても、同様に依頼

### 【地域活性化事業債】

- ・ 対象事業：原則全般的に地域木材を利用した施設の整備
- ・ 充当率：事業費の90%
- ・ 交付税：元利償還金の30%を後年度基準財政需要額に算入

### 【法改正前の総務省の取組】

- 平成28年7月29日付け及び平成30年1月29日付けで、地方公共団体宛に、庁舎等の公共建築物におけるCLTの活用について通知を発出し、積極的な活用を依頼



# 再犯防止対策の推進

- 地方公共団体は、「再犯の防止等の推進に関する法律(平成28年法律第104号)」に基づき、再犯防止等に関し、地域の状況に応じた施策を策定・実施する責務を有し、「地方再犯防止推進計画」を定めるよう努めるなどとされている。
- 国は、令和5年3月、「第二次再犯防止推進計画」(令和5年3月17日閣議決定)を策定し、平成29年12月に閣議決定された再犯防止推進計画(第一次)の内容を発展させ、再犯防止施策の更なる推進を図ることとしている。

## 再犯の防止等の推進に関する法律(平成28年法律第104号)の概要

### <目的> (第1条関係)

- ・ 再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与する

### <基本理念> (第3条関係)

- ・ 犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援する
- ・ 犯罪をした者等が、社会復帰後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるようにする
- ・ 犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要である
- ・ 調査研究の成果等を踏まえ、効果的に施策を講ずる

### <地方公共団体の責務> (第4条関係)

- ・ **地方公共団体は、基本理念にのっとり、その地域の状況に応じた施策を策定・実施**

### <連携、情報の提供等> (第5条関係)

- ・ 国及び地方公共団体の相互の連携
- ・ 国及び地方公共団体と民間団体等との緊密な連携協力の確保 等

### <地方再犯防止推進計画> (第8条関係)

- ・ **都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、地方再犯防止推進計画を定めるよう努める**

### <基本的施策> (第24条関係)

- ・ 国との適切な役割分担を踏まえて、地域の状況に応じ、基本的施策を講ずるよう努める


## 再犯防止推進法制定前から協力依頼している事項

- 令和3年7月15日付けで、各都道府県知事、各市区町村長に対して、総務省地域力創造審議官、法務省保護局長の連名通知により、自治体職員から保護司適任者の推薦、更生保護サポートセンターの設置場所の確保、保護司確保に協力した事業主に対する優遇措置(入札参加資格等における優遇)等について協力依頼

 **引き続き、積極的な取組をお願いします!**

## 地方再犯防止推進計画の策定等について

- 再犯防止推進法に基づき、「第二次再犯防止推進計画」(計画期間R5~R9)を、令和5年3月17日に閣議決定
- 同計画では、国・都道府県・市区町村の役割分担の明確化と地方公共団体の取組への支援等が示されている。

 **地方再犯防止推進計画等\*を策定するなど、再犯防止等の推進に向けた取組にご協力をお願いします!**

※47都道府県、355市区町村が策定済(R4.10法務省調べ) 15

# 建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進

- 都道府県は、「建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律(平成28年法律第111号)」に基づき、当該団体の区域の実情に応じた施策を策定・実施する責務を有し、「都道府県計画」を策定するよう努めるなどとされている。
- 国は、同法に基づき、「建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画」(平成29年6月9日閣議決定)を策定し、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることとしている。

## 建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律 (平成28年12月16日法律第111号)の概要

### <目的> (第1条関係)

- 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、施策の基本となる事項を定めること等により、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって建設業の健全な発展に資する

### <基本理念> (第3条関係)

- 建設工事の請負契約において適正な請負代金の額、工期等が定められること
- 建設工事従事者の安全及び健康の確保に必要な措置が、設計、施工等の各段階において適切に講ぜられること
- 建設工事従事者の安全及び健康に関する意識を高めることにより、安全で衛生的な作業の遂行が図られること
- 建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上が図られること

### <都道府県の責務> (第5条関係)

- **都道府県は、基本理念にのっとり、国との適切な役割分担を踏まえて、当該団体の区域の実情に応じた施策を策定、実施**

### <都道府県計画> (第9条関係)

- **都道府県は、基本計画を勘案して、都道府県計画を策定するよう努める**

### <基本的施策> (第10条から第14条まで関係)

- 建設工事の請負契約における経費(労災保険料を含む)の適切かつ明確な積算、明示及び支払の促進
- 建設工事の現場の安全性の点検、分析、評価等に係る取組の促進等

## 都道府県計画の策定等について

- 同法に基づく基本計画について、平成29年6月9日に閣議決定。同日付けで、各都道府県知事に対し、総務省地域力創造審議官、厚生労働省労働基準局長、国土交通省土地・建設産業局長の連名で文書を発出し、都道府県計画の策定等、建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進について積極的な取組を依頼
- 都道府県計画の策定を促進し、建設工事従事者の安全及び健康の確保を推進するため、全国8ブロックで「地方ブロック建設工事従事者安全健康確保推進会議」及び「地方ブロック建設工事従事者安全健康確保推進行政担当者会議」を設置
  - 政府から都道府県に対し基本計画に関する情報提供・助言
  - 国の取組や先行する都道府県の事例の共有
  - 新たに出てきた課題等の共有 等
- 基本計画を勘案した、都道府県計画の内容
  - 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する現状と課題
  - 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策についての基本的な方針
  - 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関し、都道府県が総合的かつ計画的に講ずべき施策
  - 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項 等
- 都道府県計画の策定等、建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進について、積極的な取組を要請
  - 総務省・厚生労働省・国土交通省の連名で事務連絡を発出(H30.10.22、R1.8.1、R2.9.14、R3.10.28、R5.1.31)

**都道府県計画を策定するなど、建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進について積極的な取組をお願いします!**

# アスベスト対策の推進

- 石綿障害予防規則(平成17年厚生労働省令第21号)により、事業者は、その労働者を就業させる建築物等に吹き付けられた石綿等又は張り付けられた保温材、耐火被覆材等が損傷、劣化等により石綿等の粉じんを発散させ、及び労働者がその粉じんにはく露するおそれがあるときは、当該吹き付けられた石綿等又は保温材等の除去、封じ込め、囲い込み等の措置を講じなければならないこととされている。
- 平成28年5月13日付けで各都道府県総務担当部長、各都道府県人事委員会事務局長、各指定都市総務担当局長、各指定都市人事委員会事務局長に対し、総務省地域力創造グループ地域政策課長・総務省自治行政局公務員部安全厚生推進室長より文書を発出し、石綿障害予防規則の遵守の徹底等、及びアスベスト含有保温材等の使用状況の調査の実施を要請。
- フォローアップ調査結果(平成29年12月公表)によれば、吹き付け石綿等を使用した施設で、ばく露のおそれがあるが対策の実施が未了の施設があるほか、石綿含有保温材等の調査未実施施設が相当数あったため、平成29年12月28日付けで各都道府県総務担当部長、各指定都市総務担当局長に対し、総務省地域力創造グループ地域政策課長より文書を発出し、改めて石綿障害予防規則の遵守の徹底等を要請。
- 併せて、平成30年1月16日付けで各都道府県総務部(局)長、各都道府県人事委員会事務局長、各指定都市総務局長、各指定都市人事委員会事務局長に対し、総務省自治行政局公務員部安全厚生推進室長より文書を発出し、改めて石綿障害予防規則の遵守の徹底等を要請。
- 平成30年度から令和4年度にかけて実施したフォローアップ調査(毎年4月実施)の結果によれば、依然として、吹き付け石綿等を使用した施設で、ばく露のおそれがあるが対策の実施が未了の施設及び石綿含有保温材等の調査未実施施設があったため、各都道府県総務部(局)長、各指定都市総務局長に対し、総務省自治行政局地域政策課長、同局公務員部安全厚生推進室長より文書を発出し、改めて石綿障害予防規則の遵守の徹底等を要請。(平成30年11月2日付け、令和2年1月20日付け、令和3年1月27日付け、令和4年1月7日付け、令和5年1月6日付け通知)

## <令和4年度フォローアップ調査の結果>

### 吹き付けアスベスト、アスベスト含有吹き付けロックウール(レベル1)

### アスベスト含有保温材、耐火被覆材等(レベル2)

都道府県名	対策の実施が未了の施設数				都道府県名	調査未実施の施設数				都道府県名	対策の実施が未了の施設数				都道府県名	調査未実施の施設数			
	全体	うち都道府県	うち指定都市	うち市町村		全体	うち都道府県	うち指定都市	うち市町村		全体	うち都道府県	うち指定都市	うち市町村		全体	うち都道府県	うち指定都市	うち市町村
香川県	10	0	—	10	福岡県	499	0	0	499	山形県	17	17	—	0	広島県	2,936	498	575	1,863
岐阜県	9	2	—	7	神奈川県	441	408	0	33	福岡県	16	0	11	5	愛媛県	2,723	412	—	2,311
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮



除去、封じ込め、囲い込み等の必要な措置を講ずるなど、  
改めて、石綿障害予防規則の遵守の徹底等をお願いします！



# 成果連動型民間委託契約方式(PFS)について

## PFSアクションプラン(令和5年度～7年度)の概要

(内閣府HP掲載資料)

### PFSの普及の現状

- 令和3年度末、100件/82団体でPFS事業が実施。重点3分野(医療・健康、介護、再犯防止)では、65件/66団体で実施。
- PFS事業を検討している地方公共団体は、122団体と一定数見られるものの、多くの団体では未だ導入検討に至っていない。
- これまでの事業は、単年度、小規模のものが半数以上。社会課題の解決に資する本質的なPFS事業の普及は進んでいない。

### 普及促進の進め方

- 前アクションプランに引き続き、重点3分野の事例を蓄積しつつ、他分野(就労支援、まちづくり、環境など)に横展開を進める。
- 官民連携を通じた社会課題の解決というPFS導入の本来の目的に照らし、「先導的なPFS事業」の形成を促進する。
- 地方公共団体等の委託事業に限らず、社会課題を解決し、その成果に応じて収益が生まれる事業の促進について検討する。

### 普及促進のKPI

令和7年度末までに達成

- PFS事業案件数**(3年間で90件)
- 重点3分野の新規団体数**(3年間で60団体)  
医療・健康、介護、再犯防止分野
- 先導的なPFS事業**※の案件を組成

#### ※先導的なPFS事業

TYPE-A(事例蓄積がある領域)

- アウトカム指標に連動した成果支払
- 複数年度事業
- オープンサウンディング/公募
- 専門機関の助言・監修
- 厳密な評価デザイン
- 便益等の推定
- 5000万以上の事業規模

TYPE-B(事例蓄積が少ない領域)

- アウトカム指標に連動した成果支払
- 複数年度事業
- オープンサウンディング/公募
- 専門機関の助言・監修
- モデル性の高い成果指標の設定

### 具体的な普及促進の施策

#### 分野横断的に取り組む事項

- ガイドラインの改訂、分野別手引きの充実
- 入門事業パッケージの構築
- PFS活用する地方公共団体等に向けた成果評価、行政実務の**専門家派遣**
- 関係府省や研究機関等が連携し**エビデンス環境を充実**
- PFS活用経験者と連携した**新たな普及啓発・推進体制**の構築
- 交付金の拡充、関係府省補助金等との連携など、普及推進へ**戦略的な予算確保**
- PFS事業で得られた知見を、国等の政策立案、予算措置の検討において活用

#### 医療・健康、介護(厚生労働省、経済産業省)

- 案件形成支援及び標準的モデル構築による横展開の推進**
- 大規模実証事業の成果等を踏まえ、支払額等や成果指標の評価の根拠となるエビデンス環境の整備
- 交付金事業を通じたPFS事業の拡大(活用事例の紹介等)

#### 再犯防止(法務省)

- 分野別の手引きを地方公共団体等へ周知、内容を充実
- 地方公共団体が実施する事業につき、PFSの活用を促進し、その導入を支援

#### 多様な主体・分野への展開

- 民間事業者が主体となる新たな成果連動型事業を促進する方策について検討**
- 就労支援・環境・まちづくり等、多様な分野への展開を図る**

### アクションプランの総括

- 令和7年度末までに、成果連動の導入を原則とする事業領域、政策、制度を特定するなど、本アクションプランを総括し、その後の政策に活用。

# 医療コンテナの活用について

- 医療資機材をコンテナに搭載し、モジュール化している医療コンテナは、現場での建設や機器の設置、接続等の工程を省略できることから、医療機能を素早く立ち上げ、展開することが可能。
- また、プレハブやテントと比較して気密性、清浄性、隔離性に優れており、院内感染予防を図る上でも有効であることから、複数の病院で発熱外来やPCR検査室目的で導入されている。
  - ※公立病院が医療コンテナを整備する場合には、病院事業債が活用可能。
  - ⇒ 災害対応、大規模なイベント開催、感染症対応等において活用することが有効と考えられる。

## 医療コンテナとは

- ・ 医療コンテナは、コンテナ等の中に医療資機材を搭載することで、医療機能を運搬可能にする「医療モジュール」の一種。現場で組立・設置を行う「設置型」と、車輪と一体のトレーラーシャーシ型である「移動型」に大別される。

## 活用方法

- ・ 東日本大震災(平成23年)や熊本地震(平成28年)等の災害をはじめ、新型コロナウイルス感染症対応の発熱外来、G7伊勢志摩サミットやG20大阪サミット等における現地での医療体制確保等に活用されている。

(災害時における活用方法)

トリアージ・診察、検査、小外科手術、助産救護、透析、指揮所 等

(感染症医療対応における活用方法)

PCR検査、簡易エックス線検査、CT検査 等

(平時における活用方法)

大規模なイベントや医療機関が近隣にない場所でイベントを開催する際の一時救護所、へき地等において巡回診療を行う場合の移動診療施設 等

## 活用に関する手引き

[https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kokudo\\_kyoujinka/pdf/katuyou\\_tebiki.pdf](https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kokudo_kyoujinka/pdf/katuyou_tebiki.pdf)

- ・ 医療コンテナの設置・運用に際しては、医療法、建築基準法、消防法等の関係法令に適合する必要がある。導入・活用にあたってのQ&Aなどを掲載した「医療コンテナの利用に関する手引き」を令和5年3月に作成。

## 医療コンテナの活用例



医療コンテナの活用に関する手引き

- ・ 医療コンテナの概要
- ・ 医療コンテナの活用方法
- ・ 医療コンテナ等の設置・運用
- ・ 医療コンテナの導入状況
- ・ 導入・活用にあたってのQ&Aについて記載

令和5年3月

内閣官房国土強靱化推進室

※「医療コンテナの利用に関する手引き」(令和5年3月内閣官房国土強靱化推進室)を基に総務省作成



# 令和5年度の地域自立応援課の施策について

---

地域自立応援課長  
小谷 克志

# 地域おこし協力隊について

R5 予算額 208百万円

- 令和4年度の地域おこし協力隊の隊員数は、前年度から432名増の6,447人となり、インターン参加者数を含めた合計数は、6,813人となった。
- また、受入自治体数は、前年度から31団体増加し、1,118団体（受入可能自治体1,461団体の約77%）となった。

年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
隊員数	89人	257人	413人	617人	978人	1,629人	2,799人	4,090人	4,976人	5,530人	5,503人	5,560人	6,015人	<b>6,447人</b>
インターン参加者数													106人 (16人)	<b>421人 (82人)</b>
合計	89人	257人	413人	617人	978人	1,629人	2,799人	4,090人	4,976人	5,530人	5,503人	5,560人	6,114人	<b>6,813人</b>
自治体数	31団体	90団体	147団体	207団体	318団体	444団体	673団体	886団体	997団体	1,061団体	1,071団体	1,065団体	1,087団体 【2団体】	<b>1,118団体 【2団体】</b>

※ 隊員数、インターン参加者数、自治体数は、総務省の「地域おこし協力隊推進要綱」に基づくもの（いずれも特別交付税算定（令和4年11月末調査時点）ベース）。

※ 平成26年度から令和3年度の隊員数は、名称を統一した旧「田舎で働き隊(農水省)」の隊員数を含む。

※ ( ) 内の数は、インターン参加者のうち、地域おこし協力隊に任用された者の人数（翌年度任用見込み者数を含む）。

※ 合計は、隊員数とインターン参加者数（翌年度任用見込み者数を除く）の合計値。

※ 【 】 内の数は、自治体数のうち、インターンのみ受け入れた自治体数。

## 参考：地域おこし協力隊について

隊員の約4割は女性

隊員の約7割が  
20歳代と30歳代

任期終了後、およそ65%が  
同じ地域に定住※R4.3末調査時点

○ **制度概要**：都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を異動し、生活の拠点を移した者を、地方公共団体が「地域おこし協力隊員」として委嘱。隊員は、一定期間、地域に居住して、地域ブランドや地場産品の開発・販売・PR等の地域おこしの支援や、農林水産業への従事、住民の生活支援などの「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組。

○ **実施主体**：地方公共団体 ○ **活動期間**：概ね1年以上3年以下

○ **総務省の支援**：・ **特別交付税措置**（隊員1人あたり480万円上限 等）

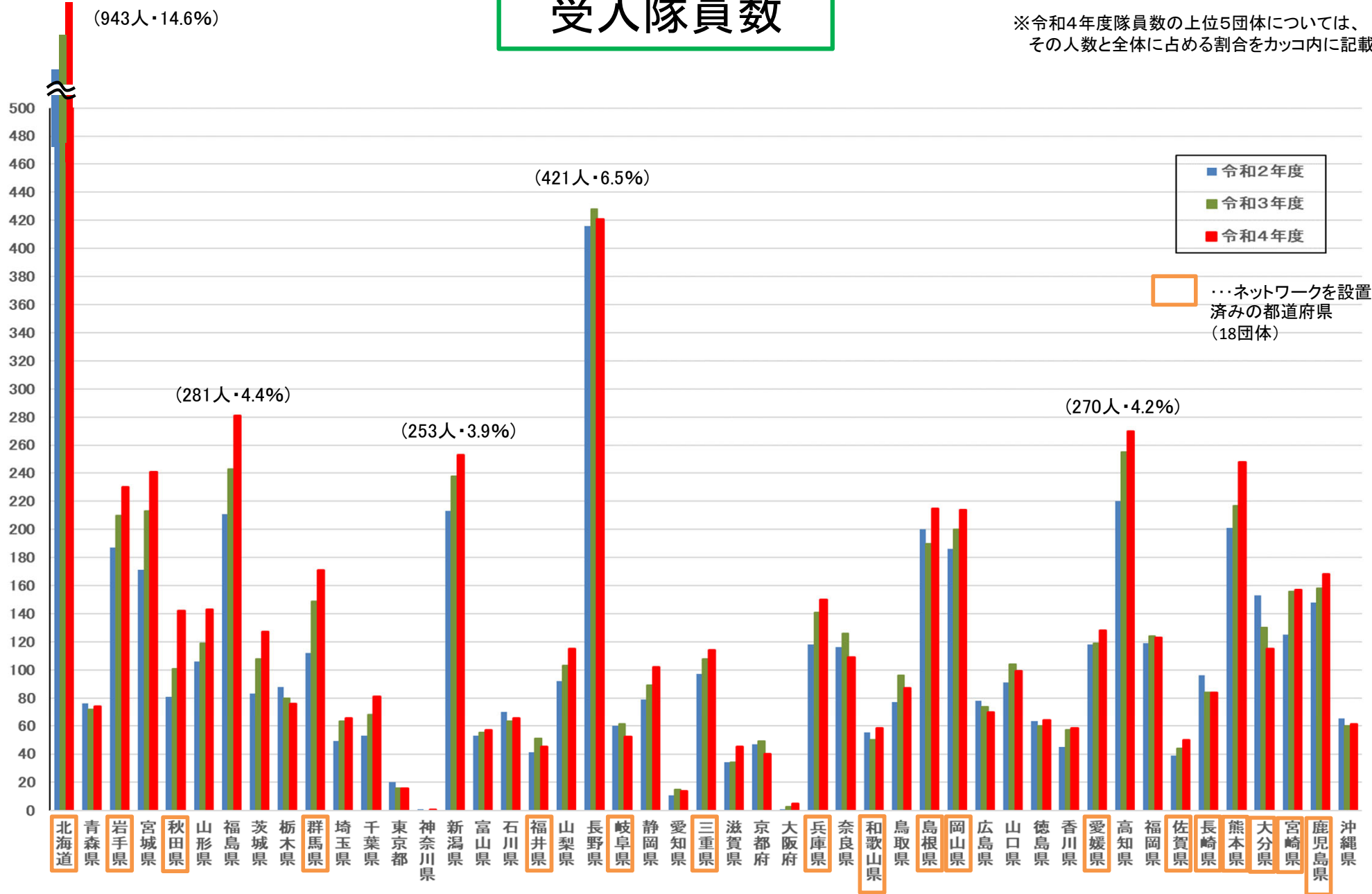
・ **令和5年度予算 2.1億円**

- ・ 隊員のなり手の掘り起こし（地域おこし協力隊全国サミット 等）
- ・ 受入れ・サポート体制の強化（地域おこし協力隊サポートデスク 等）
- ・ 定住促進に向けた起業支援（起業・事業化研修 等）

# 都道府県別の受入隊員数 (令和4年度特交ベース)

## 受入隊員数

※令和4年度隊員数の上位5団体については、その人数と全体に占める割合をカッコ内に記載。



隊員数(人)



# 地域おこし協力隊の活躍先②

都道府県名	市町村名	隊員数
秋田県 (142)	七ヶ宿町	10
	村田町	5
	柴田町	3
	川崎町	9
	丸森町	37
	亘理町	37
	利府町	2
	大郷町	2
	色麻町	3
	加美町	11
	涌谷町	6
	美里町	4
	女川町	3
	南三陸町	10
秋田県 (142)	秋田市	5
	能代市	12
	横手市	3
	大館市	13
	男鹿市	6
	湯沢市	1
	鹿角市	3
	由利本荘市	7
	大仙市	3
	北秋田市	12
	にかほ市	10
	仙北市	5
	小坂町	2
	上小阿仁村	3
藤里町	5	
三種町	2	
八峰町	4	
五城目町	1	

都道府県名	市町村名	隊員数
山形県 (143)	大潟村	3
	羽後町	6
	東成瀬村	36
	米沢市	5
	鶴岡市	3
	酒田市	3
	新庄市	7
	寒河江市	6
	上山市	6
	村山市	6
	長井市	12
	天童市	5
	尾花沢市	2
	南陽市	7
中山町	4	
河北町	6	
西川町	5	
朝日町	3	
大江町	3	
大石田町	5	
金山町	2	
最上町	4	
舟形町	1	
真室川町	1	
鮭川村	5	
戸沢村	3	
高畠町	4	
川西町	6	
小国町	4	
白鷹町	6	
飯豊町	5	
庄内町	8	

都道府県名	市町村名	隊員数
福島県 (281)	遊佐町	6
	★福島県	10
	福島市	5
	会津若松市	1
	郡山市	3
	いわき市	10
	白河市	4
	須賀川市	3
	喜多方市	9
	二本松市	10
	田村市	14
	南相馬市	10
	伊達市	2
	桑折町	12
	国見町	6
	川俣町	7
	大玉村	1
	鏡石町	3
	天栄村	3
	下郷町	2
	檜枝岐村	1
	只見町	8
	南会津町	5
	北塩原村	3
西会津町	14	
磐梯町	12	
猪苗代町	8	
会津坂下町	3	
湯川村	1	
柳津町	7	
三島町	2	
金山町	2	

都道府県名	市町村名	隊員数
茨城県 (127)	昭和村	2
	会津美里町	8
	西郷村	2
	矢吹町	2
	棚倉町	1
	矢祭町	9
	埴町	6
	鮫川村	2
	石川町	3
	玉川村	10
	平田村	1
	浅川町	2
	古殿町	3
	三春町	2
	小野町	6
	檜葉町	7
	富岡町	4
	川内村	3
	浪江町	11
	葛尾村	9
	新地町	1
	飯館村	6
	★茨城県	20
	水戸市	2
石岡市	4	
結城市	3	
下妻市	3	
常陸太田市	6	
高萩市	5	
北茨城市	1	
笠間市	4	
鹿嶋市	1	

都道府県名	市町村名	隊員数
群馬県 (171)	潮来市	3
	常陸大宮市	4
	那珂市	3
	筑西市	3
	稲敷市	8
	桜川市	5
	神栖市	1
	行方市	3
	鉾田市	1
	茨城町	1
	大洗町	5
	城里町	9
	大子町	4
	美浦村	4
八千代町	8	
境町	16	
栃木県 (76)	足利市	4
	栃木市	3
	佐野市	7
	鹿沼市	1
	日光市	4
	小山市	1
	真岡市	3
	大田原市	5
	矢板市	5
	那須塩原市	3
	さくら市	3
	那須烏山市	1
	下野市	3
	上三川町	1
益子町	10	
茂木町	10	

都道府県名	市町村名	隊員数
群馬県 (171)	市貝町	4
	壬生町	2
	那須町	2
	那珂川町	4
	前橋市	9
	桐生市	11
	沼田市	4
	渋川市	4
	藤岡市	2
	富岡市	3
	安中市	5
	みどり市	16
	上野村	31
	神流町	1
下仁田町	3	
南牧村	3	
甘楽町	4	
中之条町	10	
長野原町	4	
嬭恋村	26	
高山村	9	
東吾妻町	2	
片品村	4	
川場村	4	
昭和村	2	
みなかみ町	14	
埼玉県 (65)	秩父市	10
	越生町	2
	小川町	6
	吉見町	2
	ときがわ町	1
	横瀬町	20

都道府県名	市町村名	隊員数
千葉県 (81)	皆野町	3
	長瀬町	4
	小鹿野町	14
	東秩父村	1
	神川町	2
	銚子市	9
	館山市	5
	旭市	1
	勝浦市	3
	鴨川市	7
	富津市	2
	南房総市	8
	匝瑳市	1
	香取市	6
いすみ市	6	
多古町	4	
東庄町	1	
白子町	1	
長柄町	1	
長南町	2	
大多喜町	15	
御宿町	4	
鋸南町	5	
東京都 (16)	檜原村	5
	奥多摩町	2
	大島町	2
	利島村	3
神奈川県 (1)	三宅村	2
	八丈町	2
	真鶴町	1
神奈川(1)		
新潟県 (253)	★新潟県	3
	新潟市	1

# 地域おこし協力隊の活躍先③

都道府県名	市町村名	隊員数
富山県 (57)	長岡市	22
	三条市	52
	柏崎市	6
	新発田市	11
	小千谷市	6
	加茂市	2
	十日町市	22
	見附市	1
	村上市	5
	燕市	6
	糸魚川市	11
	妙高市	3
	五泉市	2
	上越市	14
	阿賀野市	2
	佐渡市	18
	魚沼市	4
	南魚沼市	1
	胎内市	3
	弥彦村	1
	田上町	2
	阿賀町	14
	出雲崎町	3
	湯沢町	19
	津南町	6
	関川村	3
粟島浦村	10	
富山市	2	
高岡市	4	
魚津市	3	
水見市	16	
黒部市	3	

都道府県名	市町村名	隊員数
石川県 (65)	小矢部市	3
	南砺市	8
	射水市	5
	上市町	2
	立山町	4
	入善町	1
	朝日町	6
	金沢市	2
	七尾市	6
	小松市	7
	輪島市	11
	加賀市	13
	羽咋市	4
	かほく市	1
	内灘町	2
	宝達志水町	8
	中能登町	1
	穴水町	4
	能登町	6
	★福井県	1
福井県 (45)	福井市	3
	敦賀市	2
	小浜市	6
	大野市	5
	勝山市	6
	鯖江市	4
	越前市	2
	坂井市	2
	永平寺町	1
	南越前町	1
	越前町	2
	美浜町	2

都道府県名	市町村名	隊員数
山梨県 (115)	高浜町	5
	おおい町	1
	若狭町	2
	富士吉田市	1
	都留市	12
	大月市	4
	韮崎市	11
	南アルプス市	12
	北杜市	28
	甲斐市	3
	上野原市	1
	甲州市	3
	市川三郷町	1
	早川町	3
	身延町	8
西桂町	1	
山中湖村	1	
富士河口湖町	1	
小菅村	6	
丹波山村	19	
★長野県	2	
長野県 (421)	長野市	19
	上田市	10
	岡谷市	1
	飯田市	6
	諏訪市	2
	須坂市	8
	小諸市	3
	伊那市	19
	駒ヶ根市	3
	中野市	5
	大町市	3

都道府県名	市町村名	隊員数
岐阜県 (52)	飯山市	4
	茅野市	5
	塩尻市	7
	佐久市	4
	東御市	13
	安曇野市	3
	小海町	8
	南相木村	7
	北相木村	2
	佐久穂町	4
	軽井沢町	3
	立科町	5
	青木村	1
	長和町	7
	下諏訪町	8
	富士見町	7
	原村	4
	辰野町	9
	箕輪町	7
	飯島町	6
	南箕輪村	14
	中川村	4
	宮田村	3
松川町	8	
高森町	2	
阿南町	1	
阿智村	6	
平谷村	10	
根羽村	5	
下條村	2	
売木村	8	
天龍村	9	

都道府県名	市町村名	隊員数
静岡県 (102)	泰阜村	1
	喬木村	7
	豊丘村	6
	大鹿村	5
	上松町	8
	南木曾町	5
	木祖村	3
	王滝村	5
	大桑村	5
	木曾町	11
	麻績村	8
	生坂村	13
	山形村	3
	朝日村	6
	筑北村	6
	池田町	3
	松川村	11
	白馬村	4
	小谷村	1
	小布施町	6
高山村	2	
山ノ内町	7	
木島平村	4	
野沢温泉村	1	
信濃町	4	
小川村	5	
飯綱町	12	
栄村	2	
岐阜県 (52)	大垣市	2
	関市	7
	美濃市	4
	山県市	2

都道府県名	市町村名	隊員数
静岡県 (102)	飛騨市	4
	本巣市	2
	郡上市	5
	下呂市	3
	関ヶ原町	1
	揖斐川町	1
	七宗町	2
	八百津町	5
	白川町	5
	東白川村	7
	白川村	2
	静岡市	6
	浜松市	9
	沼津市	3
	富士宮市	1
伊東市	6	
島田市	2	
焼津市	2	
掛川市	1	
藤枝市	14	
下田市	5	
湖西市	1	
伊豆市	9	
菊川市	1	
伊豆の国市	2	
牧之原市	2	
東伊豆町	4	
河津町	3	
南伊豆町	4	
松崎町	8	
西伊豆町	12	
吉田町	1	

都道府県名	市町村名	隊員数
愛知県 (14)	川根本町	3
	森町	3
	岡崎市	1
	西尾市	3
	新城市	1
	設楽町	2
	東栄町	3
	豊根村	4
	伊勢市	4
	松阪市	3
三重県 (114)	名張市	4
	尾鷲市	11
	鳥羽市	6
	熊野市	8
	いなべ市	16
	志摩市	4
	伊賀市	6
	明和町	7
	大台町	4
	玉城町	4
大紀町	6	
南伊勢町	19	
紀北町	5	
御浜町	5	
紀宝町	2	
滋賀県 (45)	彦根市	3
	長浜市	14
	近江八幡市	7
	甲賀市	4
	湖南市	4
東近江市	2	
米原市	2	

# 地域おこし協力隊の活躍先④

都道府県名	市町村名	隊員数	
	日野町	3	
	竜王町	1	
	愛荘町	3	
	多賀町	2	
京都府 (40)	京都市	2	
	舞鶴市	1	
	綾部市	2	
	宮津市	3	
	京丹後市	14	
	南丹市	5	
	井手町	3	
	宇治田原町	2	
	笠置町	2	
	和束町	3	
	京丹波町	2	
	与謝野町	1	
	大阪府 (5)	豊能町	1
		能勢町	3
岬町		1	
兵庫県 (150)	姫路市	2	
	洲本市	9	
	豊岡市	50	
	丹波篠山市	11	
	養父市	13	
	丹波市	2	
	南あわじ市	3	
	朝来市	7	
	淡路市	8	
	宍粟市	9	
	多可町	8	
	市川町	3	
	神河町	2	

都道府県名	市町村名	隊員数
	佐用町	8
	香美町	5
	新温泉町	10
	奈良市	6
	五條市	1
	御所市	3
	宇陀市	12
	山添村	2
	三宅町	2
	曽爾村	12
奈良県 (109)	御杖村	6
	明日香村	2
	大淀町	1
	黒滝村	7
	天川村	13
	野迫川村	3
	十津川村	3
	下北山村	8
	上北山村	12
	川上村	8
和歌山県 (58)	東吉野村	8
	和歌山市	2
	海南市	3
	橋本市	2
	田辺市	2
	新宮市	2
	紀の川市	3
	紀美野町	2
	かつらぎ町	6
	高野町	7
	由良町	4
	広川町	3

都道府県名	市町村名	隊員数
	有田川町	2
	美浜町	2
	みなべ町	1
	日高川町	2
	白浜町	2
	上富田町	2
	那智勝浦町	4
	古座川町	7
	鳥取市	4
	倉吉市	1
鳥取県 (87)	境港市	3
	岩美町	2
	智頭町	4
	八頭町	6
	三朝町	3
	湯梨浜町	10
	琴浦町	5
	北栄町	13
	大山町	4
	南部町	3
島根県 (215)	伯耆町	1
	日南町	8
	日野町	10
	江府町	10
	松江市	8
	浜田市	5
	出雲市	6
	益田市	5
	大田市	2
	安来市	5
	江津市	1
	雲南市	2

都道府県名	市町村名	隊員数
	奥出雲町	9
	飯南町	11
	川本町	10
	美郷町	14
	邑南町	25
	津和野町	18
	吉賀町	10
	海士町	47
	西ノ島町	10
	知夫村	20
岡山県 (214)	隠岐の島町	7
	岡山市	4
	倉敷市	8
	津山市	7
	笠岡市	11
	井原市	12
	高梁市	6
	新見市	4
	備前市	19
	瀬戸内市	5
	赤磐市	2
	真庭市	11
	美作市	18
	浅口市	1
	和気町	12
	矢掛町	6
	新庄村	4
	鏡野町	5
	勝央町	2
	奈義町	4
	西粟倉村	55
	久米南町	5

都道府県名	市町村名	隊員数
	美咲町	7
	吉備中央町	6
	呉市	8
	竹原市	2
	三原市	10
	尾道市	2
	福山市	1
	府中市	3
	三次市	4
	庄原市	1
広島県 (70)	東広島市	6
	安芸高田市	7
	江田島市	5
	安芸太田町	9
	北広島町	2
	大崎上島町	5
	世羅町	1
	神石高原町	4
	下関市	8
	宇部市	2
山口県 (99)	山口市	17
	萩市	15
	防府市	1
	岩国市	6
	光市	1
	長門市	14
	柳井市	2
	美祢市	10
	山陽小野田市	2
	周防大島町	4
	和木町	1
	上関町	1

都道府県名	市町村名	隊員数
	田布施町	1
	平生町	6
	阿武町	8
	徳島県★	4
	鳴門市	2
	阿南市	8
	吉野川市	5
	美馬市	9
	三好市	2
	勝浦町	1
徳島県 (64)	上勝町	9
	神山町	3
	那賀町	6
	牟岐町	2
	美波町	3
	海陽町	2
	藍住町	4
	上板町	2
	東みよし町	2
	香川県★	3
香川県 (58)	坂出市	1
	善通寺市	5
	観音寺市	3
	さぬき市	2
	東かがわ市	2
	三豊市	3
	土庄町	11
	小豆島町	13
	三木町	2
	直島町	2
	綾川町	3
	琴平町	4

都道府県名	市町村名	隊員数
	多度津町	1
	まんのう町	3
	松山市	3
	今治市	16
	宇和島市	3
	八幡浜市	4
	新居浜市	5
	西条市	1
	大洲市	5
	伊予市	3
愛媛県 (128)	四国中央市	3
	西予市	30
	東温市	4
	上島町	9
	久万高原町	9
	内子町	2
	伊方町	11
	松野町	8
	鬼北町	5
	愛南町	7
高知県 (270)	高知県★	3
	高知市	2
	室戸市	10
	安芸市	4
	南国市	2
	土佐市	2
	須崎市	6
	宿毛市	7
	土佐清水市	4
	四万十市	9
	香南市	9
	東洋町	5



# 地域おこし協力隊の活躍先⑤

都道府県名	市町村名	隊員数
	奈半利町	4
	田野町	2
	北川村	11
	馬路村	3
	本山町	13
	大豊町	6
	土佐町	20
	大川村	10
	いの町	10
	仁淀川町	8
	中土佐町	5
	佐川町	26
	越知町	12
	檜原町	8
	日高村	18
	津野町	3
	四万十町	29
	大月町	8
	三原村	2
	黒潮町	9
福岡県 (123)	大牟田市	1
	田川市	2
	柳川市	8
	八女市	11
	筑後市	1
	豊前市	5
	小郡市	2
	古賀市	3
	福津市	1
	うきは市	14
	嘉麻市	2
	朝倉市	6

都道府県名	市町村名	隊員数
	みやま市	6
	糸島市	1
	那珂川市	2
	篠栗町	1
	新宮町	4
	芦屋町	3
	東峰村	10
	大刀洗町	2
	大木町	1
	広川町	4
	香春町	3
	添田町	1
	糸田町	3
	川崎町	3
	赤村	5
	福智町	8
	みやこ町	4
	吉富町	3
	築上町	3
	佐賀県 (50)	佐賀県★
佐賀市		5
唐津市		3
多久市		2
伊万里市		3
武雄市		3
小城市		2
嬉野市		1
神埼市		2
基山町		4
みやき町		6
玄海町		3
有田町		2

都道府県名	市町村名	隊員数
	大町町	3
	長崎県★	3
	長崎市	5
	佐世保市	7
	島原市	3
	諫早市	4
	平戸市	4
	松浦市	2
	対馬市	11
	壱岐市	8
	五島市	7
	西海市	1
	雲仙市	5
	南島原市	3
	東彼杵町	2
	川棚町	3
	波佐見町	1
	小値賀町	5
	佐々町	1
	新上五島町	9
長崎県 (84)	熊本市★	1
	八代市	1
	人吉市	1
	荒尾市	3
	水俣市	1
	玉名市	3
	山鹿市	5
	菊池市	3
	宇土市	2
	上天草市	13
	宇城市	4
	天草市	3

都道府県名	市町村名	隊員数
	合志市	3
	美里町	2
	玉東町	3
	南関町	3
	和水町	3
	大津町	3
	菊陽町	2
	南小国町	5
	小国町	10
	産山村	8
	高森町	59
	西原村	6
	南阿蘇村	20
	御船町	16
	益城町	4
	甲佐町	1
	山都町	14
	氷川町	1
	芦北町	7
	津奈木町	8
大分県 (115)	錦町	1
	多良木町	2
	湯前町	4
	水上村	10
	五木村	2
	球磨村	6
	あさぎり町	4
	苓北町	1
	大分市	3
	中津市	13
	日田市	8
	佐伯市	8

都道府県名	市町村名	隊員数
	臼杵市	9
	津久見市	3
	竹田市	18
	豊後高田市	13
	杵築市	2
	宇佐市	11
	豊後大野市	5
	由布市	6
	国東市	10
	日出町	1
	九重町	3
	玖珠町	2
	都城市	9
	延岡市	6
	日南市	5
	小林市	1
	串間市	3
	西都市	6
	えびの市	3
	三股町	2
宮崎県 (157)	高原町	8
	高鍋町	1
	新富町	25
	西米良村	3
	木城町	6
	川南町	4
	都農町	38
	門川町	4
	諸塚村	1
	椎葉村	6
	美郷町	9
	高千穂町	5

都道府県名	市町村名	隊員数
	日之影町	9
	五ヶ瀬町	3
	鹿児島市	2
	鹿屋市	4
	枕崎市	3
	阿久根市	4
	出水市	4
	指宿市	3
	西之表市	5
	薩摩川内市	9
	日置市	4
	曾於市	3
	霧島市	3
	いちき串木野市	3
	南さつま市	2
	志布志市	3
	南九州市	5
	伊佐市	9
	三島村	2
	十島村	25
さつま町	2	
鹿児島県 (168)	長島町	5
	湧水町	10
	大崎町	4
	東串良町	2
	錦江町	6
	南大隅町	2
	肝付町	2
	中種子町	2
	南種子町	5
	屋久島町	5
	大和村	1

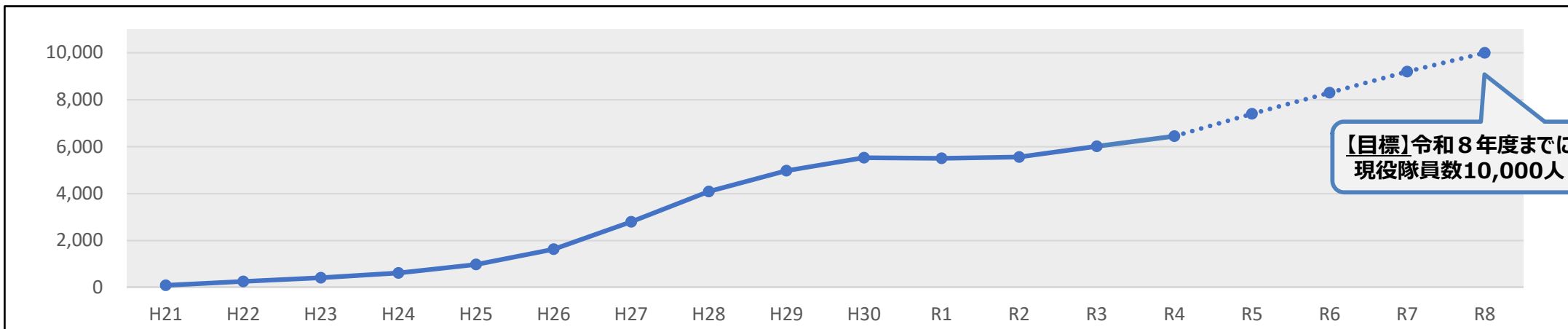
都道府県名	市町村名	隊員数	
	宇検村	6	
	龍郷町	3	
	喜界町	3	
	徳之島町	1	
	天城町	1	
	伊仙町	5	
	和泊町	3	
	知名町	4	
	与論町	3	
	沖縄県 (61)	沖縄県★	2
		石垣市	2
		糸満市	1
		宮古島市	1
国頭村		3	
今帰仁村		3	
本部町		7	
恩納村		2	
宜野座村		1	
伊江村		2	
北中城村		2	
中城村		1	
与那原町		1	
栗国村	2		
渡名喜村	2		
久米島町	16		
多良間村	3		
竹富町	8		
与那国町	2		
合計		6,447	

表中の★は、道府県が直接実施



# 地域おこし協力隊 隊員数の増加に向けた取組について

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
隊員数	89	257	413	617	978	1,629	2,799	4,090	4,976	5,530	5,503	5,560	6,015	6,447
取組自治体数	31	90	147	207	318	444	673	886	997	1,061	1,071	1,065	1,085	1,116



## 応募者数の増加

- 制度の認知度不足
- 受入自治体の募集内容に魅力がない

- SNSを中心とした情報発信の強化や事例の発掘によるメディアへの働きかけ
- おためし協力隊・協力隊インターンの活用推進
- 受入自治体における募集・受入の強化 (サポートプラン①)

## 募集者数・受入自治体数の増加

- 受入実績がないor隊員数が少ない自治体が存在
- 職員の負担増

- 研修・マニュアルの充実等により募集・受入のノウハウを共有
- 複数人の隊員の受入れを働きかけや多様な分野での活用を促進
- 受入自治体におけるサポート体制の強化 (サポートプラン②)

## 隊員のサポート体制の強化 (ミスマッチの防止)

- 隊員のニーズの多様化
- 任期途中の退職者が一定存在
- 隊員の孤立

- サポートデスクによる相談体制の確保
- 都道府県OB・OGネットワークの強化によるサポートの充実
- 受入自治体におけるサポート体制の強化 (サポートプラン②) (再掲)

## 任期終了後の定住に向けたサポート

- 任期終了後の仕事が見つからない、住むところがない

- 就業に向けた支援の強化
- 空き家の利活用や住まい探しの支援
- 起業・事業承継に向けた支援の強化 (サポートプラン③)

# 地域おこし協力隊 受入サポートプラン

- 地域おこし協力隊は、令和4年度には6,447名の隊員が全国で活用し、これまでに任期終了した隊員との合計は16,000名以上となっている。また、隊員のおよそ65%は任期終了後も引き続き同じ地域に定住し、地域活性化の大きな力となっている。
- 地方への新たな人の流れを創出するため、こうした取組を更に推進することが重要であることから、令和8年度までに現役隊員数を10,000名とすることを目標として、以下のとおり、各フェーズの**隊員・受入自治体双方に対するサポートの充実**を図る。

## ① 受入自治体に対する 募集・受入のサポート

### ★隊員の募集等に要する経費の財政措置 (特別交付税措置)

#### 【措置上限】

**300万円/1団体**を上限  
(200万円/1団体から引上げ)

#### 【対象経費】

OB・OG等から募集案件の企画についてアドバイスを受ける経費、民間求人サイトを活用したPRに要する経費 等

- 外部人材の活用を促進し、各自治体の**募集の企画力を強化**するとともに、隊員のミッション等を具体化することで、**ミスマッチの防止**を図る。
- 民間求人サイトを活用し、**募集のPRを強化**することで、各自治体における**応募者の裾野を広げる**。

## ② 現役隊員に対する サポート体制の強化

### ★隊員の日々のサポートに要する経費の財政措置 (特別交付税措置) **NEW!**

#### 【措置上限】

**200万円/1団体**を上限

#### 【対象経費】

OB・OG等に隊員の日々のサポート（活動や生活に関する日々の相談、地域住民とのつながりづくり等）を委託する経費 等

- 市町村単位でのよりきめ細やかなサポート体制の確保を促進し、隊員の孤立を防止し、各自治体における任期途中の退任者を減らす。
- 受入自治体職員の負担軽減を図るとともに、OB・OGが引き続き同じ地域で活躍できる場をつくる。

## ③ 任期終了後の 定住に向けたサポート

### ★隊員等の起業・事業承継に要する経費の財政措置 (特別交付税措置)

#### 【措置上限】

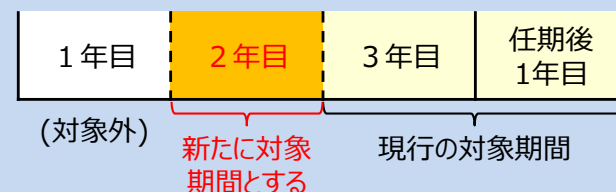
**100万円/1人**を上限

#### 【対象期間】

「最終年次及び任期終了後1年」としているところ、**「任期2年目から任期終了後1年」に適用年度を拡充**（任期1年目は対象外）

- 隊員が早期から起業等の準備に着手できるようにすることで、**円滑な定住のサポートを促進**する。

<イメージ図>



# 地域おこし協力隊に係る地方財政措置について

## ◎ 地域おこし協力隊に取り組む自治体に対し、次に掲げる経費について、特別交付税措置

### 【隊員の募集・受入】

赤字は令和5年度に拡充した部分

- ① 地域おこし協力隊員の募集等に要する経費：**300万円／1団体を上限**
- ② 「おためし地域おこし協力隊」に要する経費：100万円／1団体を上限
- ③ 「地域おこし協力隊インターン」に要する経費：100万円／1団体を上限<sup>(※1)</sup>、1.2万円／1人・1日を上限<sup>(※2)</sup>  
 (※1) …団体のプログラム作成等に要する経費、(※2) …参加者の活動に要する経費

### 【隊員の活動期間中】

- ④ 地域おこし協力隊員の活動に要する経費：**480万円／隊員1人を上限**  
 ・報償費等…280万円（隊員のスキルや地理的条件等を考慮した上で、最大330万円まで支給可能。その場合も480万円が上限）  
 ・その他の経費…200万円（活動旅費、作業道具等の消耗品費、関係者間の調整などに要する事務的な経費、研修等の経費など）

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、令和元年度から3年度までに任用された隊員を対象として、受入自治体が「任期の延長が必要」と認めた場合には、2年を上限として任期の特例を認めることとし、他の隊員と同様に報償費等について特別交付税措置。

- ⑤ **地域おこし協力隊員の日々のサポートに要する経費(市町村のみ)：200万円／1団体を上限**

### 【隊員の任期終了後】

- ⑥ 地域おこし協力隊員等の起業・事業承継に要する経費：**100万円/隊員1人を上限**  
 ・任期2年目から任期終了後1年以内の起業又は事業承継が対象。
- ⑦ 任期終了後の隊員が定住するための空き家の改修に要する経費：**措置率0.5**

## ◎ 都道府県に対し、以下の取組に要する経費について、普通交付税措置

- ① 地域おこし協力隊等を対象とする研修等
- ② 地域おこし協力隊員OB・OGを活用した現役隊員向けのサポート体制の整備

# 地域おこし協力隊インターン

- 令和8年度までに現役隊員数を10,000人とする目標の達成に向け「応募者数の増加」が急務であるなか、令和元年度から「おためし地域おこし協力隊」を実施しているが、隊員としての実際の活動や生活が具体的にイメージしにくいという意見も。そこで、「おためし」と「本体」との間に、新たなメニューとして「地域おこし協力隊インターン」を創設し、応募者の裾野を拡大。

## おためし地域おこし協力隊

### ★期間

- ・主に2泊3日

### ★移住要件

- ・なし

### ★活動内容（例）

- ・行政、受入地域等関係者との顔合わせ
- ・地域の案内、交流会
- ・地域協力活動の実地体験 等

### ★財政措置（特別交付税措置）

- ・実施経費：1団体あたり100万円上限

## 地域おこし協力隊インターン

### ★期間

- ・2週間～3か月

### ★移住要件

- ・なし

### ★活動内容

- ・地域おこし協力隊と同様の地域協力活動に従事

### ★財政措置（特別交付税措置）

- ・インターンのプログラム作成等に要する経費：  
1団体あたり100万円上限
- ・協力隊インターン参加者の活動に要する経費：  
1人・1日あたり1.2万円上限

⇒**地方への移住に淡い関心を寄せる方や地域おこし協力隊をあまり知らない方へアピール！**

⇒**地域おこし協力隊への参加を具体的なイメージをもって検討することが可能に！**

## 地域おこし協力隊

### ★期間

- ・概ね1年～3年

### ★移住要件

- ・原則、都市地域から条件不利地域への移住が必要

### ★活動内容（例）

- ・地場産品の開発・販売等地域おこし支援
- ・農林水産業への従事
- ・住民の生活支援 等

### ★財政措置（特別交付税措置）

- ・募集経費：1団体あたり200万円上限
- ・活動経費等：1人あたり480万円上限

## 参考事例

- ・新潟県においては、「にいがたイナカレッジ」として、1か月（短期）～1年（長期）の「地域インターン」を実施。短期（主に大学生）113名、長期（主に社会人）35名が参加（2012～2019年度、延べ数）
- ・「集落の若い人たちが集まりに出やすくなったと思います」、「なかなか腰が重くて取り掛かれなかったことが、学生達が私たちの背中を後押ししてくれました」といった地域の声あり。





# 地域おこし協力隊の推進に要する経費

R5 予算額 208百万円

- 地域おこし協力隊の隊員数は、令和4年度は6,447人であり、令和8年度までに10,000人とする目標を掲げている（デジタル田園都市国家構想総合戦略）。
- 目標の達成に向けて、**強力なPR活動、現役隊員・自治体職員双方へのサポートの拡充等の取組により地域おこし協力隊を更に強化し、地方への新たな人の流れを力強く創出する。**

## 制度周知・隊員募集

### ■「地域おこし協力隊全国サミット」の開催

- ・地域おこし協力隊や自治体関係者のほか広く一般の方の参加できる「地域おこし協力隊全国サミット」を開催し、事例報告やPR等により広く制度を周知するとともに、隊員同士の学び、交流の場を提供する。



### ■メディアやSNS等を活用した制度周知

- ・制度の更なる活用を推進するため、各種メディアやSNS等による制度周知を更に強化し、隊員のなり手の掘り起こしを行う。

### ■未導入自治体等に対するフォローアップ

- ・**新規**募集・受入等について知見のある有識者を「地域おこし協力隊アドバイザー（仮称）」として派遣し、未導入自治体等に対するフォローアップを行う。
- ・募集・受入等のノウハウを全国へ広げていくため、調査分析、事例集の作成等を行う。

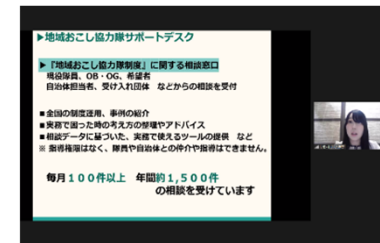
## 隊員活動期間中

### ■「地域おこし協力隊サポートデスク」等による相談体制の確保

- ・隊員や自治体職員からの相談に一元的に対応できるよう「地域おこし協力隊サポートデスク」において効果的なアドバイスを提供する。

### ■各種研修会等の実施

- ・初任者研修やステップアップ研修等といった隊員の「段階別」の研修を実施するとともに、隊員の孤立化の防止に向けて、同じ分野で活動する隊員間のつながりを強化するため、任期終了後にも頼れる知己を得る場として「活動分野別」の研修を実施する。
- ・より一層の制度理解、隊員の円滑な活動の支援等のため、自治体職員向けの研修等の充実を図る。



### ■「ビジネスサポート事業」等の実施

- ・隊員の起業・事業化等を支援するため、専門家のアドバイスによるビジネスプランの磨き上げ、事業実現に向けたサポート等を実施する。

### ■OB・OGネットワークづくりの推進・強化

- ・各地域における協力隊OB・OGネットワークづくりを推進することにより、より身近できめ細やかなサポート体制を構築する。
- ・**新規**「地域おこし協力隊全国ネットワーク（仮称）」を設立し、情報の発信や関係団体との連携強化、隊員やOB・OGの活動支援に取組む。

## 任期後

### 起業・定住

地域への  
人材還流を  
促進！

# 地域おこし協力隊 OB・OG等によるサポートの支援

全国ネットワーク

都道府県OB・OGネットワーク  
18団体（青色の地域）

市町村単位でのサポート

## 1. 地域おこし協力隊全国ネットワーク（仮称）の設立

- R 5 国費事業で「地域おこし協力隊全国ネットワーク（仮称）」を立ち上げ
- 情報の収集・発信、隊員やOB・OGの活動支援に取り組む

## 2. 都道府県OB・OGネットワークづくりの推進

- 隊員数の増加に伴い、全国一元的な研修・相談対応等のサポートのみでは限界もあるため、都道府県単位のOB・OGネットワークの形成を推進し、重層的なサポート体制を構築
- 研修や専門的な相談対応等に要する経費に対して普通交付税措置を講じているほか、ネットワークの立ち上げに係る経費（1団体当たり100万円上限）をR元～国費事業で支援
- ネットワークを設立済みの都道府県は18団体（青色の地域）

## 3. 市町村単位のサポート体制の強化

- OB・OG等に隊員の日々のサポート（活動や生活に関する日々の相談、地域住民とのつながりづくり等）を委託する経費に対してR 5～新たに特別交付税措置
- 市町村単位でのよりきめ細やかなサポート体制の確保を促進し、隊員の孤立を防止するとともに、隊員数の増加に伴う市町村職員の負担軽減を図る

# 地域おこし協力隊サポートデスク事業

## 概要

- 地域おこし協力隊員の地域での活動が円滑に行えるよう受入・サポート態勢を支援  
「移住・交流情報ガーデン」内に相談窓口を開設（平成28年9月27日開設）

## 事業内容

- 地域おこし協力隊員や受入自治体からの相談に一元的に対応できる  
**「地域おこし協力隊サポートデスク」を開設。**
- 専門の相談員を配置し、隊員や自治体担当者から対面のほか、電話やメールでの相談・問合せを受け付け、効果的なアドバイスを提供。
- 全国の地域に共通する課題に対する経験やノウハウを共有化し、解決を後押し。
- 専門の相談員（協力隊員OB・OG等）8名（うち女性3名）でサポート。

※ ただし、地域おこし協力隊に要する経費に対する財政措置や地方公務員法関係については、サポートデスクではなく、各都道府県又は総務省にお問い合わせください。

## 地域おこし協力隊サポートデスクの相談対応状況

（平成28年9月27日～令和4年3月31日・営業日1,663日間）

### 相談件数

合計7,544件	
・ 電話	5,683件
・ 電子メール	1,467件
・ 来訪（対面）	389件
・ 出張	5件

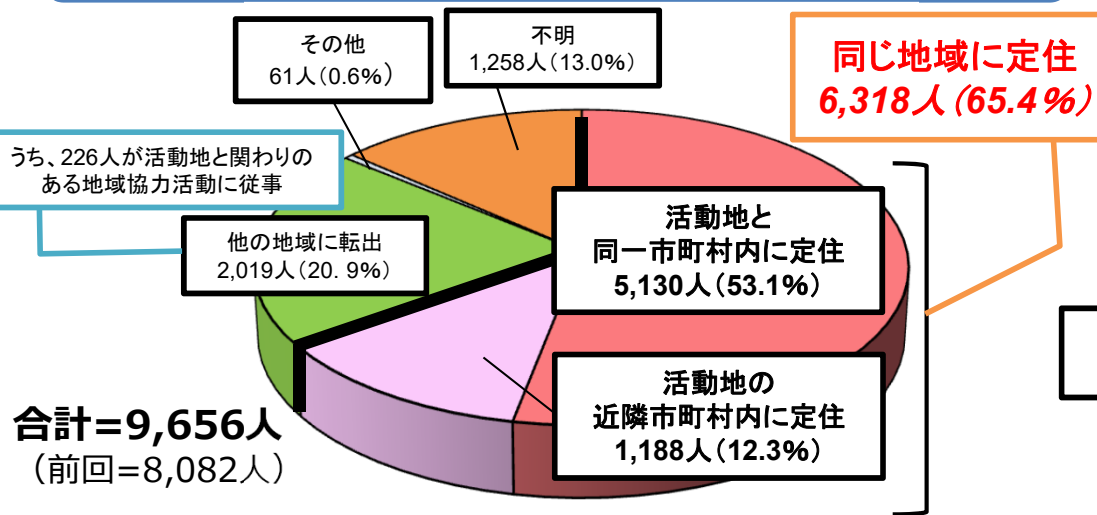
### 相談者区分

・ 自治体関係者	3,682件（48.8%）
・ 地域おこし協力隊員	2,764件（36.6%）
・ 協力隊希望者	535件（7.1%）
・ その他	563件（7.5%）

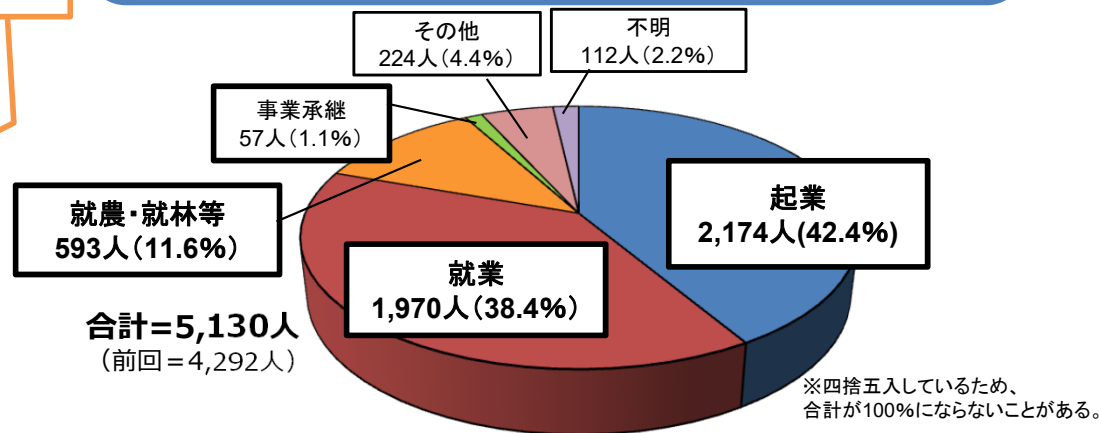
# 地域おこし協力隊の定住状況等に係る調査結果概要 (令和5年4月公表)

○令和4年3月31日までに任期終了した地域おこし協力隊員の定住状況等について調査を実施。  
(前回調査：令和3年3月31日までに任期終了した隊員)

任期終了後、**およそ65%の隊員が同じ地域に定住**



同一市町村内に定住した者は5,130人  
前回調査(4,292人)比で約1.2倍に増加  
うち、**約42%(2,174人)が起業、**  
**約38%(1,970人)が就業**



## 任期終了後定住した隊員の動向

### 起業

○飲食サービス業 (古民家カフェ、農家レストラン等)	317名
○宿泊業 (ゲストハウス、農家民宿等)	235名
○美術家 (工芸含む)、デザイナー、写真家、映像撮影者	213名
○小売業 (パン屋、ピザの移動販売、農作物の通信販売等)	193名
○6次産業 (猪や鹿の食肉加工・販売等)	128名
○観光業 (ツアー案内、日本文化体験等)	127名
○まちづくり支援業 (集落支援、地域ブランドづくりの支援等)	96名 ほか

### 就業

○行政関係 (自治体職員、議員、集落支援員等)	509名
○観光業 (旅行業・宿泊業等)	220名
○農林漁業 (農業法人、森林組合等)	152名
○地域づくり・まちづくり支援業	134名
○医療・福祉業	102名
○小売業	90名
○教育業	84名
○製造業	74名
○6次産業 (生産・加工・販売全て)	54名 ほか

### 就農・就林等

○農業	488名
○林業	56名
○畜産業	22名
○漁業・水産業	13名
ほか	

### 事業承継

○57名 (酒造の承継、民宿の承継等)

※準備中・研修中を含む



# 地域おこし協力隊の都道府県別任期終了者と定住率①

都道府県名	任期終了者数	うち定住者数※	定住率 (任期終了者すべて)	定住率 (H31.4.1～R4.3.31 任期終了者)
北海道	1,313	968	73.7%	81.6%
青森県	103	72	69.9%	73.1%
岩手県	248	170	68.5%	72.2%
宮城県	173	114	65.9%	75.7%
秋田県	140	73	52.1%	61.6%
山形県	271	168	62.0%	74.5%
福島県	246	156	63.4%	72.6%
茨城県	152	95	62.5%	69.7%
栃木県	153	108	70.6%	76.8%
群馬県	191	114	59.7%	67.6%
埼玉県	41	23	56.1%	54.8%
千葉県	68	45	66.2%	71.4%

都道府県名	任期終了者数	うち定住者数※	定住率 (任期終了者すべて)	定住率 (H31.4.1～R4.3.31 任期終了者)
東京都	28	24	85.7%	81.3%
神奈川県	3	2	66.7%	100%
新潟県	345	216	62.6%	62.4%
富山県	98	64	65.3%	68.1%
石川県	93	67	72.0%	79.0%
福井県	111	72	64.9%	67.4%
山梨県	295	170	57.6%	84.7%
長野県	783	524	66.9%	78.2%
岐阜県	132	82	62.1%	70.4%
静岡県	125	97	77.6%	84.0%
愛知県	41	25	61.0%	64.3%
三重県	145	79	54.5%	66.7%

※活動地と同一市町村内に定住した者と、活動地の近隣市町村内に定住した者の計

# 地域おこし協力隊の都道府県別任期終了者と定住率②

都道府県名	任期終了者数	うち定住者数※	定住率 (任期終了者すべて)	定住率 (H31.4.1～R4.3.31 任期終了者)
滋賀県	98	60	61.2%	77.4%
京都府	98	59	60.2%	61.2%
大阪府	2	2	100%	100%
兵庫県	202	120	59.4%	68.6%
奈良県	198	125	63.1%	74.8%
和歌山県	93	59	63.4%	76.7%
鳥取県	192	124	64.6%	76.4%
島根県	473	283	59.8%	74.7%
岡山県	341	212	62.2%	71.1%
広島県	172	125	72.7%	79.7%
山口県	123	97	78.9%	84.0%
徳島県	174	110	63.2%	72.6%

都道府県名	任期終了者数	うち定住者数※	定住率 (任期終了者すべて)	定住率 (H31.4.1～R4.3.31 任期終了者)
香川県	60	35	58.3%	64.5%
愛媛県	224	151	67.4%	72.2%
高知県	389	256	65.8%	72.0%
福岡県	215	142	66.0%	72.5%
佐賀県	61	33	54.1%	60.5%
長崎県	188	103	54.8%	61.2%
熊本県	213	153	71.8%	75.6%
大分県	276	190	68.8%	71.6%
宮崎県	186	119	64.0%	68.9%
鹿児島県	269	167	62.1%	74.3%
沖縄県	111	65	58.6%	69.6%
<全国>	9,656	6,318	65.4%	73.8%

※活動地と同一市町村内に定住した者と、活動地の近隣市町村内に定住した者の計

# 都道府県に対する依頼事項

- ◎ 地域おこし協力隊の取組の更なる推進のため、以下の事項についてご対応をお願いしたい。
- ◎ 市町村に対しては、次ページの「市町村に対する依頼事項」も参考に、ご助言を行っていただきたい。

## ★新規でお願いしたい事項

※各事項の詳細については、追って通知を送付する予定

### (1) 市町村における受入促進

- ① 隊員の募集・受入状況に応じた、市町村への助言
- ② 隊員の募集・受入等に係る「地域おこし協力隊アドバイザー（仮称）」の派遣への協力

### (2) 全国ネットワーク立上げへの協力

- ① 都道府県OB・OGネットワークの整備促進・活動支援
- ② 全国ネットワークに参加する構成員（都道府県や都道府県OB・OGネットワーク等）の選定
- ③ 都道府県職員の「地域おこし協力隊サポーター（仮称）」としての登録

## ★継続してお願いしたい事項

- (1) 市町村における募集予定状況の把握
- (2) 優良事例（隊員や受入市町村等）の把握
- (3) 情報発信の強化（ポスターや動画等の活用）
- (4) 隊員や市町村職員等を対象とした研修の実施



気負わなくても、いーんです。



地域おこし協力隊  
公式YouTubeチャンネル

# 市町村に対する依頼事項

- ◎ 地域おこし協力隊の取組の更なる推進のため、以下の事項について市町村にご対応いただくよう、各都道府県からご助言を行っていただきたい。
- ◎ その際、各種財政措置も活用可能である旨、市町村に対して周知していただきたい。

## お願い事項

## 財政措置

### (1) 積極的な隊員の募集・受入～応募者の裾野を広げ、ミスマッチの防止を図る～

- |  |  |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>① 「地域おこし協力隊アドバイザー（仮称）」等の外部人材や民間求人サイトを活用した、募集の企画力・広報力の強化</li> <li>② 隊員のミッション等の具体化・多様化</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・国費（アドバイザー派遣）</li> <li>・国費（隊員・自治体職員向け研修）</li> <li>・特交（募集等に要する経費・300万円）</li> </ul> |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>③ 隊員の孤立を防止するため、複数人の受入れ<br/>※例えば、毎年2人以上、計6人以上の任用</li> </ul>                                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・特交（活動に要する経費・480万円・人数上限なし）</li> </ul>   |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>④ おためし・インターンの活用<br/>※特に、受入実績がない団体等</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・特交（プログラム作成等に要する経費・100万円、〈インターンのみ〉報償費等に要する経費1.2万円／日）</li> </ul>                   |

### (2) 隊員の活動期間中のサポート～退任者を減らし、活動の質も向上させる～

- |  |  |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>① 隊員の活動状況の把握</li> <li>② 活動や生活に関する日々の相談、地域住民とのつながりづくり等（OB・OGに委託可）</li> <li>③ 任期1年目の隊員への初任者研修など各種研修の実施（OB・OGに委託可）<br/>※例えば、庁内各課、商工会、金融機関等とも連携した研修会等の情報提供</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・国費（隊員・自治体職員向け研修）〈再掲〉</li> <li>・特交（OB・OGへの日々のサポートの委託等に要する経費・200万円）</li> </ul> |
|--|--|

### (3) 隊員の任期終了後に向けたサポート～定住の有無に関わらず、引き続きの活躍の場を提供～

- |   |  |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>① 定住の有無に関わらず、OB・OGの連絡先の把握<br/>※例えば、移住者または関係人口として引き続き関わっていただくような情報発信</li> </ul>           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・特交（OB・OGへの日々のサポートの委託等に要する経費・200万円）〈再掲〉</li> </ul>  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>② 隊員の任期後の活動予定状況の把握<br/>※例えば、庁内各課、商工会、金融機関等とも連携した企業セミナーなどの情報提供や相談対応（就職、企業・融資等）</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・国費（ビジネスサポート事業、起業・事業化研修）</li> <li>・特交（起業・事業承継に要する経費・100万円、空き家改修に要する経費・措置率0.5、移住・定住対策に対する経費・措置率0.5×財政力補正）</li> </ul> |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>③ 仕事探し・住まい探しに要する経費に対する支援</li> </ul>  |  |

※上記のほか、引き続き情報発信の強化にも取り組んでいただきたい。

# 関係人口について

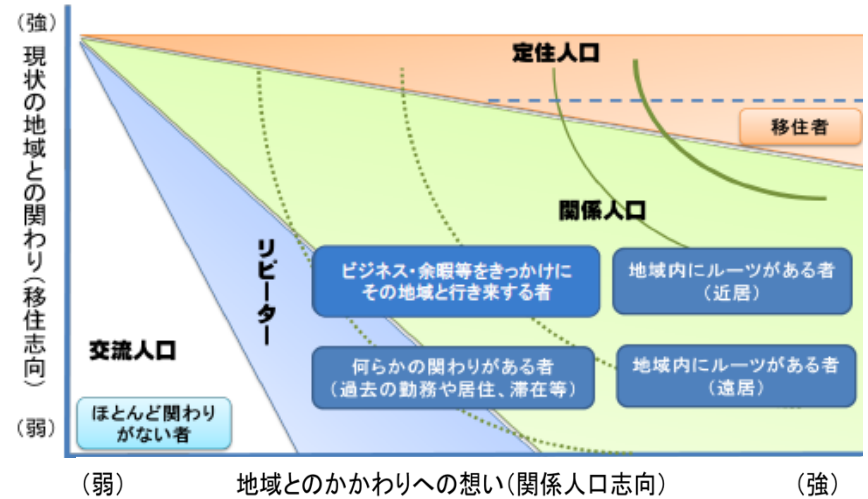
- **「関係人口」とは、移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、特定の地域に継続的に多様な形で関わる者。**
- 地方圏は、人口減少・高齢化により地域づくりの担い手不足という課題に直面しているところ、地域によっては若者を中心に、変化を生み出す人材が地域に入り始めており、**「関係人口」と呼ばれる地域外の人材が地域づくりの担い手となることが期待できる。**

## 関係人口が増えることの意義

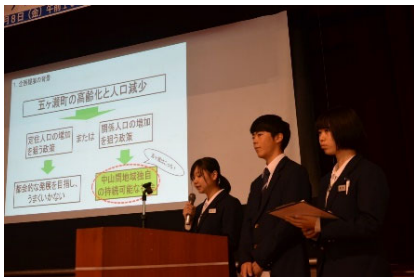
関係人口は、地域住民との信頼関係をベースに、**地域の社会課題解決**や**魅力向上**に貢献する存在である。関係人口の活発な往来により、地方の**経済活動**や様々な**魅力向上の取組の活性化**、更には**災害時の支え合い**にもつながる。とりわけ人口減少・高齢化の深刻な地域においては、関係人口が**地域住民の共助の取組に参画**し、地域の**内発的発展を誘発**することが期待される。

(「デジタル田園都市国家構想総合戦略」抜粋)

## 関係人口のイメージ



## 関係人口の取組例



<宮崎県五ヶ瀬町 (R元モデル事業)>  
県立中高一貫校の卒業生を対象とした  
関係人口案内人育成



<鳥取県鳥取市 (R元モデル事業)>  
地方の農業に関心のある都市部からの  
滞在者との協働による農業用水路の修繕



<愛媛県西条市 (H30モデル事業)>  
「自立循環型関係人口プラットフォーム構築事業」での  
「LOVE SAIJO ファンクラブ」を活用した地場製品のPR



<島根県邑南町 (H30モデル事業)>  
「はすみファンと共に創る地域」事業  
での「INAKAイルミ」の実施



# 関係人口を活用した地域の担い手確保事業

R5 予算額 0.1億円

## 概要

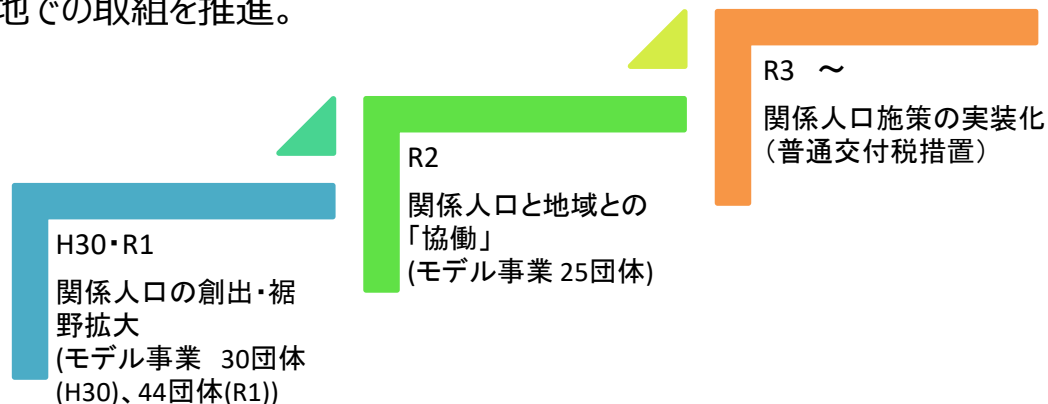
- 総務省では「『関係人口』ポータルサイト」等を通じ、関係人口の意義や事例について情報発信するとともに、平成30年度からモデル事業を実施してその成果検証を行ってきたところ。
- さらに、過年度のモデル事業を通じて得られた知見の横展開を図るとともに、「『関係人口』ポータルサイト」により地方団体が地域への多様な関わり方（かかわりしろ）を発信。
- 地方財政措置を講じることにより、関係人口の創出・拡大等に向けた取組の全国各地での取組を推進。

### 全国に向けた情報発信・地域からの情報発信の強化

「『関係人口』ポータルサイト」等を通じて、関係人口が継続的により深く地域に関わるために参考となる事例やノウハウ等の横展開等を図るとともに、地方団体が地域への多様な関わり方（かかわりしろ）を発信。

### 地方財政措置を通じた地方公共団体の取組の実装化

- 地方公共団体が関係人口の創出・拡大に取り組むための経費について、令和3年度より地方財政措置（普通交付税措置）を講じることにより、全国各地での取組を推進。



全国各地で取組の実装化

### 目指す姿

**全国各地で、  
関係人口が地域と  
関わり合いながら  
地域活性化に貢献**



# 地域活性化起業人（企業人材派遣制度）

○ 地方公共団体が、三大都市圏に所在する民間企業等の社員を一定期間受け入れ、そのノウハウや知見を活かしながら地域独自の魅力や価値の向上等につながる業務に従事してもらい、地域活性化を図る取組に対し特別交付税措置。

## 対象者

**三大都市圏に所在する企業等の社員（在籍派遣）**

※三大都市圏に本社機能を有する企業等については派遣時に三大都市圏に勤務することを要しない

## 受入団体

① 3大都市圏外の市町村

② 3大都市圏内の市町村のうち、条件不利地域を有する市町村、定住自立圏に取り組む市町村及び人口減少率が高い市町村

1,432市町村

※R5.4.1現在

## 活動内容（例）

**地域活性化に向けた幅広い活動に従事**

○観光振興

○地域産品の開発・販路拡大

○ICT分野（デジタル人材）

○地域経済活性化（中小企業のハンズオン支援）

○中心市街地活性化

等

## 特別交付税措置

○派遣元企業に対する負担金など起業人の受入に要する経費 上限額 年間560万円／人

○起業人が発案・提案した事業に要する経費 上限額 年間100万円（措置率0.5）／人

○起業人の受入準備経費 上限額 年間100万円（措置率0.5）／団体

（派遣元企業に対する募集・PR、協定締結のために必要となる経費）

## 期間

6ヵ月～3年

### 自治体

**民間のスペシャリスト人材  
を活用した地域の課題解決へのニーズ**

- ⇒ 民間企業において培った専門知識・業務経験・人脈・ノウハウを活用
- ⇒ 外部の視点・民間の経営感覚・スピード感覚を得ながら取組を展開

### 民間企業

**社会貢献マインド  
人材の育成・キャリアアップなど**

- ⇒ 民間企業の新しい形の社会貢献
- ⇒ 多彩な経験を積ませることによる人材育成・キャリアアップ
- ⇒ 経験豊富なシニア人材の新たなライフステージを発見

（協定締結）



# 地域プロジェクトマネージャー

- 地方公共団体が重要プロジェクトを実施する際には、外部専門人材、地域、行政、民間などが連携して取り組むことが不可欠。そこで、市町村が、関係者間を橋渡ししつつプロジェクトをマネジメントできる「ブリッジ人材」について、「地域プロジェクトマネージャー」として任用する制度を令和3年度に創設。
- 令和4年度には70市町村が活用（特別交付税ベース）。

## イメージ

### ★ブリッジ人材が不在だと・・・

- ・コミュニケーション不足から混乱が生起、関係者がお互いに不信感



- ・せっかく外部専門人材を招へいできても孤立



⇒プロジェクトの実があがらない状態に

### ★地域プロマネ任用により・・・

- ・多様な関係者間を調整、橋渡し



- ・チームとしてプロジェクトを推進



⇒プロジェクトを着実に  
成果へつなげる！

## 制度概要

### ★人物像

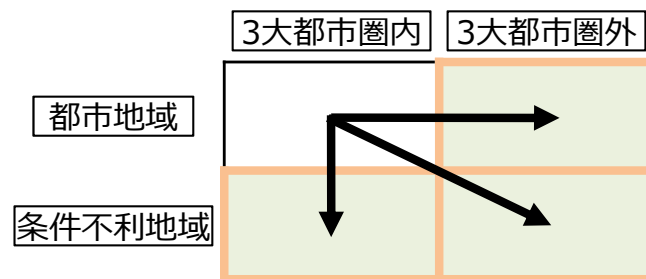
- ・地域の実情の理解、専門的知識・仕事経験を通じた人脈の活用、受入団体及び地域との信頼関係の構築 etc

### ★地方財政措置

- ・地域プロジェクトマネージャーの雇用に必要な経費を対象に、650万円/人を上限に特別交付税措置
- ・1市町村あたり2人、1人あたり3年間を上限

### ★地域要件

- ・3大都市圏内又は3大都市圏外都市地域から、条件不利地域へ住民票を異動（地域おこし協力隊と同様）
- ・ただし、現地在住の地域おこし協力隊OB・OG、地域活性化起業人OB・OGから任用される場合には移住は求めない



# 令和4年度 地域プロジェクトマネージャーの実績①

## ○ 活用実績 70市町村(令和4年度特別交付税ベース)

都道府県	市町村	重要プロジェクト
北海道	三笠市	食を通じた健康づくりと地域活性化
	美瑛町	関係人口の創出・拡大からひと・しごとを呼び込む循環づくり事業
	江別市	江別市観光振興計画推進プロジェクト
	斜里町	ブランディング等地域活性化事業
	大樹町	大樹発！航空宇宙関連産業集積による地域創生推進計画
	厚沢部町	厚沢部町地域新電力構想プロジェクト
	紋別市	みんなのマチナ化プロジェクト
	上士幌町	北海道上士幌町ゼロカーボン推進プロジェクト
青森県	今別町	関係人口と住民による地域共創事業
岩手県	住田町	仕事・学びの場創出事業
	一関市	地域の稼ぐ力の向上
宮城県	加美町	多文化共生プロジェクト～英語と音楽が響くまち～
山形県	村山市	にぎわい創造活性化事業
福島県	福島市	福島市スポーツコミッション
	磐梯町	磐梯町デジタル変革プロジェクト
	伊達市	旧小手小学校リノベーション事業
茨城県	行方市	なめがた地域産業活性化プロジェクト
栃木県	矢板市	スポーツツーリズムの推進
群馬県	中之条町	中之条町木材活用センター ソフト事業プロジェクト
	東吾妻町	八ッ場ダム下流地域振興プロジェクト

都道府県	市町村	重要プロジェクト
群馬県	前橋市	前橋市立図書館新本館基本構想プロジェクト
埼玉県	吉見町	みんなで安心して暮らせるまち実現プロジェクト
	小鹿野町	地域商社「株式会社おがの」地域経済活性化プロジェクト
新潟県	粟島浦村	粟島あらいずプロジェクト
	加茂市	まちなかウォークابل(ウォークアブルなまちづくり)推進事業
	三条市	「選びたくなるまち」の実現に向けた地域の魅力を発掘、発信
富山県	立山町	町平坦を拠点とした着地型観光商品の開発及び販売
石川県	加賀市	社会のWell-beingを実現する学校づくり
福井県	福井市	福井市地域コミュニティDX推進事業
長野県	松本市	世界に冠たる山岳リゾートの実現
	茅野市	「暮らしやすい未来都市・茅野の構築」～茅野市DX推進プロジェクト～
	佐久穂町	コミュニティつながりプロジェクト
	筑北村	筑北村観光協会(仮称)設立&観光振興プロジェクト
	小海町	憩うまちこうみ事業推進プロジェクト
岐阜県	朝日村	朝日村DX推進プロジェクト
	下諏訪町	観光振興推進事業
	飛騨市	飛騨市薬草ビレッジ構想推進プロジェクト
静岡県	島田市	多様性に関する意識啓発プロジェクト
愛知県	新城市	サイクルツーリズムを中核としたスポーツツーリズムの推進
滋賀県	甲賀市	2025年大阪・関西万博に向けたブランド発信支援事業

# 令和4年度 地域プロジェクトマネージャーの実績②

## ○ 活用実績 70市町村(令和4年度特別交付税ベース)

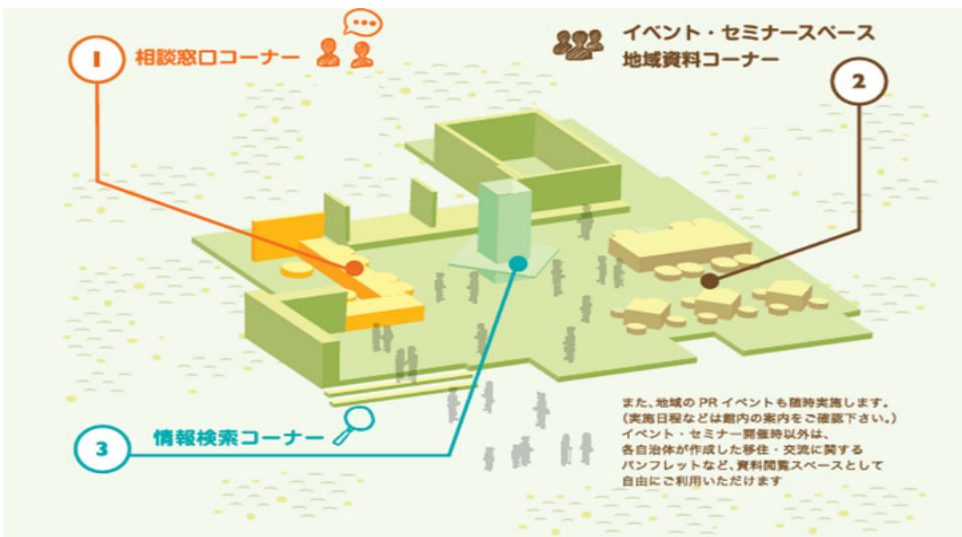
都道府県	市町村	重要プロジェクト
兵庫県	多可町	多可町地域商社の活性化
奈良県	三宅町	まちのみんなが、もっと三宅を好きになるプロジェクト
	曾爾村	農林業公社を核とした農林業の強化支援
	奈良市	東部地域・地域づくり支援事業
和歌山県	橋本市	橋本市高野口信太地区における地域活性化に向けた魅力アップ事業
鳥取県	八頭町	第2期八頭町総合戦略地域別活動促進プロジェクト
	江府町	奥大山江府町「江府町SDG's 未来都市計画」
島根県	海士町	大人の島留学プロジェクト
岡山県	新庄村	新商品開発による雇用創出プロジェクト
	西粟倉村	教育コーディネーター等西粟倉らしい教育環境構築事業
	高梁市	「地域の稼ぐ力の向上」
	笠岡市	笠岡市教育力向上プロジェクト
広島県	福山市	SDGs×持続可能なばらのまちづくり推進プロジェクト
山口県	防府市	「音楽のまち防府」の創造と発信力の強化
徳島県	勝浦町	勝浦町恐竜化石等活用地域活性化事業
香川県	三豊市	薬用作物産地化推進事業
愛媛県	伊方町	伊方町における地域課題解決のための重要プロジェクト
高知県	黒潮町	町のDESIGN室プロジェクト
	室戸市	室戸ユネスコ世界ジオパークと連携したSDGs推進プロジェクト
	越知町	担い手育成・確保事業 「おち夢中人プロジェクト」

都道府県	市町村	重要プロジェクト
福岡県	赤村	ローカル複合施設の再生&運営 あか村(源じいの森)プロジェクト
佐賀県	上峰町	自然や歴史を活用した観光資源の創造・価値向上プロジェクト
長崎県	壱岐市	SDGs推進事業
	五島市	地域の絆再生プロジェクト
熊本県	あさぎり町	特定地域づくり事業協同組合
宮崎県	日之影町	中央地区未来創出事業
鹿児島県	長島町	先端技術を活用した長島大陸未来都市実装事業
	肝付町	肝付町移住定住促進プロジェクト
沖縄県	宮古島市	宮古島市における地域内経済循環づくりに向けた推進基盤づくり
	国頭村	地産地消推進及び農産物販売拡大プロジェクト

# 移住・交流情報ガーデン

R5 予算額 0.9億円

- 居住・就労・生活支援等に係る情報提供や相談についてワンストップで対応する窓口「移住・交流情報ガーデン」を開設。
- 地方自治体や関係省庁とも連携し、総合的な情報提供を実施。
- 地方自治体等による移住相談会、フェア等の場として利用可能。



## 【①相談窓口コーナー（移住、就農、しごと）】

- ・地方への移住・交流に係る一般的な相談、問合せに相談員が対応。
- ・しごと情報や就農支援情報などは、専門の相談員が対応。

※国の各府省とも連携

- ・厚生労働省（しごと情報）
- ・農林水産省（就農支援情報）

## 【②イベント・セミナースペース、地域資料コーナー】

- ・各地方自治体で作成した移住・交流に関するパンフレットを配架。
- ・地方自治体等による移住相談会、フェア等の場として利用可能。

## 【③情報検索コーナー】

- ・情報サイトを利用して、自由に地方への移住・交流に関する情報を検索できるように、専用パソコンを設置。

【開館時間】（平日）11:00-21:00 （土日祝）11:00-18:00

【休館日】月曜（月曜が祝日の場合は翌営業日）、年末年始

○移住・交流情報ガーデンの来場者数・あっせん件数等実績

年度	来場者数 (人)	あっせん件数 (件)	イベント回数 (回)
平成27年度	16,687	7,593	206
平成28年度	11,319	6,800	193
平成29年度	13,955	9,791	254
平成30年度	12,772	10,149	249
令和元年度	10,841	9,811	252
令和2年度	3,192	914	35
令和3年度	2,894	617	51
令和4年度	6,618	3,298	140

※平成27年度には、平成27年3月28～31日分を含む。



（移住フェアの様様）



【所在地】 東京都中央区京橋1-1-6 越前屋ビル  
 【アクセス】 JR／東京駅（八重洲中央口）より徒歩4分  
 地下鉄／銀座線 京橋駅より徒歩5分  
 銀座線・東西線 都営浅草線 日本橋駅より徒歩5分



# 自治体が実施する移住・定住対策 ステップ別支援パッケージ（特別交付税措置）

総務省では、地方自治体を実施する以下の経費に対し、特別交付税措置を講ずることとしている（令和3年3月30日付け総行応第79号）。

- 地方自治体を実施する移住・定住対策に要する経費に要する経費（措置率0.5×財政力補正）
- 「移住コーディネーター」又は「定住支援員」の設置に要する経費（1人当たり350万円上限（兼任の場合40万円上限））

ステップ1 情報収集	ステップ2 移住体験	ステップ3 しごと	ステップ4 住まい	ステップ5 移住後
<p><b>移住先の情報を集める</b></p> <p>★移住希望者等に対する情報発信に要する経費の財政措置</p>	<p><b>移住先を体感してみる</b></p> <p>★移住体験（二地域居住体験）の実施に要する経費の財政措置</p>	<p><b>移住先での仕事を探す</b></p> <p>★移住希望者等に対する就職や副業・兼業支援の実施に係る財政措置</p>	<p><b>移住先での住まいを探す</b></p> <p>★居住支援に係る財政措置</p>	<p><b>移住先で暮らす</b></p> <p>★定住・定着に向けた支援に係る財政措置</p>
<p>移住相談窓口の設置に要する経費</p>	<p>移住体験ツアーの実施に係るバス借上げ料等の経費</p>	<p>移住希望者に対する職業紹介の実施に要する経費</p>	<p>空き家バンクの運営に要する経費</p>	<p>移住者と地域住民との交流等に要する経費</p>
<p>各地方自治体のホームページ、東京事務所等における情報発信に要する経費</p>	<p>例) 移住体験ツアーの開催費</p> <p><b>オンライン化の活用</b></p>	<p>例) 無料職業紹介事業費、無料職業相談所チラシ印刷製本費用等</p>	<p>例) 空き家バンクホームページ保守費、空き家バンク用不動産フェア広告掲載費等</p>	<p>① 移住者の把握</p> <p>例) 移住者が抱える課題や現状についての実態把握、関係機関等とのネットワーク化等</p>
<p>コワーキングスペースの紹介などテレワーク環境の発信に要する経費</p>	<p>例) オンライン移住お試し体験ツアー費、移住体験用コンテンツの制作費等</p>	<p><b>就職や副業・兼業支援の実施に要する経費</b></p>	<p><b>住宅改修への助成</b></p>	<p>② 地域住民との交流</p> <p>例) 移住者・地域住民交流会・懇談会の企画・運営等</p>
<p>移住関連パンフレット等の制作に要する経費</p>	<p>移住体験住宅の整備に要する経費</p>	<p>例) 農業実務研修費、就業・創業活動交通費等</p>	<p>例) 空き家リフォーム費、親・子世帯同居住宅リフォーム費、中古住宅リフォーム費等</p>	<p>③ 地域・行政への参画</p> <p>例) 若者タウンミーティングの開催費、政策懇談会等</p>
<p>移住相談会、移住セミナー等の開催に要する経費</p>	<p><b>UIターン産業体験</b>（農林水産業、伝統工芸等）の実施に要する経費</p>	<p><b>新規就業者（移住者本人、受入れ企業）に対する助成</b></p>	<p><b>その他</b></p> <p>定住を目的とした一定期間の支援等</p>	<p><b>集落支援員との連携</b></p> <p>集落の巡回、状況把握等</p>
<p>移住関連イベント等への相談ブースの出展に要する経費</p>	<p><b>その他</b></p> <p>移住意識動向の調査に要する経費等</p>	<p><b>特定地域づくり事業協同組合の活用</b></p> <p>年間を通じた仕事の創出</p>		<p><b>定住支援員に係る経費</b></p>
<p><b>移住・交流情報ガーデンの活用</b></p>	<p><b>移住・交流情報ガーデンの活用</b></p> <p>居住・就労・生活支援等に係る情報提供や相談についてワンストップで対応する窓口</p>			<p>例) 研修受講に要する経費、報償費、活動旅費等</p>
<p><b>その他</b> 職員旅費、各種コーディネートを実施するNPO法人等に対する委託費等</p>	<p><b>ふるさとワーホリの実施</b></p> <p>都市部の人々が、働きながら地方での暮らしを体験（2週間～1ヶ月程度）</p>	<p><b>地域おこし協力隊 受入サポートプラン《任期終了後の定住に向けたサポート》との連携</b></p> <p>■ 就業に向けた支援の強化、■ 空き家の利活用や住まい探しの支援、■ 起業・事業承継に向けた支援の強化 （ ■ 国費事業 ■ 地財措置）</p>		



# 「定住自立圏構想」の推進

R5 予算額 2百万円

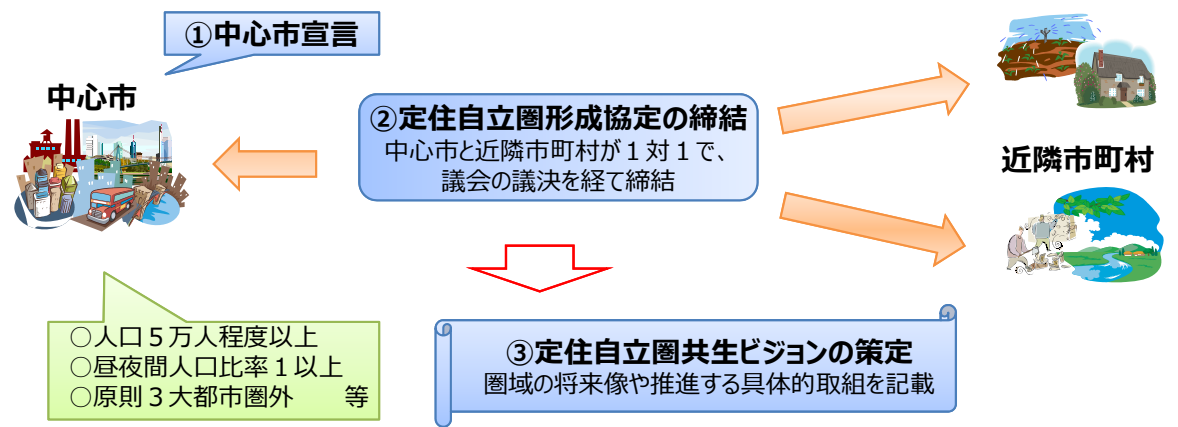
## 定住自立圏構想の意義

中心市と近隣市町村が相互に役割分担し、連携・協力することにより、圏域全体として必要な生活機能等を確保する「定住自立圏構想」を推進し、地方圏における定住の受け皿を形成する。

### 【圏域に求められる役割】

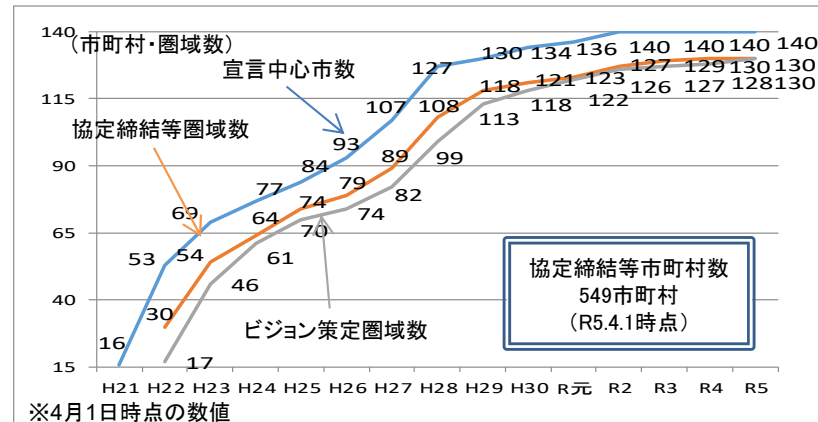
- ①生活機能の強化（休日夜間診療所の運営、病児・病後児保育の実施、消費生活法律相談の実施、地場産業の育成 等）
- ②結びつきやネットワークの強化（デマンドバスの運行、滞在型・体験型観光・グリーンツーリズムの推進、生活道路の整備 等）
- ③圏域マネジメント能力の強化（合同研修の実施や職員の人事交流、外部専門家の招へい 等）

## 圏域形成に向けた手続



## 定住自立圏構想への取組状況

KPI：2024年 140圏域（R5.4.1現在 130圏域）



## 定住自立圏構想に取り組む市町村に対する支援

### 特別交付税

- ・包括的財政措置（平成26年度・令和3年度に拡充）  
（中心市 4,000万円程度→8,500万円程度（H26））  
（近隣市町村 1,000万円→1,500万円（H26）→1,800万円（R3））
- ・外部人材の活用に必要な経費に対する財政措置
- ・地域医療の確保に必要な経費に対する財政措置 等

### 地方債

- ・地域活性化事業債を充当※（充当率90%、交付税算入率30%）  
※医療・福祉、産業振興、公共交通の3分野に限る

### 各省による支援策

- ・地域公共交通の確保や教育環境の整備支援など、定住自立圏構想推進のための関係各省による事業の優先採択

# 定住自立圏構想の取組状況（令和5年4月1日現在）

※【 】は中核市  
 ※〈 〉は中核市要件を満たす市（指定都市・中核市を除く）  
 ※網掛けは宣言連携中枢都市  
 ※（ ）は多自然拠点都市の要件のみを満たす市

都道府県	宣言中心市	中心市要件を満たす市(左記を除く)
北海道	【函館市】、小樽市、【旭川市】、室蘭市、釧路市、帯広市、網走市、苫小牧市、稚内市、名寄市、士別市(複眼型)、滝川市、砂川市(複眼型)、深川市、富良野市、北見市	—
青森県	【八戸市】、弘前市、五所川原市、十和田市、三沢市(複眼型)、むつ市	—
岩手県	奥州市・北上市(複眼型)、一関市、釜石市、大船渡市	宮古市
宮城県	石巻市、大崎市	気仙沼市、(白石市)
秋田県	能代市、横手市、大館市、湯沢市、由利本荘市、大仙市	—
山形県	【山形市】、米沢市、鶴岡市、酒田市、新庄市	—
福島県	白河市、喜多方市、南相馬市	会津若松市
茨城県	【水戸市】	日立市、土浦市、常総市、(つくば市)、鹿嶋市、筑西市、神栖市
栃木県	栃木市、佐野市、日光市、小山市、大田原市、那須塩原市	—
群馬県	〈伊勢崎市〉、沼田市、富岡市	〈太田市〉、(藤岡市)
埼玉県	秩父市、本庄市	—
千葉県	旭市、館山市	—
東京都		—
神奈川県		—
新潟県	〈長岡市〉、新発田市、村上市、燕市、糸魚川市、南魚沼市	柏崎市、十日町市、〈上越市〉、佐渡市
富山県		黒部市
石川県		七尾市、小松市
福井県		敦賀市、(小浜市)
山梨県	北杜市	(富士吉田市)
長野県	上田市、飯田市、伊那市、中野市・飯山市(複眼型)、佐久市	〈松本市〉、諏訪市
岐阜県	美濃加茂市	大垣市、高山市、関市、(可児市)
静岡県	湖西市	〈沼津市〉、磐田市、掛川市、(御殿場市)、裾野市
愛知県	刈谷市、西尾市	安城市、(新城市)、田原市
三重県	伊勢市、松阪市、いなべ市、伊賀市	〈津市〉、〈四日市市〉、亀山市

都道府県	宣言中心市	中心市要件を満たす市(左記を除く)
滋賀県	彦根市、長浜市、東近江市	草津市
京都府		福知山市、(舞鶴市)
大阪府		—
兵庫県	洲本市、豊岡市、西脇市、加西市・加東市(複眼型)、たつの市	小野市
奈良県	天理市	—
和歌山県		田辺市、(新宮市)
鳥取県	【鳥取市】、米子市(複眼型)、倉吉市	—
島根県	【松江市】(複眼型)、浜田市、出雲市、益田市	—
岡山県	津山市、備前市	—
広島県	三原市、庄原市	三次市
山口県	【下関市】、山口市、萩市、長門市	下松市、周南市
徳島県	〈徳島市〉、阿南市	—
香川県	【高松市】、丸亀市、観音寺市	坂出市
愛媛県	今治市、宇和島市	(八幡浜市)、新居浜市、大洲市、四国中央市
高知県	【高知市】、四万十市・宿毛市(複眼型)	—
福岡県	大牟田市、【久留米市】、飯塚市、田川市、八女市	朝倉市
佐賀県	唐津市、伊万里市	〈佐賀市〉、鳥栖市
長崎県	【長崎市】、五島市	島原市、諫早市
熊本県	八代市、人吉市、玉名市、山鹿市、菊池市、天草市	—
大分県	中津市、日田市	—
宮崎県	都城市、延岡市、小林市、日向市、日南市	—
鹿児島県	鹿屋市、指宿市、薩摩川内市、南さつま市	霧島市、奄美市
沖縄県	宮古島市	浦添市、名護市、(うるま市)
合計	140	64

○ 定住自立圏は140市が中心市宣言済み。  
 ○ 130圏域(549市町村)で定住自立圏形成協定締結又は定住自立圏形成方針策定済み。  
 ○ 130圏域が定住自立圏共生ビジョン策定済み。

以下の40市が宣言連携中枢都市（令和5年4月1日現在）  
 札幌市、旭川市、青森市、八戸市、盛岡市、山形市、福島市、郡山市、水戸市、新潟市、富山市、高岡市・射水市(複眼型)、金沢市、福井市、甲府市、長野市、岐阜市、静岡市、姫路市、鳥取市、岡山市、倉敷市、広島市、呉市、福山市、山口市・宇部市(複眼型)、下関市、高松市、松山市、高知市、北九州市、久留米市、長崎市、佐世保市、熊本市、大分市、宮崎市、鹿児島市

※表右欄の中心市要件を満たす市については、以下の市を除く  
 ○ 指定都市・中核市  
 ○ 中心市又は近隣市として定住自立圏又は連携中枢都市圏に取り組んでいる市

# 定住自立圏における取組例

## 政策分野別取組状況

定住自立圏 130 圏域※（令和5年4月1日時点）における主な取組例と圏域数  
 ※連携中枢都市圏に移行済の圏域を含む

### 市町村間の役割分担による生活機能の強化

#### 医療

113 圏域

医師派遣、適正受診の啓発、  
休日夜間診療所の運営等

#### 福祉

104 圏域

介護、高齢者福祉、子育て、  
障がい者等の支援

#### 教育

100 圏域

図書館ネットワーク構築、文化・スポーツ  
交流、公共施設相互利用等

#### 産業振興

116 圏域

広域観光ルートの設定、  
農産物のブランド化、企業誘致等

#### 環境

70 圏域

低炭素社会形成促進、  
バイオマスの利活用等

### 市町村間の結びつきやネットワークの強化

#### 地域公共交通

115 圏域

地域公共交通のネットワーク化、  
バス路線の維持等

#### ICTインフラ整備・利活用

39 圏域

メール配信による圏域情報の共有等

#### 交通インフラ整備

77 圏域

生活道路の整備等

#### 地産地消

43 圏域

学校給食への地元特産物の活用、  
直売所の整備等

#### 交流移住

99 圏域

共同空き家バンク、圏域内イベント情報の  
共有と参加促進等

### 圏域マネジメント能力の強化

#### 合同研修・人事交流

92 圏域

合同研修の開催や  
職員の人事交流等

#### 外部専門家の招へい

28 圏域

医療、観光、ICT等の  
専門家を活用

※各団体の協定書から総務省作成。全体整理の観点から取組を分類したため、各団体による協定書の分類の合計とは必ずしも一致しない。

# 連携中枢都市圏等におけるマイナンバーカード広域利用促進事業

R4補正予算:3.9億円

## 施策の概要

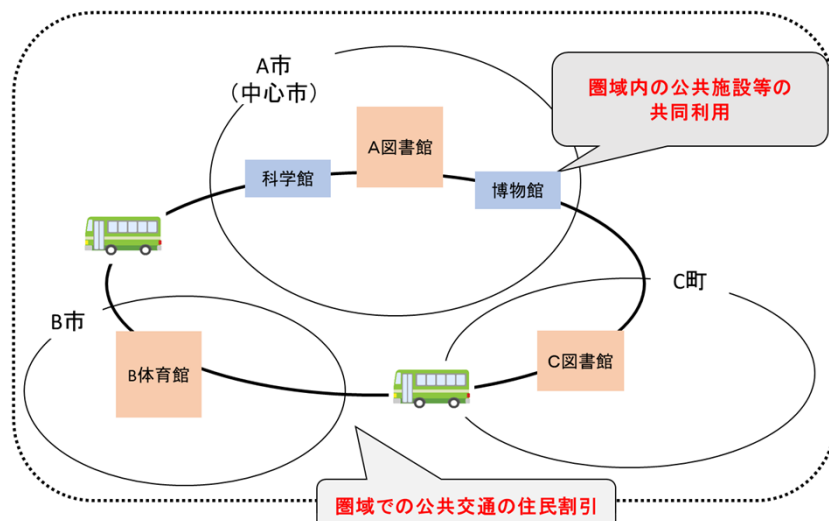
- 住民の利便性を重視すると、生活圈等ある程度広がりを持った圏域でマイナンバーカードの利活用シーンを拡大するための取組を行っていくことが重要。広域での取組はコストの削減、多様な取組の実現にも繋がるものと考えられる。
  - 連携中枢都市圏や定住自立圏では、施設の相互利用や公共交通の利便性向上に向けた取組等が進められているところだが、その際、マイナンバーカードという共通のインフラを活用することで本人確認等も含めて1枚のカードで全てを完結させることができるなど、住民の利便性の向上により資する取組とすることができる。
- ⇒既に地域的な一体感が醸成されている連携中枢都市圏や定住自立圏において、マイナンバーカードの広域利用を通じ、圏域内市町村が住民サービス等の向上や地域経済の活性化を図るために実施するモデル的な取組みを促進。

## 支援内容

- 連携中枢都市圏や定住自立圏において、マイナンバーカードの空き領域を広域で利用し、利活用シーンの拡大を図るための取組を支援。
- 対象圏域: 連携中枢都市圏及び定住自立圏
- 採択予定団体数: 10圏域程度
- 上限予定額: 1圏域につき、4,000万円程度

## 想定される利用シーン

- 図書館の広域利用、高齢者等の公共交通機関割引、市営施設の共通利用パス 等



【圏域内におけるカードの広域利用イメージ】

提案募集締切: 令和5年4月26日(水)



# サテライトオフィス・マッチング支援事業

R5予算額 0.1億円

- コロナ禍の中、テレワークやサテライトオフィスについて注目されていることを踏まえ、地方公共団体と企業とのマッチング機会を提供することにより、地方へのヒト・情報の流れの創出を更に加速。
- 地方公共団体が誘致又は関与したサテライトオフィスの設置数 1,348箇所（令和3年度末時点）



## 三大都市圏企業

- ・コロナ禍を機に、テレワーク等の働き方が広く浸透し、多くの企業がサテライトオフィスの設置に前向き
- ・令和4年度の同事業において141社が参加

## サテライトオフィス マッチングセミナー

地方公共団体と民間企業との  
マッチング機会を提供



## 地方公共団体

- ・多くの地方公共団体が誘致に取り組む
- ・令和4年度の同事業において、104団体がセミナーに出展し、サテライトオフィス支援策をPR

## 「お試しサテライトオフィス」に係る特別交付税措置

- 地方公共団体による都市部企業等の社員の「お試し勤務」の受入れを通じたサテライトオフィス誘致の取組に要する経費について特別交付税措置

### 対象経費

- ：都市部の企業のお試し勤務の誘引に要する経費（都市部におけるPR経費等）
- ：お試し勤務環境の用意に要する経費（オフィスの賃料等（原則、ハード事業は対象外））
- ：お試し勤務期間中の活動に要する経費（交通費、地元企業とのビジネスマッチングイベント開催費等）

※ 対象経費の上限額：1団体当たり1,000万円 ※ 措置率0.5×財政力補正

## 特設サイト・Facebookページの活用



▶ <http://www.soumu.go.jp/satellite-office/>

▶ <https://www.facebook.com/otameshisatelliteoffice/>



# 棚田地域振興法の概要

- 令和元年6月、議員立法により「棚田地域振興法」が成立（令和元年8月16日施行）。法律に基づく「棚田地域の振興に関する基本的な方針」が同年8月22日に閣議決定。
- 多様な主体が参画する地域協議会による棚田を核とした地域振興の取組を関係府省庁横断で総合的に支援する枠組みが構築。

## 棚田地域振興法の概要

### 1. 目的（1条）

棚田地域における人口減少、  
高齢化の進展等



棚田が荒廃の危機に  
直面

棚田地域の振興について、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、基本方針の策定その他の棚田地域の振興に関し必要な事項を定めることにより、貴重な国民的財産である棚田を保全し、棚田地域の有する多面にわたる機能の維持増進を図り、もって棚田地域の持続的発展及び国民生活の安定向上に寄与することを目的とする。

- 棚田地域…自然的社会的諸条件からみて一体的な日常生活圏を構成していると思われる棚田を含む一定の地域であって政令で定める要件に該当するもの(2条)

※政令要件：昭和25年2月時点の市町村の区域で、その区域内に勾配1/20以上の一団の棚田が1ha以上あること

### 2. 基本理念（3条）

- ① 棚田地域の振興は、棚田地域の有する多面にわたる機能（農産物の供給、国土の保全、水源の涵養、生物の多様性の確保その他の自然環境の保全、良好な景観の形成、伝統文化の継承等）が維持されるよう、棚田等の保全を図るとともに、棚田地域における定住等及び国内外の地域との交流を促進することを旨として、行われなければならない。
- ② 棚田地域の振興に関する施策は、農業者、地域住民等による自主的努力の助長及び多様な主体の連携・協力の促進を旨として、講ぜられなければならない。

### 3. 国等の責務（4条）

- 国…棚田地域の振興に関する施策を総合的に策定・実施
- 地方公共団体…国との連携を図りつつ、自主的・主体的に、地域の特性に応じた施策を策定・実施

### 4. 基本方針等（5条・6条）

- 政府…棚田地域の振興に関する基本方針を策定(内閣総理大臣が案を作成し、閣議決定)(5条)
- 都道府県…基本方針を勘案して、都道府県棚田地域振興計画を策定(6条)

### 5. 具体的施策（7条～18条）

#### (1) 指定棚田地域の指定、指定棚田地域振興活動計画の認定等

- ① 主務大臣は、都道府県の申請に基づき、指定棚田地域を指定(7条)
  - 主務大臣…総務大臣・文部科学大臣・農林水産大臣・国土交通大臣・環境大臣(18条)
- ② 市町村は、指定棚田地域振興活動の参加者からなる指定棚田地域振興協議会を組織(8条)
- ③ 国による協議会の構成員に対する情報提供、助言等の援助(9条)
- ④ 協議会が作成した指定棚田地域振興活動計画について、主務大臣が認定(10条)
- ⑤ 計画の実施状況について、主務大臣が認定市町村から報告徴収(11条)

棚田地域振興  
コンシェルジュ

#### (2) 支援等の措置

- ① 特定の事項が記載された指定棚田地域振興活動計画の認定申請は、農山漁村活性化法の規定による活性化計画の提出とみなす。(12条)
- ② 特定の事項が記載された指定棚田地域振興活動計画の認定は、エコツーリズム推進法の規定によるエコツーリズム推進全体構想の認定とみなす。(13条)
- ③ 国は、必要な財政上又は税制上その他の措置を講じ(14条)、毎年度、当該年度に実施する指定棚田地域の振興に資する事業を取りまとめて公表(15条)
- ④ 国・地方公共団体による棚田地域振興活動を担うべき人材の育成・確保のために必要な措置(16条)
- ⑤ 政府に棚田地域振興連絡会議(関係行政機関の職員で構成)を設け、棚田地域の振興に関する施策の総合的・効果的な推進を図るための連絡調整を実施(17条)

みなし認定等

施行期日：公布の日から起算して2月を超えない範囲内において政令で定める日 失効日：令和7年3月31日

# 令和5年度の地域振興室及び 人材力活性化・連携交流室の施策について

---

地域振興室長  
人材力活性化・連携交流室長  
徳大寺 祥宏

## 概要

地域の暮らしを守るため、地域で暮らす人々が中心となって形成され、地域内の様々な関係主体が参加する協議組織が定めた地域経営の指針に基づき、地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践する組織。

※853市区町村で、おおむね小学校区単位に7,207団体が形成（令和4年度調査）

## 地域運営組織に対する支援等

## ○地域運営組織に関する調査研究

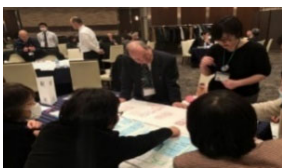
- ・実態把握調査
- ・先進事例調査
- ・自治体職員向け地域別研修会の開催
- ・形成促進に向けた研修用テキスト、ワークショップの手引き作成 等

## ○全国セミナー（仮称）

- ・国の施策説明、有識者の講演、先進団体の事例発表等を通じ、自治体職員や関係者等の学びの機会を創出

## ○地方財政措置（普通交付税・特別交付税）

- 1.住民共助による見守り・交流の場や居場所づくり等への支援【市町村】
  - （1）地域運営組織の運営支援
  - （2）住民共助による見守り・交流の場や居場所づくり等への支援
- 2.地域運営組織の経営力支援【都道府県及び市町村】



## 地域運営組織の活動事例

## （特非）きらりよしじまネットワーク（山形県川西町）

- ・高齢者のふれあいサロンや児童クラブ事業など住民の生活支援活動を実施。
- ・コンビニの休憩スペースを利用した産直朝市を実施し、地元農産物の販売を積極的に行っている。



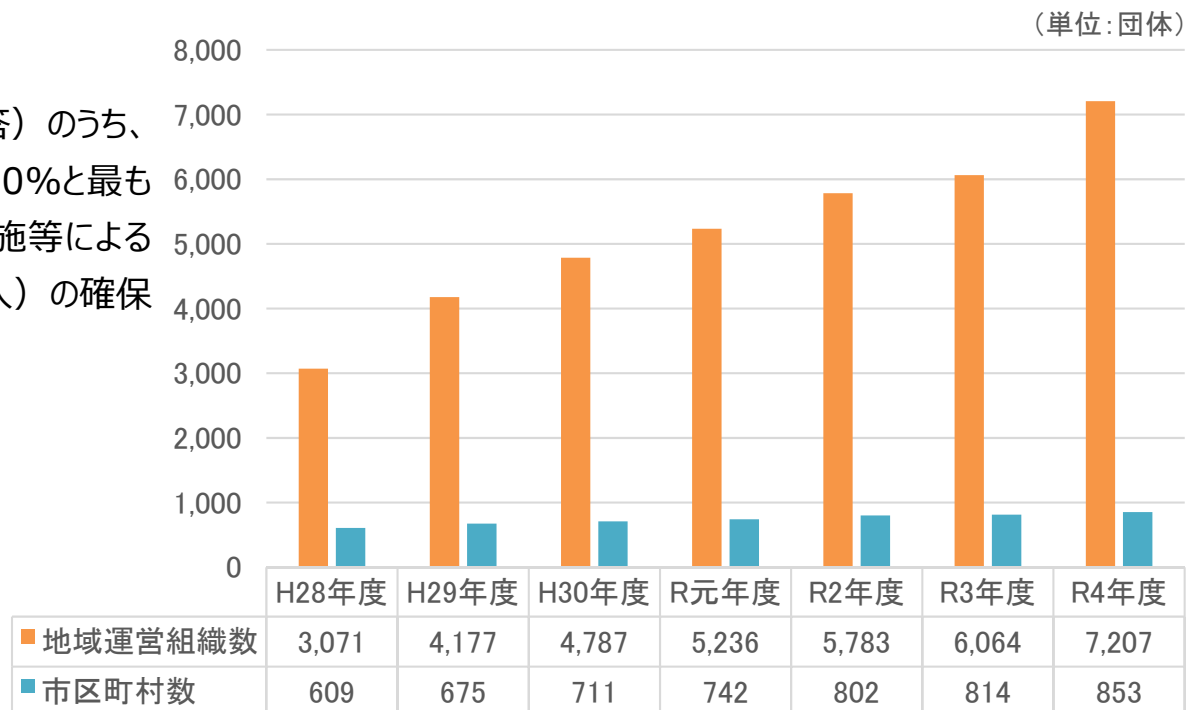
## （特非）ほほえみの郷トイトイ（山口県山口市）

- ・移動手段のない高齢者や、一人暮らしで不安を抱えている高齢者をターゲットに、生活に必要な食料や日用品を届ける移動販売サービスを実施。
- ・移動販売車による地域内巡回は、買い物支援のみならず、高齢者の見守りの機能も果たしている。



# 地域運営組織の活動実態

- **団体数** : 令和4年度は地域運営組織が全国で7,207団体確認され、令和3年度（6,064団体）から1,143団体増加（18.8%増）し、平成28年度に比べて約2倍以上に増加。また、地域運営組織が形成されている市区町村は853市区町村であり、令和3年度（814市区町村）から39市区町村増加（4.8%増）。
- **組織形態** : 法人格を持たない任意団体が90.9%、NPO法人が3.9%、認可地縁団体が2.3%。
- **構成団体** : 自治会・町内会が構成員となっている地域運営組織は78.2%と最も多く、「地域の福祉活動に関わる団体、民生委員・児童委員」（58.7%）、「地域子ども・青少年育成に関わる団体」（50.6%）が続く。  
(複数回答)
- **活動拠点** : 活動拠点を有する団体が95.3%、このうち66.5%が公共施設を使用。
- **活動内容** : 祭り・運動会・音楽会などの運営（68.4%）が最も多く、交流事業（66.8%）、健康づくり（60.2%）、防災訓練・研修（59.1%）などが続く。  
(複数回答)
- **収入** : 収入源（第1位から第5位までを複数回答）のうち、「市区町村からの助成金・交付金等」が84.0%と最も多い。また、生活支援などの自主事業の実施等による収入（会費、補助金、寄附金等以外の収入）の確保に取り組む地域運営組織の割合は44.2%。  
(複数回答)
- **課題** : 活動の担い手となる人材の不足（76.1%）が最も多く、団体の役員・スタッフの高齢化（56.7%）、次のリーダーとなる人材の不足（56.2%）が続くなど、人材に関するものが多い。  
(複数回答)





# 地域運営組織の設立・運営に関する地方財政措置（概要）

## ＜令和4年度＞ ※孤独・孤立対策として下線を対象経費に追加

1. 住民共助による見守り・交流の場や居場所づくり等への支援【市町村】  
地域運営組織の運営支援や住民共助による見守り・交流の場や居場所づくり等への支援に要する経費
    - (1) 地域運営組織の運営支援
      - ① 運営支援（措置対象：事務局人件費 等）…普通交付税
      - ② 形成支援（措置対象：ワークショップ開催に要する経費 等）…特別交付税
    - (2) 住民共助による見守り・交流の場や居場所づくり等への支援  
（措置対象：高齢者交流、声かけ・見守り、買物支援、弁当配達、登下校時の見守り、交流事業（子育て、親子、多世代）、子ども食堂、学習支援、相談の場に要する経費 等）…普通交付税
- ※ 1 は、R3年度「地域の暮らしを支える住民共助の仕組みづくりの推進」から項目名変更を行うこととしている。  
※(1)①及び(2)において、普通交付税算定額を上回る経費について、特別交付税による措置を講ずる。
2. 地域運営組織の経営力強化支援【都道府県及び市町村】  
自主事業の実施による収入の確保等地域運営組織の経営力強化に要する経費  
（措置対象：研修、設備導入、販路開拓に要する経費 等）…特別交付税

# 特定地域づくり事業協同組合制度

R5 予算額 5.6億円  
(内閣府予算計上)

根拠法：地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律（令和2年6月4日施行）

## 人口急減地域の課題

- ・事業者単位で見ると年間を通じた仕事がない
- ・安定的な雇用環境、一定の給与水準を確保できない

⇒人口流出の要因、UIJターンの障害

## 特定地域づくり事業協同組合制度

- ・地域の仕事を組み合わせて年間を通じた仕事を創出
- ・組合で職員を雇用し事業者に派遣  
(安定的な雇用環境、一定の給与水準を確保)

⇒地域の担い手を確保

## 人口急減法の概要

対象：人口規模・人口密度・事業所数等に照らし、人材確保に特に支援が必要な地区として知事が判断

※過疎地域に限られない

認定手続：事業協同組合の申請に基づき、都道府県知事が認定（10年更新制）

特例措置：労働者派遣法に基づく労働者派遣事業（無期雇用職員に限る）を届出で実施可能

### 特定地域づくり事業協同組合員



人材派遣 利用料金

### 特定地域づくり事業協同組合

地域づくり人材の雇用 ⇒ 所得の安定・社会保障の確保

### 市町村

〈組合の運営経費〉

1 / 2 市町村助成

1 / 2  
利用料金収入

1 / 4  
交付金

1 / 8  
特別  
交付税

1 / 8

※このほか、設立支援に対する特別交付税措置あり

財政支援

認定

都道府県

情報提供  
助言、援助

# 特定地域づくり事業協同組合制度の活用方法イメージ

1

4月



農業

5~10月



飲食業

11~3月



酒造業

2

通年



介護事業

or



こども園



小売業

AM

PM

## 派遣イメージ

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
職員A・B	食品加工			宿泊業			農業			定置網漁		
職員C・D	定置網漁			漁協			食品加工			農業		
職員E・F	宿泊業						広告業			定置網漁		
職員G・H	定置網漁			食品加工			農業			食品加工		

# 特定地域づくり事業協同組合制度における都道府県の役割

## (1) 各種手続き

特定地域づくり事業協同組合が事業を開始するまでには、①事業協同組合の設立(中小企業等協同組合法)、②特定地域づくり事業協同組合の認定(人口急減地域特定地域づくり推進法)等の手続が必要

- ① 事業協同組合の設立の認可 **【都道府県商工労働部局】**
- ② 特定地域づくり事業協同組合の認定 **【都道府県地域振興関連部局】**

※ 労働者派遣事業の届出の受理、労働者派遣法に関する指導、改善命令等の行政処分は、都道府県労働局が行う

## (2) 市町村に対する援助

都道府県は、市町村に対し、特定地域づくり事業の適正な運営を確保するための事務の実施に関し、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うことと定められている。

(人口急減法第15条)

国及び地方公共団体は、特定地域づくり事業協同組合に対し、その行う特定地域づくり事業の運営に関し、必要な情報の提供、助言、指導その他の援助を行うものとする。

2 国は、都道府県に対し、特定地域づくり事業協同組合の認定及び監督に係る事務の実施に関し、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うものとする。

3 都道府県は、市町村に対し、特定地域づくり事業の適正な運営を確保するための事務の実施に関し、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うものとする。

## (3) 都道府県の支援事例

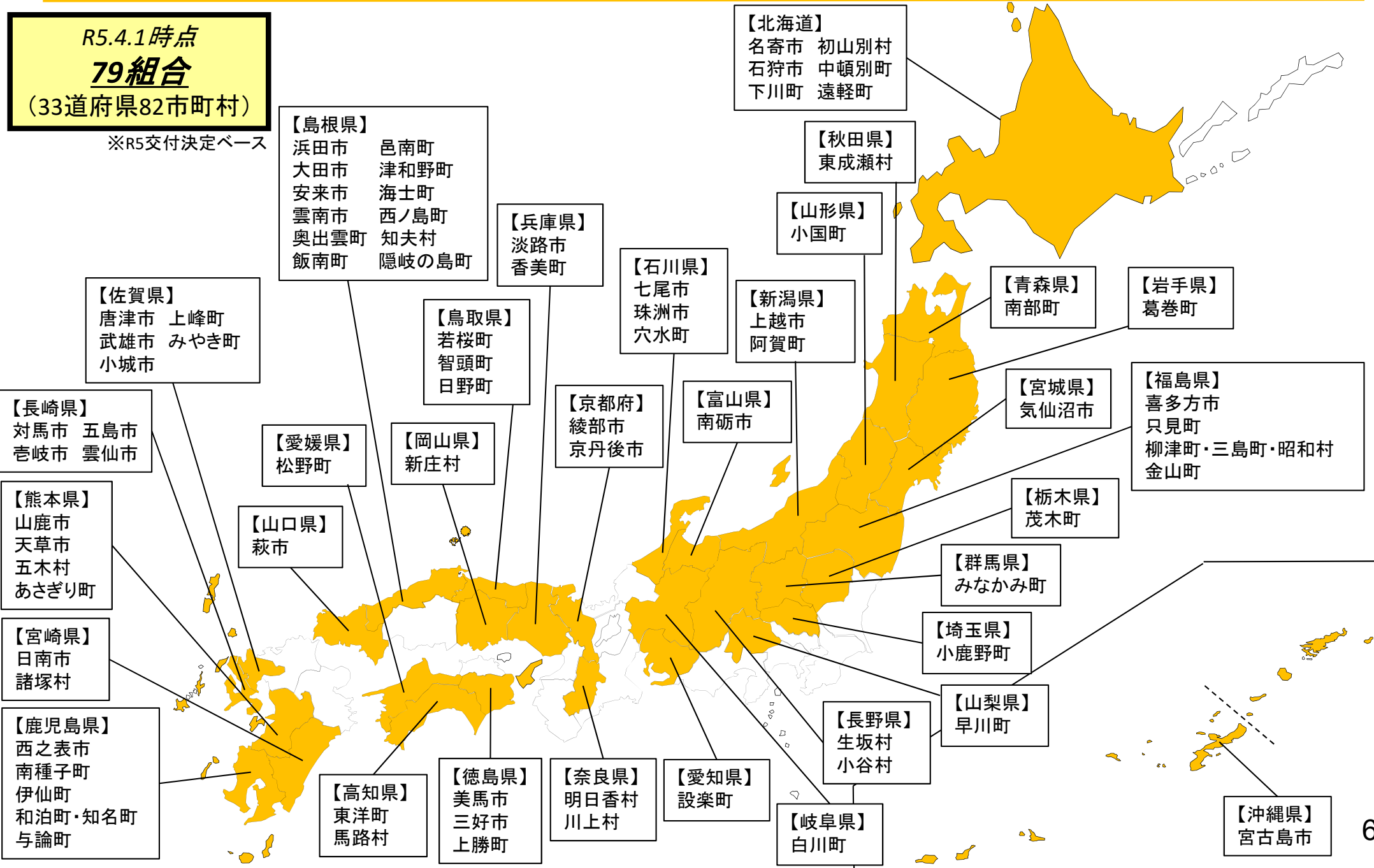
- ・ 県の総合計画や過疎・中山間地域振興戦略の中で特定地域づくり事業の活用を掲げ、説明会を開催するなど、関係団体と連携しながら市町村及び組合の取組を支援
- ・ 組合設立、運営支援のためのアドバイザー派遣を実施(中小企業団体中央会へ委託)
- ・ 組合運営費(派遣職員人件費、事務局運営経費)の一部を支援



# 特定地域づくり事業協同組合 都道府県別認定状況

**R5.4.1時点**  
**79組合**  
 (33道府県82市町村)

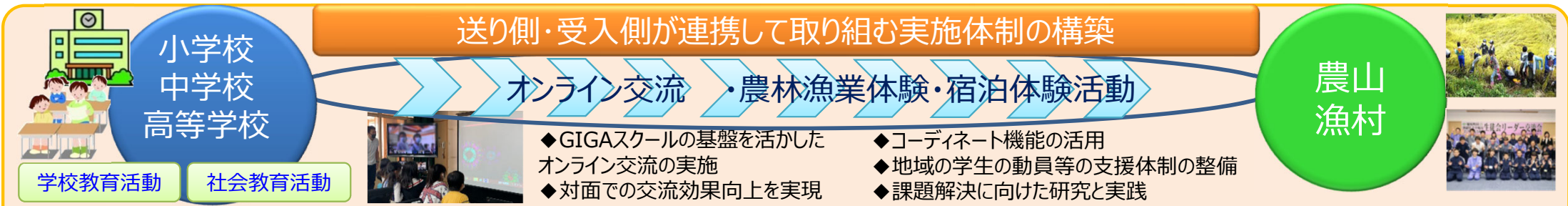
※R5交付決定ベース



# 都市・農山漁村の地域連携による 子供農山漁村交流推進事業

R5 予算額 18百万円

- 農山漁村での宿泊体験や自然体験を通じて、学ぶ意欲や自立心、思いやりの心、規範意識などを育み、力強い子供の成長を支えるとともに、受入れ地域の活性化や交流による地域間の相互理解の深化に寄与。
- 子供の農山漁村体験交流の取組の拡大、定着を図るため、送り側・受入側の地方公共団体双方が連携して行う実施体制の構築を支援するモデル事業を実施。また、継続的な実施体制の構築を目指す地方公共団体による「子供の農山漁村体験交流計画」策定を支援するモデル事業を実施。
- GIGAスクール・自治体DXによる情報通信環境整備の進展等を踏まえ、対面での交流効果をより高めるためのオンライン交流を支援。
- 課題解消に向けた創意工夫の事例、国の支援施策等について情報を提供するとともに、関係者間のネットワークを形成するため、総務省、内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局、文部科学省、農林水産省、環境省の主催によるセミナーを開催。



## ■ 子ども農山漁村交流プロジェクトセミナーの開催

子供の農山漁村体験の取組を拡大、推進するため、先進事例や課題解消に向けた創意工夫の事例、国の支援施策等について情報を提供するとともに、関係者間のネットワークを形成するためセミナーを全国各地で開催。

## ■ 体験交流計画策定支援事業

長期間継続できる体制を構築するため、効果的な取組内容や、取組にかかる課題解決について研究・検討を行い、この活動に取り組む地方公共団体のモデルとなる「子供の農山漁村体験交流計画」策定を推進。

### 【モデル事業対象経費の例】

- ・外部有識者等の旅費・謝金
- ・研修・会議に要する経費
- ・関係団体との調整に要する経費
- ・外部研修受講に係る受講料、旅費
- ・印刷製本費 等

## ■ 子供農山漁村交流支援事業

送り側・受入側双方が連携して宿泊体験活動の実施体制の構築に取り組む地方公共団体をモデルとして実証調査を行い、その事例やノウハウを横展開することにより、子供の農山漁村交流を推進。

### 【モデル事業対象経費の例】

送り側	受入側
<ul style="list-style-type: none"> <li>・コーディネートに要する経費</li> <li>・宿泊費用、体験料等の施設使用料</li> <li>・バスや備品等の借上げ料</li> <li>・補助員等への謝金</li> <li>・子供、教員、補助員等に係る保険料</li> <li>・オンライン交流に要する経費 (調整費、運営費、謝金、特産品の交換) 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コーディネートに要する経費</li> <li>・宿泊費用、体験料等の施設使用料</li> <li>・バスや備品等の借上げ料</li> <li>・指導員、NPOスタッフへの謝金</li> <li>・子供、教員、補助員等、指導者、NPOスタッフに係る保険料</li> <li>・オンライン交流に要する経費</li> <li>・受入体制の整備に係る経費 等</li> </ul>

## 地方財政措置（特別交付税）

小中学校の取組や社会教育活動、協議会の運営等に係る経費について地方財政措置により支援。

### 1 地方財政措置の対象事業

次の要件を満たす事業が対象

- ・学校教育活動又は社会教育活動の一環として実施されるものであること
- ・子供が受入地域の住民と接触する機会が確保されていること
- ・子供が受入地域の住民の生活又は農林漁業等の営みを体験する機会が確保されていること

### 2 対象経費

- ・推進協議会の運営に要する経費（都道府県・市町村）
- ・地域協議会(送り側・受入側)の運営に要する経費(都道府県・市町村)
- ・小中学校の集団宿泊活動に要する経費（都道府県・市町村）

# 外部専門家（地域力創造アドバイザー）制度

## 地域人材ネット

### 外部専門家（＝地域力創造アドバイザー）のデータベース

- 都道府県や各省庁等の推薦を受け、地域独自の魅力や価値の向上の取組を支援する民間専門家や先進自治体で活躍している職員(課)を登録
- 民間専門家（502名）、先進自治体で活躍している職員（28名（組織を含む））（令和5年4月1日現在 計530名・組織）
- 地域力創造アドバイザー検索ページ <http://www.soumu.go.jp/ganbaru/jinzai/index.html>

## 財政措置

- 対象市町村： ① 3大都市圏外の市町村  
② 3大都市圏内の市町村のうち、条件不利地域を有する市町村、定住自立圏に取り組む市町村又は人口減少率が高い市町村
- 財政措置の内容：  
市町村外在住の外部専門家を年度内に延べ10日以上又は5回以上招へい（リモート可）して、地域独自の魅力や価値を向上させる取組を実施した場合に、市町村に対して特別交付税措置をする
- 1市町村当たり、以下に示す額を上限額として、最大3年間
  - ◇ 民間専門家等活用（560万円／年） ◇ 先進自治体職員（組織）活用（240万円／年）

## 活用事例

### <新潟県胎内市>

#### 【取組事例】

ワイン製造施設運営事業において、ワインの品質向上等を目的にアドバイザー制度を活用。具体的には、**市職員やワイン製造関係者を対象に、年8回に渡り商品開発や醸造に関する指導や助言**を受けた。

#### 【成果・効果】

ワインコンクールでの受賞や業界での評価向上に伴い、出荷量が増加するとともに、マーケティングの指導も受けた結果、「胎内高原ワイン」のブランド化にも成功した。



### <北海道栗山町>

#### 【取組事例】

栗山町地域おこし協力隊起業アドバイザー招聘事業において、カフェバルの開店を目的にアドバイザー制度を活用。具体的には、**協力隊の方を対象に、任期終了後に向けて、延べ12日に渡り起業・ビジネスをするための学習会や経営に関する指導や助言**を受けた。

#### 【成果・効果】

飲食業や若者のコミュニティづくりに資する事業を担うことを目標に合同会社を設立。町内駅前通りに活動拠点となる**カフェバルをオープン**した。



# 令和5年度の過疎対策室の施策について

---

過疎対策室長  
松本 欣也



# 過疎対策について

R5 予算額8.0億円

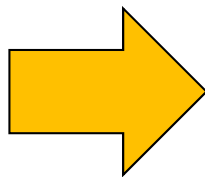
## 1. 過疎対策の経緯

- 昭和45年以来、五次にわたり議員立法として過疎法が制定（全て全会一致により成立）。
- 直近では、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が令和3年3月に成立し、4月1日に施行。

## 2. 過疎地域の要件

市町村毎に、「人口減少要件」及び「財政力要件」により判定。

※人口減少団体の平均人口減少率より人口が減少しており、財政力の弱い市町村を指定



## 3. 過疎地域の現況等

	(過疎関係市町村)	(全国)	(過疎地域の割合)
関係市町村数（令和4.4.1）	885	1,718	51.5%
人口（令和2年国調:万人）	1,167	12,615	9.3%
面積（令和2年国調: km <sup>2</sup> ）	238,675	377,976	63.2%

## 4. 各種施策

### (1) 過疎法に基づく施策

- ①過疎対策事業債による支援（令和5年度計画額 5,400億円（充当率100%、元利償還の70%を交付税措置））
- ②国庫補助金の補助率かさ上げ（統合に伴う公立小中学校校舎の整備等）
- ③税制特例措置・地方税の課税免除等に伴う減収補てん措置 等

### (2) その他

- 過疎地域持続的発展支援交付金（令和5年度予算：8.0億円）

## 趣旨

「過疎地域自立促進特別措置法」(旧法)が令和3年3月末で期限を迎えたため、過疎地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するための新たな法律を制定

## 1. 前文・目的 (1条)

- ・過疎地域の役割、課題、目指す姿を前文で明らかにするとともに、法の目的を「過疎地域の持続的発展」に見直し

## 2. 過疎地域の要件 (2条、3条、41条～43条)

市町村毎に、「人口要件」及び「財政力要件」で判定

## &lt;見直しのポイント&gt;

- ・長期の人口減少率の基準年の見直し(昭和35年→昭和50年)
- ・財政力が低い市町村に対する長期の人口減少率要件の緩和(28%→23%)
- ・平成の合併による合併市町村の「一部過疎」の要件設定  
(財政力指数は市町村平均(0.51)以下ではなく市平均(0.64)以下)
- ・旧法の過疎地域を対象に、長期の人口減少率の基準年(昭和35年)の併用、「みなし過疎」の継続措置

## &lt;令和2年国勢調査結果による過疎地域の増減&gt;

令和3年4月1日時点	820団体
新規団体	+65団体
令和4年4月1日時点	885団体

※令和7年国勢調査についてもその結果に応じ、追加公示を実施

## 3. 卒業団体への経過措置 (附則4条～8条)

- ・期間を6年間(財政力が低い団体は7年間)に延長(旧法:5年間)
- ・対象に国税の特例及び地方税の減収補填措置を追加  
(旧法:国庫補助、過疎対策事業債、都道府県代行)

## 4. 過疎対策の目標 (4条)

- ・目標の項目の追加(人材の確保・育成、情報通信技術の活用、再生可能エネルギーの利用推進等)

## 5. 支援措置 (12条～40条)

## ・国税の特例・地方税の減収補填措置

業種に「情報サービス業等」を追加、新增設以外の改築、修繕等を追加

## ・都道府県代行(基幹道路、公共下水道)

基幹道路に関し、都道府県が市町村から負担金を徴収できることを明確化

## ・配慮措置

市町村からの提案があったときの規制の見直しの配慮など配慮措置を充実

## ・過疎対策事業債

ハード事業、ソフト事業を対象とした地方債措置を継続

## ・国庫補助率のかさ上げ

公立小中学校、保育所等に関する国庫補助率のかさ上げを継続

## 6. その他 (6条、8条、9条、45条)

- ・都道府県の責務を規定(広域施策、市町村に対する人的・技術的援助等)
- ・**市町村・都道府県計画記載事項の追加(目標、計画の達成状況の評価等)**
- ・主務大臣の追加(文部科学、厚生労働、経済産業及び環境の各大臣)

## 7. 施行期日 (附則1条)

令和3年4月1日 ※令和13年3月31日まで10年間の時限

## 過疎計画における目標・達成状況の記載例（1 / 4）

### ●過疎地域持続的発展市町村計画作成例（抄）

#### 1 基本的な事項

##### (5) 地域の持続的発展のための基本目標

(4)の基本方針に基づき、下記(7)の計画期間内に達成すべき計画全般に関わる基本目標を記載。**人口に関する目標**（人口全体並びに社会増減及び自然増減。その他、例えば、出生率など）を設定するほか、**財政力に関する目標**（例えば、納税者数や課税対象所得など税源涵養に関連する指標 など）や、**地域の実情に応じた地域の持続的発展のための基本となる目標**を設定。**定期的に住民 アンケート等を行い、定住に向けた住民意識の変化や、分野別の施策について住民の満足度を確認することも考えられる。**

市町村全体の目標だけでなく、市町村よりも小さな単位（平成の合併前の旧市町村単位、小学校区単位、集落ネットワーク圏など）で目標を設定する場合は、あわせて記載。

分野毎に目標を設定する場合には、この項目又は下記2から13の項目の「(2)その対策」に記載。

##### (6) 計画の達成状況の評価に関する事項

計画の達成状況の評価について、時期（例えば、毎年度）及び手法（例えば、体制（外部有識者等の参画の有無）、住民の関与、議会への報告等）を具体的に記述。

## 過疎計画における目標・達成状況の記載例（2 / 4）

### ●過疎地域の持続的発展支援に関する特別措置法施行についての質疑応答（R3. 6. 2発出） （抄）

【質問】 「1 基本的な事項(5)地域の持続的発展のための基本目標」について、分野別に目標を設定する場合はここでの記載は不要でしょうか。

【回答】 分野別に目標を設定したとしても、過疎地域の指定要件が「人口減少率」であることから、1の(5)「基本目標」には、人口に関する目標を記載していただくようお願いします

（特に社会増減に関する目標があると望ましいです）。

【質問】 基本計画の人口目標について、例えば、行政の取組で実現可能な「移住者の増加」などを目標にすることは可能でしょうか。

【回答】 可能です（過疎地域の指定要件が「人口減少率」であることから、社会増減に関する目標も考えられます。）。

【質問】 目標設定にあたっては数値目標は必須なのでしょうか。

【回答】 目標設定にあたっては、定量的な目標だけでなく定性的なものであっても差し支えありません。なお、設定にあたってはいわゆるPDCAサイクルに基づく効果検証が可能となるようにしてください。



## 過疎計画における目標・達成状況の記載例（3 / 4）

### ●高知県土佐清水市 過疎地域持続的発展計画（抄）

#### (5) 地域の持続的発展のための基本目標

本市のあらゆる計画の最上位に位置付けている第七次土佐清水市総合振興計画の6つの基本目標と整合性を図り策定した、第2期土佐清水市まち・ひと・しごと創生総合戦略において設定した4つの基本目標を地域の持続的発展のための基本目標とします。

- ・基本目標 1 基幹産業の復興により安定及び新たな雇用を創出する
- ・基本目標2 人の流れを創出する
- ・基本目標3 結婚・出産・子育ての希望をかなえる
- ・基本目標4 人と人とのつながりを強め、暮らしを守るとともに、地域のにぎわいを創出する

#### ●人口に関する目標

- ・人口目標令和7年度10,564人
- ・**社会増減令和7年度0人**

#### ●その他、地域の実情に応じ、地域の持続的発展のための基本となる目標

- ・農林水産業新規就業者数 令和7年度 36人(累計)
- ・観光消費額 令和7年度 65億円
- ・**婚姻数令和7年度32組**
- ・**移住者数令和7年度90人**

#### (6) 計画の達成状況の評価に関する事項

本計画の取組については、毎年度、庁内委員による総合振興計画等策定委員会や外部委員による総合振興計画等検討会議にて進捗管理及び評価を行います。

●富山県南砺市 過疎地域持続的発展計画(抄)

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

目標人口(R7): 45,422人

※目標達成のための目標値

・婚活支援による成婚数	R2: 210件	⇒ R7: 335件
・若者ネットワークに関わる高校生	R2: 0人	⇒ R7: 180人
・空き家バンクの活用	R2: 55件/年	⇒ R7: 60件/年
・就農マッチング、帰農塾参加者	R2: 34人	⇒ R7: 87人
・応援市民数(関係人口の創出)	R2: 893人	⇒ R7: 1,418人

基本目標達成のために  
分野ごとに設定した目標値

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

本市は、市全域が過疎地域であることから、市の最上位計画である第2次南砺市総合計画の評価・検証に合わせて、本計画の進捗状況を確認するものとする。

また、本計画期間中に、山間地を中心とした著しく地理的条件が不利な地域の住民との意見交換会を開催するとともに、その結果を市議会にも説明するものとする。

# 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法案に対する附帯決議 (令和3年3月26日 参議院総務委員会)

政府は、本法施行に当たり、次の事項について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。

- 一、昭和四十五年の過疎地域対策緊急措置法制定以来、五十年以上にわたって過疎対策が実施されてきたことを踏まえ、今後とも過疎対策法による施策の効果を検証しつつ、過疎地域に対する実効性ある支援措置の在り方について、過疎地域の市町村の意見も踏まえつつ、必要な検討を行うこと。
- 二、平成の合併については、周辺地域の活力が低下したなど、なお多くの課題が指摘されており、本法において、一部過疎、みなし過疎の要件を設けたことを踏まえ、今後とも合併市町村の過疎対策の効果の検証を行うとともに、合併に伴う過疎地域の諸課題の解消に向けた継続的な支援を行うこと。
- 三、本法に基づく過疎地域持続的発展市町村計画の策定については、住民自治の徹底の観点から、多様な住民の意見が十分に反映されるよう市町村に周知するなど、必要な措置を講ずること。
- 四、過疎地域の市町村からの提案に係る国による規制の見直しに当たっては、国が果たすべきナショナル・ミニマムの確保にも配慮すること。
- 五、**過疎地域の市町村が、非過疎地域となることを目指し、地域活性化等の取組を積極的に推進する**よう本法の趣旨を周知するとともに、**非過疎地域となった市町村に対してもきめ細かく丁寧なサポートを積極的に行う**こと。
- 六、住民生活の安全・安心を脅かす自然災害が多発し、被災市町村の財政が逼迫している状況を踏まえ、本法の適用の有無にかかわらず、財政力の低い団体における防災・減災対策の推進とともに、被災地の復旧・復興のための十分な人的・財政的支援を行うこと。
- 七、地方交付税の財源保障機能が適切に発揮されることの重要性に鑑み、本法の適用の有無にかかわらず、市町村において、住民生活に不可欠な施設の整備等を始め、必要な住民サービスを安定的に提供するための十分な財源が確保されるよう、地方財政計画への必要な経費の計上、地方交付税の法定率の見直し等による総額の充実確保、離島や中山間地など条件不利地域等地域の実情に十分に配慮した基準財政需要額の算定など、地方財政制度の見直しを検討すること。

右決議する。

## 過疎地域の持続的発展の支援に関する件（令和3年3月9日 衆議院総務委員会）

政府は、「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。

一 昭和四十五年の過疎地域対策緊急措置法制定以来、五十年以上にわたって過疎対策が実施されてきたことを踏まえ、今後とも過疎対策法による施策の効果を検証しつつ、過疎地域に対する実効性ある支援措置の在り方について、過疎地域の市町村の意見も踏まえつつ、必要な検討を行うこと。

二 平成の合併については、周辺地域の活力が低下したなど、なお多くの課題が指摘されており、本法において、一部過疎、みなし過疎の要件を設けたことを踏まえ、今後とも合併市町村の過疎対策の効果の検証を行うとともに、合併に伴う過疎地域の諸課題の解消に向けた継続的な支援を行うこと。

三 本法に基づく過疎地域持続的発展市町村計画の策定については、住民自治の徹底の観点から、多様な住民の意見が十分に反映されるよう市町村に周知するなど、必要な措置を講ずること。

四 過疎地域の市町村からの提案に係る国による規制の見直しに当たっては、国が果たすべきナショナル・ミニマムの確保にも配慮すること。

五 **過疎地域の市町村が、非過疎地域となることを目指し、地域活性化等の取組を積極的に推進する**よう本法の趣旨を周知するとともに、**非過疎地域となった市町村に対してもきめ細かく丁寧なサポートを積極的に行うこと。**

六 地方交付税の財源保障機能が適切に発揮されることの重要性に鑑み、本法の適用の有無にかかわらず、市町村において、住民生活に不可欠な施設の整備等を始め、必要な住民サービスを安定的に提供するための十分な財源が確保されるよう、地方財政計画への必要な経費の計上、地方交付税の法定率の見直し等による総額の充実確保、条件不利地域等地域の実情に十分に配慮した基準財政需要額の算定など、地方財政制度の見直しを検討すること。

右決議する。



## 経過措置適用団体（卒業団体）一覧（令和4年4月1日時点）

	都道府県名	市町村名	過疎区分 (旧法)	過疎要件 非該当事項		経過措置の 期間
				人口	財政力	
1	北海道	函館市	全部過疎	○		～R8年度
2	北海道	京極町	全部過疎		○	～R8年度
3	青森県	八戸市	一部過疎		○	～R8年度
4	青森県	東通村	全部過疎		○	～R8年度
5	秋田県	秋田市	一部過疎		○	～R8年度
6	福島県	湯川村	全部過疎	○		～R9年度
7	茨城県	常陸太田市	一部過疎	○		～R8年度
8	群馬県	高崎市	一部過疎		○	～R8年度
9	群馬県	藤岡市	一部過疎		○	～R8年度
10	群馬県	上野村	全部過疎		○	～R8年度
11	群馬県	嬭恋村	全部過疎	○		～R8年度
12	新潟県	柏崎市	一部過疎		○	～R8年度
13	富山県	富山市	一部過疎		○	～R8年度
14	石川県	白山市	一部過疎		○	～R8年度
15	福井県	福井市	一部過疎		○	～R8年度
16	福井県	おおい町	一部過疎		○	～R8年度
17	山梨県	甲府市	一部過疎		○	～R8年度
18	山梨県	富士河口湖町	一部過疎		○	～R8年度
19	長野県	長野市	一部過疎		○	～R8年度
20	長野県	松本市	一部過疎		○	～R8年度
21	長野県	南相木村	全部過疎		○	～R8年度
22	静岡県	浜松市	一部過疎		○	～R8年度

	都道府県名	市町村名	過疎区分 (旧法)	過疎要件 非該当事項		経過措置の 期間
				人口	財政力	
23	静岡県	沼津市	一部過疎		○	～R8年度
24	静岡県	島田市	一部過疎		○	～R8年度
25	愛知県	豊田市	一部過疎		○	～R8年度
26	三重県	津市	一部過疎		○	～R8年度
27	京都府	京都市	一部過疎		○	～R8年度
28	岡山県	岡山市	一部過疎		○	～R8年度
29	広島県	福山市	一部過疎		○	～R8年度
30	広島県	東広島市	一部過疎		○	～R8年度
31	山口県	宇部市	一部過疎		○	～R8年度
32	山口県	周南市	一部過疎		○	～R8年度
33	徳島県	東みよし町	一部過疎	○		～R9年度
34	香川県	高松市	一部過疎		○	～R8年度
35	愛媛県	松山市	一部過疎		○	～R8年度
36	愛媛県	新居浜市	一部過疎		○	～R8年度
37	愛媛県	四国中央市	一部過疎		○	～R8年度
38	福岡県	大牟田市	全部過疎		○	～R8年度
39	大分県	大分市	一部過疎		○	～R8年度
40	宮崎県	木城町	全部過疎		○	～R8年度
41	鹿児島県	鹿児島市	一部過疎		○	～R8年度
42	沖縄県	北大東村	全部過疎	○		～R9年度
43	沖縄県	竹富町	全部過疎	○		～R9年度

# 過疎地域等における今後の集落対策のあり方に関する提言（概要）

総務省過疎問題懇談会 平成27年3月31日公表

## 過疎集落等の現状と課題

- 過疎地域等においては、小規模化、高齢化により、維持困難な集落が増加
  - ・ 空き家の増加、商店の閉鎖、公共交通の利便性低下などの住民生活に関する問題
  - ・ 働き口の減少、耕作放棄地の増大などの産業基盤に関する問題
- 集落機能を引き続き維持するのみならず、中長期的に持続可能な集落とするための活性化策が課題

## 集落ネットワーク圏の必要性

個々の集落では様々な課題の解決が困難なケースが増加

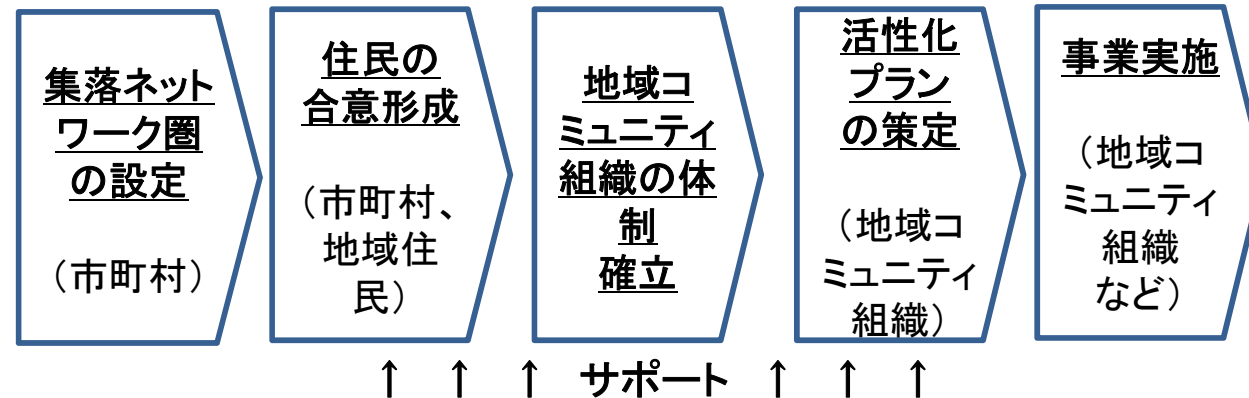
より広い範囲で、基幹集落を中心に複数集落をひとつのまとまりにして、集落を活性化する取組が必要

集落ネットワーク圏施策：2つの視点

- (1) 住民の「暮らし」を支える  
生活サポートシステムの構築
- (2) 住民の「なりわい」を継承・創出する  
活動の育成

## 集落ネットワーク圏の形成に向けて

- 市町村の積極的な取組と、住民主体の地域コミュニティ組織の活動が重要なポイント



## 期待される役割

### 【集落ネットワーク圏の形成を主導する市町村】

- ・ 圏域設定や活性化方針等を含む集落ネットワーク圏計画の作成
- ・ 地域コミュニティ組織の体制確立や活性化プラン作成への支援
- ・ 具体的な事業実施に対する様々な支援

### 【広域的な視点から支援する都道府県】

- ・ 専門家を含めた必要な人材の確保や提供、育成
- ・ 先進的な取組事例などについての情報提供

### 【全国的な取組を推進する国】

- ・ 集落ネットワーク圏施策の推進方針の提示と支援策の検討
- ・ 活性化プランに基づく活性化の取組をモデル的に支援
- ・ 全国各地の取組を把握分析し、情報提供

# 集落支援員について

## 集落支援員

**地域の実情に詳しく、集落対策の推進に関してノウハウ・知見を有した人材**が、地方自治体からの委嘱を受け、市町村職員と連携し、集落への「目配り」として集落の巡回、状況把握等を実施

※令和4年度 専任の「集落支援員」の設置数 **1,997人** ※自治会長などとの兼務の集落支援員の設置数 **3,174人**

<専任の「集落支援員」の属性> 約4割が60代、約5割が元会社員・元公務員・元教員、約9割がそれまで暮らしていた地方自治体で活動  
 ・地方自治体⇒集落支援員を設置し、集落支援員と協力して集落対策を推進（下記フロー図のとおり）

・総務省 ⇒地方自治体に対して、**財政措置（特別交付税措置）**、情報提供等を実施

<特別交付税措置> ※ 国勢調査における人口集中地区については、特別交付税による措置の対象外

○措置額 … 集落支援員1人あたりの上限額 ・**専任※ 445万円** ・兼任 40万円

※兼任の場合であって、集落支援員としての活動に従事する時間が週当たり15時間30分以上である旨を設置要綱等に規定して委嘱する場合を含む。

- 対象経費… ①集落支援員の設置に要する経費、②集落点検の実施に要する経費  
 ③集落における話し合いの実施に要する経費  
 ④地域の実情に応じた集落の維持・活性化対策に要する経費

## 地方自治体の取組のフロー

### ■ 集落支援員の設置

- ・地方自治体の委嘱により「集落支援員」を設置。
- ・集落支援員は、市町村職員とも連携し、集落への「目配り」として、集落の巡回、状況把握等を行う。

集落支援員の活動イメージ

### ■ 集落点検の実施

- ・市町村職員と協力し、住民とともに、集落点検を実施

### ■ 集落のあり方についての話し合い

- ・「集落点検」の結果を活用し、住民と住民、住民と市町村との間で集落の現状、課題、あるべき姿等についての話し合いを促進

### □ 集落の維持・活性化に向けた取組

- ① デマンド交通システムなど地域交通の確保、
- ② 都市から地方への移住・交流の推進、
- ③ 特産品を生かした地域おこし、
- ④ 高齢者見守りサービスの実施、
- ⑤ 伝統文化継承、
- ⑥ 集落の自主的活動への支援 等

支援

総務省



# 集落支援員～佐賀県唐津市の事例～

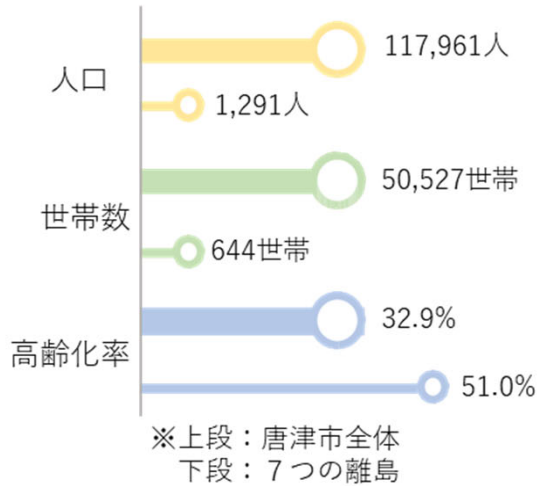
## 集落支援員（離島担当）配置の経緯、活動内容など

### 集落支援員

- ・唐津市全体で7名配置（R3年度）
- ・うち、唐津市内の離島（7箇所）を担当する専任集落支援員2名を唐津市役所未来創生部離島振興室内に配置



### 基礎データ（R3.10.1時点）



### 離島の課題

- 人口減少
- 少子高齢化
- 一次産業の衰退
- 後継者不足

### 集落支援員（離島担当）の活動内容

- 離島（※）の事業や島民の暮らしなどをサポート
  - 定期的に離島を周り、島民からの聞き取り
  - 島づくり事業
  - 加工品開発
  - 加工所の立ち上げ
  - など
- （※）高島、神集島、小川島、加唐島、松島、馬渡島、向島の7島
- 「からつ七つの島活性化協議会（※）」の事務局
  - 定期的な会議
  - 大学との連携事業
  - 七つの島物産展
  - 七つの島の若者の集い
  - 島留学
  - など
- （※）H26年度に設立  
各島の区長が幹事  
唐津市役所未来創生部離島振興室内に設置

### 市町村合併を経て…

市町村合併前から比較すると行政の密着度が低下。離島も行政の密着度の低下により全体の状況把握が困難。

### 集落支援員を配置

離島の状況把握などを専門的に実施するためにH28.5から集落支援員を1名配置。（R3年度から1名増員）

### 島のつながりが復活

島民同士が連携し主体的な物産展への参加のサポートや、若者の意見交換の実施（R1～）など、横のつながりを構築。（過去は交流があったが、暫く途絶えていた）

### 新たな取組の広がり

若者の意見交換を経て、グランピング等、新たな事業を実施しようとする島民の取組を島民がサポートする体制を構築。また、他の島でも新たな取組を行う機運が醸成。

### 島留学の取組

H29年度から島外の子どもの受け入れる島留学の取組を開始。R2年度までに延べ26名の島留学生在が誕生。（将来的な関係人口のベースを拡大）

etc

### 活動の様子など



島民と漁業について話し合い



島民

- ・地域と行政とのつなぎ役として集落支援員がいてくれて助かっている。
- ・集落支援員には、なんでも気軽に相談することができ、安心感がある。
- ・他の島の取組が見えてきたことで、自分達も頑張ろうと思うし、活動の幅も広がった。



集落支援員

- ・地域と密に関わることができるように、島民の話をよく聞くなど、日頃からの関係構築とすぐ行動に移すことを意識して活動している。
- ・島独特の人間関係などを考えながら活動しないとイケないのは大変な一方、「島のために何かできることをしたい、唐津が好き」という想いが活動の原動力になっている。
- ・島留学などの事業を通じて島のファンになってもらい、関係人口を増やしたい。
- ・年々、漁獲量が減少しており、今後も島民が島に住み続けられるように、また、島に帰ってこれるように、育てる漁業や新たな産業の創出などの検討が必要な時期だと感じている。



唐津市担当者

地域の実情を把握し、地域住民とのコミュニケーションを取ることができる人材の配置が課題である。また、地域が自主的に活動するという基盤が大事だと考える。そのため、集落支援員には、具体的にやりたいことはあるが、実施方法が分からないという住民などへのサポートを中心をお願いしている。





# 過疎地域持続的発展支援交付金

R5 予算額8.0億円

- 過疎地域等における地域課題解決のための取組を支援することにより、過疎地域の持続的発展を支援。

## ① 過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業

(まち・ひと・しごと創生総合戦略：「小さな拠点」の形成関連事業)

- 基幹集落を中心に周辺の複数集落をひとつのまとまりとする「集落ネットワーク圏」(小さな拠点)において地域運営組織等が行う生活支援の取組や「なりわい」を創出する活動等を支援。(定額補助)
  - ※ 交付対象経費の限度額 1,500万円  
(下記事業については、限度額を上乗せ)
    - ① 専門人材を活用する事業 (+500万円)
    - ② ICT等技術を活用する事業 (+1,000万円)
    - ③ 上記(①+②)併用事業 (+1,500万円)
- 令和5年度予算額 4.0億円 (令和4年度予算額4.0億円)

## ② 過疎地域持続的発展支援事業

- 過疎地域の地域課題解決を図り、持続的発展に資する取組として、過疎市町村が実施するICT等技術活用事業、都道府県が行う人材育成事業等を支援。(市町村：定額補助 都道府県：6/10、1/2補助)
  - ※ 過疎地域等自立活性化推進事業を発展的に改組し、事業主体に都道府県を追加
  - ※ 交付対象経費の限度額 2,000万円
- 令和5年度予算額 2.5億円 (令和4年度予算額2.5億円)

## ③ 過疎地域集落再編整備事業

- 過疎市町村が過疎地域の集落再編を図るために行う次の事業に対して補助(1/2補助)
  - ・定住促進団地整備事業
  - ・定住促進空き家活用事業
  - ・集落等移転事業
  - ・季節居住団地整備事業
- 令和5年度予算額 0.9億円 (令和4年度予算額0.9億円)

## ④ 過疎地域遊休施設再整備事業

- 過疎市町村が過疎地域にある遊休施設を再活用して地域間交流及び地域振興、地域課題解決を図るための施設整備に対して補助(1/3補助)
  - 〈例〉
    - ・テレワーク施設やサテライトオフィス等働く場の整備事業
    - ・地域運営組織等のコミュニティ拠点施設
    - ・食肉、農産物等の加工施設
- 令和5年度予算額 0.6億円 (令和4年度予算額0.6億円)

# 過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業

R5 予算額 4.0億円

- 「集落ネットワーク圏」(小さな拠点)において、生活支援や「なりわい」の創出等の地域課題の解決に資する取組を幅広く支援(特に専門人材やICT等技術を活用する場合には上乗せ支援)。

## 施策の概要

- (1) 対象地域 過疎地域をはじめとした条件不利地域
- (2) 事業主体 集落ネットワーク圏を支える中心的な組織(地域運営組織等)
- (3) 対象事業 集落機能の維持・活性化プランに基づく取組
- (4) 交付対象経費の限度額 1,500万円(定額補助)

※下記事業については、限度額を上乗せ

- ① 専門人材を活用する事業(+500万円)
- ② ICT等技術を活用する事業(+1,000万円)
- 上記(①+②)併用事業(+1,500万円)

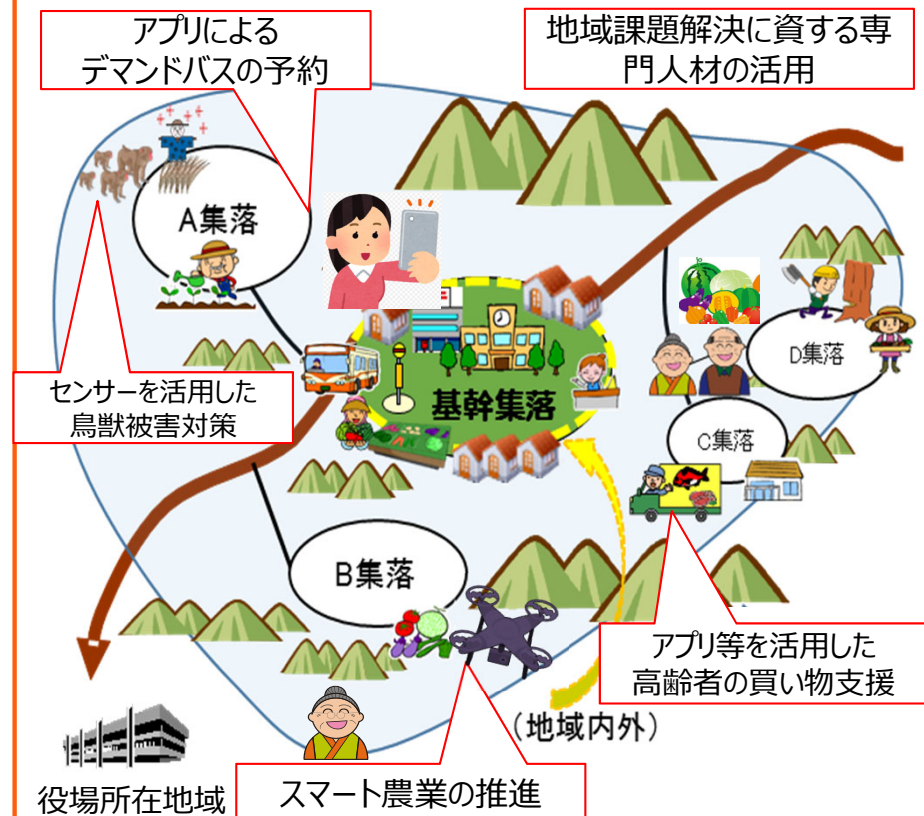
### ① 専門人材活用のイメージ

特産品開発、観光振興、地域交通、地域人材育成、移住定住促進、ICT技術等に関する専門的知識を有するアドバイザー、事業者等

### ② ICT等技術活用のイメージ

ドローンを活用した買物支援、センサーを用いた鳥獣被害対策、対話型アプリを活用した高齢者の見守り、オンラインによる学習環境整備等

## 集落ネットワーク圏における取組のイメージ



※範囲は、新旧小学校区、旧町村等を想定

# 過疎地域持続的発展支援交付金の事例 佐賀県伊万里市（半島振興対策実施地域） （過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業）

## 【事業背景】

- 伊万里市黒川町地区は、人口3,136人の市中心部から約10km離れた地区。
- 民間の路線バス3路線、市のコミュニティバス2路線が運行されている。
- 車両が大型であるといった要因により、主要道路のみの経路であることや運行時刻の制約などにより住民の実情に即した公共交通となっていない。
- 高齢者等にとって移動手段の確保が大きな課題となっており、利便性が高く持続可能な公共交通網への再編を図る必要。

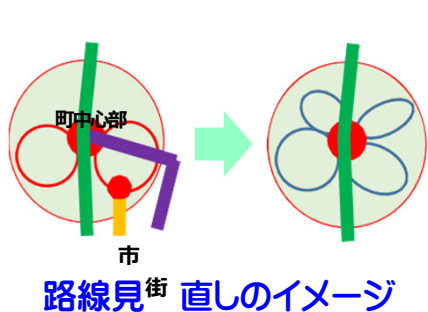
【事業実施者】 黒川町まちづくり運営協議会

【事業費】19,426千円

- 交通インフラ整備： 5,927千円（車両購入等）
- 利用環境整備： 13,499千円（アプリケーション開発）

## 【取組内容】（平成29年度～）

- 住民アンケートの実施や住民参加の検討委員会を開催し、地域の実情に即した運行内容を検討。
- 民間バス3路線を1路線に、市のコミュニティバス2路線を地元企業と連携してまちづくり運営協議会が運行する町内循環路線に見直し
- スマホ等で運行状況の把握、乗り換え案内の確認などができるアプリケーションの開発（利便性向上のためにICTを活用）



## 【成果】

- 黒川町中心部と周辺の集落をきめ細かく結ぶよう運行範囲を拡大
- アプリ実装により利用環境が改善
- コミュニティバスの利用者数の増加（R2延利用者4,387人、対前年度+428人）
- 気軽に外出できる公共交通の充実による地域コミュニティの活性化



# 過疎地域持続的発展支援事業

R5 予算額 2.5億円

- 過疎地域の持続的発展に必要な人材育成事業、I C T等技術活用事業を支援。

## 施策の概要

- (1) 対象地域 過疎地域  
 (2) 事業主体 ① 過疎市町村  
 ② 都道府県  
 (3) 交付対象経費の限度額 2,000万円  
 (4) 交付率 ① 定額  
 ② 1/2又は6/10 (※)  
 ※財政力指数0.51未満の都道府県に限る

### (5) 対象事業 ○人材育成事業

(主として都道府県実施を想定。ただし、伝統、文化の継承など地域が特定される場合は、市町村実施も可)

- ・ 地域リーダーの育成
- ・ 他地域との交流やネットワークの強化 等

#### ※育成すべき人材（地域のリーダー）のイメージ

様々な地域組織や活動に横断的に関わる人材（横串人材）、地域資源を活用し、地場産品開発や地域PRができる人材、地域内人材と外部人材をつなぐ人材、ITリテラシーに長けた人材 等

### ○ I C T等技術活用事業（過疎市町村のみ）

- ・ 集落等のテレワーク環境整備
- ・ オンラインでの健康相談
- ・ アプリを活用した災害情報などの生活情報配信
- ・ ドローンを活用した買物等の生活支援
- ・ センサーを使った鳥獣対策 等

## 人材育成事業のイメージ



### 【実施例】

複数の過疎市町村を対象とし都道府県主催で行う地域リーダー育成、交流、分野別人材育成研修事業 等

## ICT等技術活用事業のイメージ



### 【実施例】

AIを活用した自動配車システムの構築、オンラインでの健康相談体制の構築 等

# 過疎地域集落再編整備事業

R5 予算額 0.9億円

- ポストコロナ社会を見据え、都市部から過疎地域への移住を推進するとともに、過疎地域における定住を促進するため、定住促進団地の整備や空き家を活用した住宅整備等を支援

## 施策の概要

### (1) 事業の種類

#### ① 定住促進団地整備事業

過疎市町村が実施する基幹的な集落等に住宅団地を造成する事業に対して補助

#### ② 定住促進空き家活用事業

過疎市町村内に点在する空き家を有効活用し、過疎市町村が実施する住宅整備に対して補助

#### ③ 集落等移転事業

基礎的条件が著しく低下した集落又は孤立散在する住居の基幹的な集落等への移転事業に対して補助

#### ④ 季節居住団地整備事業

交通条件が悪く、公共サービスの確保が困難な地域にある住居を対象にした、冬期間など季節居住等のための団地形成事業に対して補助

### (2) 実施主体

過疎市町村

### (3) 交付率

1 / 2 以内

## 事業のイメージ

### 定住促進団地整備事業

交付対象経費の限度額  
3,877千円×戸数

過疎地域内で定住促進のための住宅団地を造成



### 定住促進空き家活用事業

交付対象経費の限度額  
4,000千円×戸数

過疎地域内の空き家を移住者等への住宅へ改修



改修前

改修後

# 過疎地域遊休施設再整備事業

R5 予算額 0.6億円

- 過疎地域内の遊休施設を有効活用し、地域間交流促進や地域振興に資する施設へ再整備する取組を支援

## 施策の概要

過疎地域に数多く存在している廃校舎や使用されていない家屋等の遊休施設を有効活用し、地域振興、地域課題解決に資する施設や都市住民等との地域間交流を促進するための農林漁業等体験施設、生産加工施設、地域芸能・文化体験施設等の整備事業に対して補助

### (1) 事業主体

過疎市町村

### (2) 交付対象経費の限度額

60,000千円

### (3) 交付率

1 / 3以内

## 事業のイメージ

### 過疎地域内の遊休施設



廃校舎



使用されていない旧公民館



使用されていない倉庫等

改修

### 過疎地域内の課題解決に対応した施設へ



テレワーク施設やサテライトオフィス等働く場の施設整備



地域運営組織等のコミュニティ拠点施設



食肉、農産物等の加工施設

# 令和5年度の地域情報化企画室・マイナポイント推進施策室の 施策について

---

地域情報化企画室・マイナポイント推進施策室  
椋田 那津希



# 自治体DX推進計画等の概要

※自治体DX調査検討  
R5予算 : 36百万円  
(R4当初予算額 : 37百万円)

## 自治体DX推進計画の趣旨

- 『デジタル・ガバメント実行計画』（R2.12）の各施策のうち、**自治体が重点的に取り組むべき事項や国の支援策等を取りまとめ、令和2年12月に計画を策定**。その後、『骨太の方針2022』において「自治体DX計画改定により、…地方自治体におけるデジタル化の取組を推進する」とされたことを受け、『デジタル社会の実現に向けた重点計画』『デジタル田園都市国家構想基本方針』（令和4年6月閣議決定）において**国が掲げる理念や支援策等を盛り込む改定を実施**。
- また、「地方公共団体情報システム標準化基本方針」（同10月閣議決定）等の策定や、**デジタル人材の確保・育成に関する自治体の取組状況を踏まえ、令和5年1月、自治体DX推進手順書のバージョンアップ**を実施。

## 自治体DX推進計画（2022.9改定）

※計画期間:2021.1~2026.3

### ■ 自治体におけるDXの推進体制の構築

- ① 組織体制の整備（全庁的・横断的な推進体制）
- ② デジタル人材の確保・育成
- ③ 計画的な取組み（スケジュール策定等）
- ④ 都道府県による市区町村支援

### ■ 重点取組事項（※）自治体の業務システムの改革

- ① 自治体情報システムの標準化・共通化
  - ・ 2025年度までに基幹系20業務システムを標準準拠システムへ移行
- ② マイナンバーカードの普及促進
  - ・ 2022年度末までにほぼ全国民に行き渡ることを目指し申請・交付促進等
- ③ 行政手続のオンライン化
  - ・ 住民に身近な31手続をマイナポータルでオンライン手続可能に
- ④ AI・RPAの利用推進、⑤ テレワークの推進
  - ・ ②、③による業務見直しなどに併せ導入・活用を推進
- ⑥ セキュリティ対策の徹底

### ■ 自治体DXの取組とあわせて取り組むべき事項

- ① デジタル田園都市国家構想の実現に向けたデジタル実装の取組の推進・地域社会のデジタル化
- ② デジタルデバイド対策
- ③ デジタル原則に基づく条例等の規制の点検・見直し

## 自治体DX推進手順書（2023.1改定）

### ■ 自治体DX全体手順書（2023.1改定）

- ・ DXを推進に必要なと想定される一連の手順を0～3ステップで整理  
ステップ0：認識共有・機運醸成  
ステップ1：全体方針の決定  
ステップ2：推進体制の整備  
ステップ3：DXの取組みの実行

### ■ 自治体情報システムの標準化・共通化に係る手順書（2023.1改定）

- ・ 自治体情報システムの標準化・共通化の意義・効果や、自治体における作業手順等を示すもの

### ■ 自治体の行政手続のオンライン化に係る手順書（2023.1改定）

- ・ 自治体の行政手続のオンライン化の取組み方針や、自治体における作業手順等を示すもの

### ■ 参考事例集

- ・ DXの認識共有・機運醸成、推進体制の整備、個別のDXの取組み等について、先行する自治体の事例を集めたもの

## 地域社会のデジタル化に係る参考事例集（2022.9改定）

- これから事業に取り組む団体の参考となるよう、各団体の事業概要を写真やイラストとともにまとめたもの。令和4年9月、取組に至った経緯・課題意識、活用した国等の支援制度等を盛り込むバージョンアップを実施。 **85**

# 地方公共団体におけるデジタル人材の確保・育成の推進

- 情報システムの標準化・共通化の対応を含め、自治体DX推進計画の計画期間が令和7年度までとされているなど、地方公共団体におけるデジタル化は喫緊の課題。
- デジタル化の取組を進める上では、地方公共団体のデジタル人材確保が必要だが、市町村を中心にデジタル人材確保が進んでいない団体も多く、今後、外部からのデジタル人材の確保、庁内の中核を担う職員(DX推進リーダー)の育成が必要。
- こうした中、都道府県がデジタル人材を確保し市町村のデジタル化を支援する取組や各地方公共団体で中核を担う職員を指定し集中的に育成する取組を促進するため、以下の措置を講ずる。

## ①② 地方公共団体におけるデジタル人材の確保(①)・育成(②)に関する地方財政措置の創設

### 【対象経費】

- ① **都道府県等による市町村支援**のためのデジタル人材の確保に要する任期付職員・非常勤職員等の**人件費**、民間事業者への**委託費**等  
※ これらの経費の一部につき市町村の負担金が生じる場合には当該負担金を含む。
- ② 地方公共団体におけるデジタル化の取組の**中核を担う職員(DX推進リーダー)**の育成に係る経費(**研修**に要する経費、民間講座の**受講料**等)

【事業期間】 令和7年度まで(自治体DX推進計画の計画期間と同様)

【地方財政措置】 **特別交付税**措置(措置率0.7)

※ 併せて、市町村が外部のデジタル人材をCIO補佐官等として任用する際の経費に係る特別交付税措置を拡充(措置率0.5→0.7)

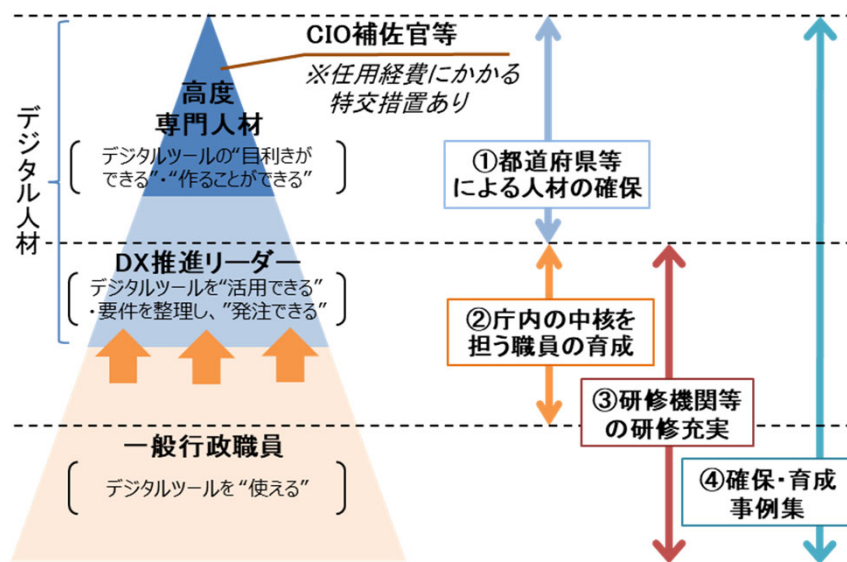
## ③ 地方公共団体におけるDX実現のための専門アドバイザーの派遣等

総務省・地方公共団体金融機構の共同事業である「経営・財務マネジメント強化事業」において、新たに、地方公共団体におけるDXの取組を支援するための**専門アドバイザーを派遣**するとともに、**J-LIS(地方公共団体情報システム機構)・自治体大学校・市町村アカデミー・国際文化アカデミー**における地方公共団体職員向けの研修を充実。

## ④ その他の地方公共団体向け支援策

「自治体DX推進手順書 参考事例集」をバージョンアップし、**「人材確保・育成 参考事例集」**等を新たに作成することで、先進団体における**人材確保・育成に係る参考事例を横展開**。

### <デジタル人材の確保・育成の全体像(イメージ)>



# 地方公共団体のデジタル人材の確保に係る地方財政措置【新規】

都道府県等がデジタル人材を確保し、市町村におけるデジタル化の取組を支援する場合、そのための人材確保経費等に対し令和5年度から特別交付税措置を講ずる。

## 特別交付税措置の概要

### ○ 対象経費

- ・ **都道府県（連携中枢都市等含む）による市町村支援**のためのデジタル人材の確保に要する任期付職員・非常勤職員等の**人件費**、民間事業者への**委託費**等
- ・ 上記の経費の一部につき**市町村の負担金**が生じる場合の当該**負担金**

#### 市町村支援業務の想定事例

- ・ DX・情報化計画等の策定・見直し案の作成
  - ・ 標準化・クラウド化に向けた助言・仕様調整
  - ・ デジタル技術等も活用した業務見直し（BPR）、システム発注支援
  - ・ データ利活用に関する助言
  - ・ 人材育成（研修企画・講師等）
  - ・ セキュリティ研修・監査支援
- 等

### ○ 措置額

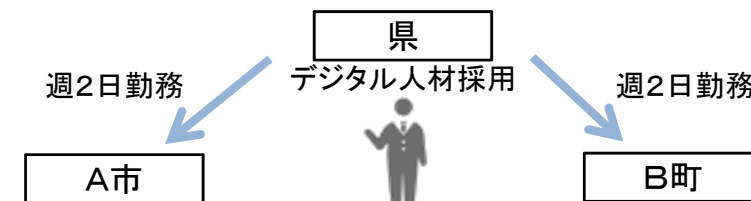
- ・ 対象経費に**0.7**を乗じた額

### ○ 対象期間

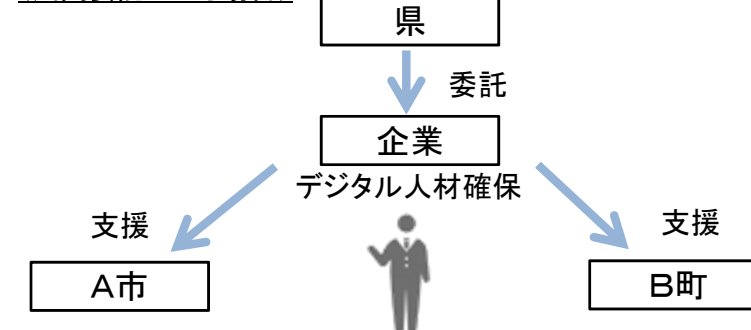
- ・ **令和7年度**まで（「自治体DX推進計画」の計画期間と同様）

#### <都道府県による市町村支援(イメージ)>

(職員として採用する場合)



(民間委託による場合)



# 地方公共団体のデジタル人材の確保に係る地方財政措置【拡充】

市町村のDXを推進するため、CIOのマネジメントを専門的知見から補佐するCIO補佐官等（※1）の役割が鍵となるが、市町村においては、人材確保が課題となっていることから、**市町村がCIO補佐官等として、外部人材の任用等を行うための経費に係る特別交付税措置を拡充する。**

## 特別交付税措置の概要

### ○ 対象経費、措置額、対象期間

	対象経費	措置額（※3）		対象期間
			上限額	
①任用等経費	市町村がCIO補佐官等として、外部人材の <b>任用等を行うための経費</b> として次に掲げるもの（※2） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>特別職非常勤職員</b>として任用する場合 → <b>報酬等</b>（期末手当等を含む。）</li> <li>・ <b>外部に業務委託</b>する場合 → <b>委託料等</b></li> </ul>	対象経費の合計額に <b>0.7</b> を乗じて得た額	なし	R3～R7年度
②募集経費	市町村がCIO補佐官等として、外部人材の <b>募集を行うための経費</b>	対象経費の合計額に <b>0.7</b> を乗じて得た額	<b>70万円</b>	R4～R7年度

※1 CIO補佐官等とは、DX推進のマネジメントを担うCIO等を専門的知見から補佐する者であり、役職の名称がCIO補佐官に限られるものではない。

※2 1団体においてCIO補佐官等として複数の外部人材の任用等を行った場合であっても、**財政措置の対象は1名分**

※3 措置率について0.5（～令和4年度）から0.7（令和5～7年度）に拡充



# 地方公共団体のデジタル人材の育成に係る地方財政措置【新規】

**DX推進リーダー※の育成に係る経費**に対し、**令和5年度から特別交付税措置**を講ずる。

※ デジタル分野の専門知識を身につけ、一般行政職員や高度専門人材と連携し、中核となって実務をとりまとめることができる職員

## 特別交付税措置の概要

### ○ 対象経費

- DX推進リーダーの育成に係る**研修に要する経費**や**民間講座の受講料等**

(想定される経費)

- 育成プログラム実施に係る**委託費又は負担金**
- 民間事業者、大学等の**講座受講料**

- 人材育成事業に必要な**その他の経費** (育成プログラム策定経費、ソフトウェアライセンス料など環境整備に要する経費等)

<自治体DX全体手順書 (R5.1改定)>

「内部職員をDX推進リーダーとして集中的に育成・確保していくにあたっては、**DX推進リーダーとして育成する職員を指定※**し、**集中的に育成プログラムを実施することが求められる。**」

※ 指定にあたり、「職員本人の希望」のほかに参考とすべき情報

- 対象職員のこれまでの職務経歴 (特にシステム、Webサービス・アプリケーション等)
- 民間IT企業での実務経験
- 独立行政法人情報処理推進機構が実施する情報処理技術者試験等の資格取得状況

### ○ 措置額

- 対象経費に**0.7**を乗じた額

### ○ 対象期間

- 令和7年度**まで (「自治体DX推進計画」の計画期間と同様)

# 令和5年度「地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業」

- 人口減少が進展する一方で、インフラ資産の大規模な更新時期を迎える中、財政・経営状況やストック情報等を的確に把握し、「見える化」した上で、中長期的な見通しに基づく持続的な財政運営・経営を行う必要性が高まっている
  - しかしながら、地方公共団体においては、人材不足等のため、こうした経営・財務マネジメントに係る「知識・ノウハウ」が不足し、小規模市町村を中心に公営企業会計の適用やストックマネジメント等の取組が遅れている団体もあるところ
- ➡ **地方公共団体の経営・財務マネジメントを強化し、財政運営の質の向上を図るため、総務省と地方公共団体金融機構の共同事業として、団体の状況や要請に応じてアドバイザーを派遣**

## 事業概要

### (1) アドバイザーを派遣する支援分野

- 公営企業・第三セクター等の経営改革
  - ・ DX・GXの取組
  - ・ 経営戦略の改定・経営改善
  - ・ 公立病院経営強化プランの策定及び経営強化の取組
  - ・ 上下水道の広域化等
  - ・ 第三セクターの経営健全化
- 公営企業会計の適用
- 地方公会計の整備・活用
- 公共施設等総合管理計画の見直し・実行  
(公共施設マネジメント)
- **地方公共団体のDX**
- 首長・管理者向けトップセミナー

**派遣申請受付中**

**(6/30)**

※詳細は令和5年4月3日付け  
DX担当宛通知参照

### (2) 支援の方法

個別市区町村に継続的に派遣 (各都道府県市区町村担当課等と連携して事業を実施)

都道府県に派遣

課題対応アドバイス事業	課題達成支援事業	啓発・研修事業
市区町村・公営企業が直面する課題に対して、当該課題の克服等、財政運営・経営の改善に向けたアドバイスを必要とする場合に団体の要請に応じて派遣	上記の支援分野の実施に当たり、知識・ノウハウが不足するために達成が困難な市区町村・公営企業に、技術的・専門的な支援を行うために派遣	都道府県が市区町村・公営企業の啓発のため支援分野の研修を行う場合に派遣

※アドバイザーの派遣経費(謝金、旅費)は、地方公共団体金融機構が負担

### (3) 事業規模

- 約6億円(約1,400団体・公営企業への派遣を想定)

# アドバイザー派遣による支援内容の詳細（地方公共団体のDX）

## ①課題対応アドバイス事業

- 市区町村が直面する課題に対して、当該課題の克服等、財政運営・経営の改善に向けたアドバイスを必要とする場合に、**当該市区町村の要請に応じてアドバイザーを派遣**
- 「地方公共団体のDX」分野においては、標準化、マイナンバーカードの普及を契機として、**先進的な業務の効率化や住民の利便性向上**に向けて、**自治体行政におけるDXや地域社会におけるDX**に取り組む市区町村に対して、**手挙げ型の支援**を実施予定

【具体例】

- 情報システムの標準化・共通化 ● マイナンバーカードの利活用（地域交通や母子健康アプリにおけるカード活用等）
- 行政手続のオンライン化 ● データ利活用・EBPM ● BPR・業務改革 ● デジタル人材の育成 ● セキュリティ対策 等

## ②課題達成支援事業

- 各支援分野において、知識・ノウハウが不足するために**課題達成が困難な市区町村**に対して、**技術的・専門的な支援**を行うためにアドバイザーを派遣
- 令和7年度までに、地方公共団体が標準化に対応できるよう、**事業進捗が遅れている団体（※1）**に対する**プッシュ型の支援**を実施

※1 1次申請時は、R5.1月末時点で、標準化PMOツールにおいて20業務全てについて、「①-1推進体制案の作成」を未実施と報告している町村（287団体）を指定。

【具体例】

小規模団体等を中心に移行計画の作成やFit&GAP（※2）の実施等、標準システム導入に当たっての技術的・専門的な支援

※2 導入システムと業務プロセスで必要な機能がマッチしているか分析する作業

## ③啓発・研修事業

- 都道府県が市区町村の啓発のため**支援分野の研修会・相談会**を行う場合に、当該**都道府県**に対して**アドバイザーを派遣**

# アドバイザー派遣の検討方法

総務省 MIC Ministry of Internal Affairs and Communications

ご意見・ご提案 ENGLISH(TOP) MIC ICT Policy ( English / Français / Español / Русский / 中文 / عربي )

アクセシビリティ 視覚支援ツール Google 検索

総務省の紹介 広報・報道 政策 組織案内 所管法令 予算・決算 申請・手続 政策評価

総務省トップ > 政策 > 地方行政 > 地方財政の分析 > 地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業 > 地方公共団体のDX関係

## 地方公共団体のDX関係

アドバイザーについては、地方公共団体からの推薦に応じて随時追加し、追加した場合は以下のリストに掲載いたします。  
アドバイザーの追加を希望する地方公共団体におかれましては、登録推薦書を整理の上ご提供ください。  
また、アドバイザーリストの内容に変更が生じた場合は、随時更新を行います。

アドバイザーリスト(地方公共団体のDX関係)

各条件で検索

※氏名で検索する場合は、名字の後に1文字分スペースを空けてください。

R5.2.28時点

表示件数: 10 件 変更 フリーワード検索: 検索実行

番号	所在地	氏名	主な取組分野
R5-0801.001	北海道	山形 巧哉	データ活用・EBPM EPR・業務改革 デジタル人材の育成 その他(セキュリティ対策、DX推進)
R5-0801.002	北海道	山田 貴之	情報システムの標準化・共通化 行政手続のオンライン化 EPR・業務改革
R5-0801.003	北海道	梶田 誠	情報システムの標準化・共通化 行政手続のオンライン化

## 地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業 (地方公共団体のDX関係)

### ○登録者情報

山形 巧哉(やまがた たくや)

所在地 北海道

組織名・所属 役職 合同会社山形巧哉デザイン事務所



### 略歴

1998年 北海道森町役場 採用  
2018年 総務省地域情報課アドバイザー  
2019年 デジタル庁(内閣官房 11室) オープンデータ伝道師  
2021年 北海道森町役場 退職  
一般社団法人コード・フォー・ジャパン 採用  
山形巧哉事務所 設立  
2022年 国際大学 GLOCOM 客員研究員  
立正大学データサイエンス研究所 客員研究員  
合同会社山形巧哉デザイン事務所 設立

### ○主な取組内容・実績

2022年 前橋市 CIO 補佐官 (一般社団法人コード・フォー・ジャパン)  
2022年 北斗市 DX アドバイザー



# 自治体におけるデジタル人材の確保支援事業

R5 予算 : 81百万円  
(R4 当初予算額 : 0 百万円)

## 背景・課題意識

- 自治体においては、「自治体情報システムの標準化・共通化」をはじめ、様々なDXの取組の短期集中的な実施が求められており、即戦力となる外部人材の活用が重要であるが、活用している団体は100団体程度に留まる（令和3年度総務省調）。
- 活用していない団体は「外部デジタル人材に求める役割やスキルを整理、明確化できない」、「効果的な募集方法がわからない」といった課題を挙げている（同上）。
- 令和5年度から新たに「都道府県等による市町村支援のためのデジタル人材の確保に要する任期付職員・非常勤職員等の人件費」等に対する地方財政措置が創設される。

## R5年度事業の概要

※内容精査中

- デジタル人材の確保・定着に向けた伴走支援等を実施した上で、そのノウハウをガイドライン等で横展開を行う

### ① 伴走支援

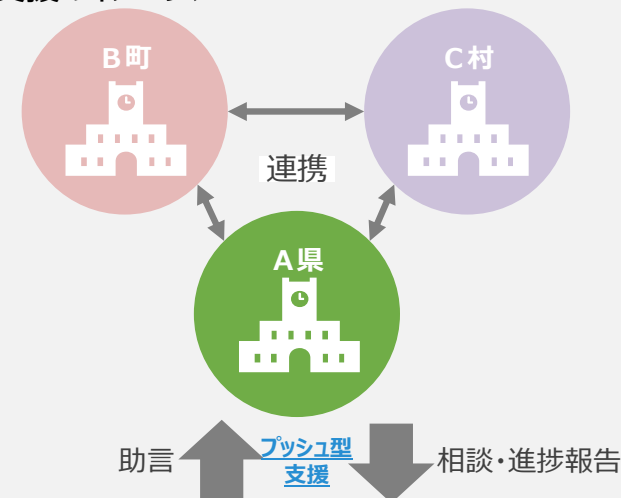
- 総務省が、デジタル人材の確保に意欲のある都道府県等を選定し、民間人材サービス会社等と連携し、デジタル人材確保に向けた助言等※のプッシュ型支援を実施（数団体程度を想定）

※ 実際の募集・任用は、支援自治体が新たな地財措置等を活用して自ら実施

#### <主な助言内容のイメージ>

- ① DXの進捗・課題等を踏まえた必要とする人物像の洗い出し
- ② 人材の募集方法（他自治体の例、募集広告の記載方法 等）
- ③ デジタル人材の受入に向けた整備（組織体制、任用形態、報酬、勤務環境 等）

#### <伴走支援のイメージ>



### ② デジタル人材確保策ガイドラインの策定等

- 伴走支援を通じて得られた成功例や改善点等を整理し、ガイドラインの策定や全国説明会により、デジタル人材確保のノウハウを横展開

# 「地域社会のデジタル化に係る参考事例集【第2.0版】」概要

地域の個性を活かした地方活性化を図り、地方から国全体へのボトムアップの成長を実現する「デジタル田園都市国家構想」の推進には、各自治体の創意工夫を活かしたデジタル実装の取組を促す必要

- 各自治体の事業担当部局が、地域社会のデジタル化に係る事業を検討・実施する際に参考となるような事例を掲載した「地域社会のデジタル化に係る参考事例集」を公表し、各団体に周知（令和3年12月）
- 更なるデジタル実装の取組を促すため、**取組に至った経緯や課題認識、同様の取組を検討する他団体へのアドバイス**等の追記など事例の深掘りを行い、「地域社会のデジタル化に係る参考事例集【第2.0版】」（20分野、200事例）としてバージョンアップ（令和4年9月）

事業分野一覧（20分野）			
1	地域活性化	11	観光
2	住民生活	12	交通
3	消防・防災	13	土木・インフラ
4	医療・福祉・健康	14	文化・スポーツ
5	子育て	15	教育
6	公衆衛生	16	デジタルデバйд対策
7	環境	17	地域におけるデジタル人材の育成
8	労働	18	孤独・孤立対策
9	農林水産業	19	キャッシュレス
10	商業・工業	20	ローカル5G

## イメージ（掲載事例抜粋）

### 2 住民生活： 買い物弱者支援のためのドローンを活用した物流システムの構築【長野県伊那市】

#### 事業の概要

- 伊那市は、免許返納等で買い物が困難な住民をサポートするため、地元スーパーの商品をドローンで配達する「**ゆうあいマーケット**」を令和2年8月から展開している。サービスの利用料は月額1,000円のサブスクリプション制となっている。
- 利用者は、自宅のケーブルテレビのリモコンで商品を注文し、購入代金はケーブルテレビの利用料金に加算されて引き落とされる**キャッシュレス対応**となっている。
- 商品は、ドローンにより近くの公民館に届けられ、集落支援員等が**利用者宅まで手渡す**こととしており、利用者の**安否確認や見守り**も行うことができるように工夫している。



【参考情報①】人口：6.7万人  
 関連URL：<https://www.mcpc-jp.org/award2021/>  
 (「MCPC award 2021」総務大臣賞)

【参考情報②】地方創生推進交付金(内閣府)とは  
 URL：<https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/souseikoufukin.html>

#### もっと知りたい！ 担当者にインタビュー

**取組の経緯・きっかけを教えてください。**  
 (総務省) 少子高齢化や人口減少に伴う「買い物弱者の増加」や「物流機能の低下」といった地域課題に対し、デジタル技術の導入による解決策を検討した結果、自律飛行ドローンを活用した官民連携の買い物支援という構想に行きつきました。(伊那市)

**導入又は実証時において、国又は都道府県の支援制度(人的支援や技術提供、補助金等)を活用しましたか？**  
 安全なドローン物流のための航路としての河川上空の開発や買い物支援サービスの事業化に当たっては、内閣府の地方創生推進交付金(平成30年度から3年間)を活用しました。また、ケーブルテレビ・プラットフォームは、総務省のデータ利活用型スマートシティ推進事業(令和元年度)を活用することにより、オンデマンドタクシーの呼出しや遠隔地見守りとしても利用いただいています。

**これから事業を考えている自治体に向け、一言お願いします。**  
 デジタル技術の導入やスマートシティの構築自体を目的とするのではなく、地域が抱える課題解決の手段として、民間事業者等と協力して進める必要があります。課題の抽出や事業者との調整は、技術の導入よりも時間をかけて丁寧に行うことが重要ではないでしょうか。

★担当：伊那市企画部 企画政策課★

令和3年度事業費 39,481千円

# マイナポイント第2弾

R3補正予算：1兆8,134.1億円

※総務省、デジタル庁、厚労省の連携事業

## 制度概要

「マイナンバーカードの普及を促進するとともに、消費喚起や生活の質の向上につなげるために、マイナンバーカードを活用して、幅広いサービスや商品の購入などに利用できるマイナポイント（1人当たり最大2万円相当）を付与する。」（「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定））

### ●対象者とポイント付与数・申込期間・対象となるカード申請期限等：

マイナポイント第2弾対象者	ポイント付与数	付与方式	予算上の積算人数	ポイントの申込期間	ポイントの対象となるカード申請期限
①カード新規取得者等 ※マイナンバーカードの既取得者のうち、マイナポイント第1弾の未申込者を含む。	最大5,000円相当	プレミアム方式、ポイント付与25% ※20,000円のチャージ又はお買い物に対し、最大5,000円相当のポイント付与	6,950万人分	令和4年1月～令和5年9月末	令和5年2月末
②健康保険証利用申込 ※既登録者及び利用申込みを行った者を含む。	各7,500円相当	直接付与方式	各9,500万人分	令和4年6月30日～令和5年9月末	
③公金受取口座登録 ※既登録者を含む。					
(参考) マイナポイント第1弾カード取得者	最大5,000円相当	プレミアム方式、ポイント付与25%	申込者数約2,534万人	令和2年7月～令和3年12月末	令和3年4月末

### ●イメージ：

【総括】総務省



総務省

#### ①マイナンバーカード

- ・住民誰もが無料で取得できる公的な顔写真付き本人確認書類であると同時に、オンラインでも安全・確実に本人確認を行える極めて高い認証強度を持ったデジタル社会の基盤となるツール

取得

最大5,000円相当



厚労省

#### ②健康保険証利用

- ・過去の薬剤情報や特定健診結果を医師等に共有することで、より良い医療を受けられるようになる
- ・高額療養費制度の限度額を超える支払が不要
- ・マイナポータルを通じた医療費通知情報の自動入力で、確定申告の医療費控除が簡単に

申込

7,500円相当



デジタル庁

#### ③公金受取口座

- ・預貯金口座を予め登録しておくことで緊急時の給付金や児童手当などの公的給付等の迅速かつ確実な支給が受けられるようになる
- ※公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年5月公布）
- ※令和4年3月28日よりマイナポータルからの公金受取口座の登録開始

登録

7,500円相当



最大20,000円分をお好きなキャッシュレス決済サービスのポイントとして付与

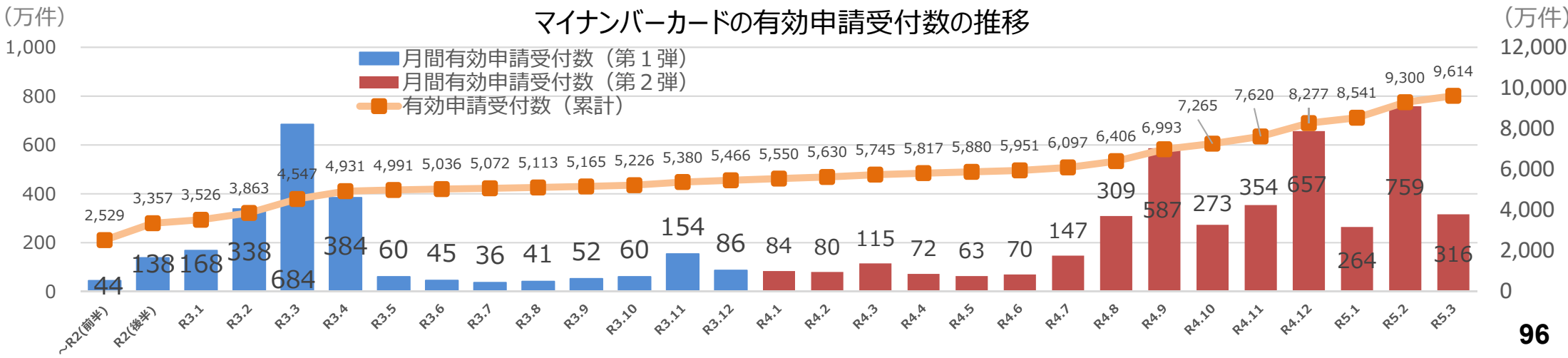
マイナポイントにより、マイナンバーカードの普及やキャッシュレス決済の利用拡大を図りつつ消費を喚起し、さらに健康保険証利用や公金受取口座の登録も促進することでデジタル社会の実現を図る

# マイナンバーカード・マイナポイントに関する現在の申請状況等

(単位: 万件)

	第1弾			第2弾																	累計
	~ R2 6月末	R2 R3 7月~12月	小計	R4 1月	2月	3月	4月	5月	6月	30日 (内数)	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R5 1月	2月	3月 (~31日)	小計 (本格開始 後小計)	
マイナンバーカードの有効申請受付数	2,529	2,937	5,466	84	80	115	72	63	70	4	147	309	587	273	354	657	264	759	316	4,149 (3,669)	9,614
マイナンバーカードの有効申請受付率	19.8%	43.2%	43.2%	43.8%	44.5%	45.4%	45.9%	46.4%	47.0%	47.0%	48.1%	50.9%	55.5%	57.7%	60.5%	65.7%	67.8%	73.9%	76.3%	76.3%	76.3%
マイナンバーカードの交付実施済数	2,221	2,966	5,187	97	88	111	93	81	74	3	84	151	200	273	346	406	376	433	440	3,253 (2,712)	8,440
マイナンバーカードの交付実施済率	17.4%	41.0%	41.0%	41.7%	42.4%	43.3%	44.0%	44.7%	45.3%	45.3%	45.9%	47.4%	49.0%	51.1%	53.9%	57.1%	60.1%	63.5%	67.0%	67.0%	67.0%
マイナポイントの申込数 施策① マイナンバーカードの新規取得等	—	2,534	2,534	73	56	62	47	45	46	9	213	243	324	317	375	490	415	580	402	3,688 (3,368)	6,221
マイナポイントの申込数 施策② 健康保険証としての利用申込み	—	—	—	—	—	—	—	—	93	93	808	529	599	480	497	638	504	732	456	5,336	5,336
マイナポイントの申込数 施策③ 公金受取口座の登録	—	—	—	—	—	—	—	—	87	87	755	499	568	443	466	600	475	692	430	5,013	5,013
(申込純計; いずれか1つ以上の施策に申込がなされた件数)										99	894	596	677	543	562	720	570	836	516	6,013	6,013

※令和4年1月1日から、第2弾の内、マイナンバーカードの新規取得者等に対する、最大5,000円相当のポイントの申込・付与を開始  
 ※令和4年6月30日から、第2弾の内、マイナンバーカードの健康保険証としての利用申込みに対する7,500円相当のポイント、公金受取口座の登録に対する7,500円相当のポイントの申込・付与を開始





# 地方公共団体の皆様にお取り組みいただきたいこと

## マイナポイント第2弾のスケジュール

- 令和5年2月 マイナンバーカードの申請期限 → 大変多くの皆様からカードの申請あり
- **令和5年9月 マイナポイントの申込期限 → ポイント申込みが集中することが想定。**

## お願いしたいお取組

- **マイナンバーカード交付事務費補助金（補助率：10/10）を活用した、積極的な周知広報や手続支援の実施。**  
 (※1) 令和4年度まではマイナポイント事業費補助金を活用することとしていたが、令和5年度からはマイナンバーカード交付事務費補助金の活用へ。  
 (※2) 令和5年3月31日付けで基準額設定の参考とするため、所要額調査を実施しているため、必要経費を計上の上回答していただきたい。  
 (都道府県分：4月17日（月）【済】、市町村分：4月27日（木）【中】)

### ■ 周知・広報について

#### <ポイント>

- ・ 次のようなメッセージを盛り込んだ周知・広報を実施することで、早期のカード受取・ポイント申込みを積極的に促進していただきたい。
  - マイナポイントの申込期限は、9月末であること
  - ポイント申込期限間際には、窓口が混雑するので、市町村から交付通知書が届いたらお早めにカードを受け取りにいただきたいこと
- ・ マイナポイントの申込には手続スポットを活用できること（公金受取口座の登録はできません）

#### <周知方法>

- ・ 各団体が発行する広報誌への記事の掲載やHP、SNS等への掲載・投稿、ポスター掲示やチラシの配布
- ・ 上記の<ポイント>を踏まえ、総務省が新たに作成したリーフレットの配布
- ※ なお、総務省が作成したテレビCMや新聞広告、デジタルバナーのタレントを起用している広報物は、タレントとの契約の関係上、令和5年度は使用できませんので、ご留意下さい。

### ■ 手続支援について

- ・ **マイナンバーカードの交付と合わせた手続支援**の実施（ただし、マイナポイントに関する対応業務は積極的に民間事業者に委託するなどにより、カード交付担当職員が交付業務に注力できる体制を整えること。）
- ・ **高齢者等の支援を必要とされる方への手厚い支援**の実施

### 総務省新規作成リーフレット

～デジタル庁・総務省・厚生労働省からのお知らせ～

**お早めにマイナンバーカードを受け取り、マイナポイントを申込みください！**

- ① マイナポイントの申込期限は、**2023年9月末**です。  
9月末よりも早く申込みを締め切る法律サービスもあるから注意！
- ② ポイントの申込みには、2023年2月末までに申請したマイナンバーカードが必要です。  
市区町村から交付通知書が届いたら、お早めにカードを受け取りにお越し下さい。
- ③ **ポイント申込期限（9月末）間際には窓口が混雑します**ので、早めのカード受け取りを重ねてお願いします。

**マイナポイントの申込方法 3選**

スマートフォンから 申込する場合	24時間から 申込する場合	手続スポットから 申込する場合	申込みに 準備するもの
マイナポイントアプリをダウンロードし、画面指示に従って申込みください。	「マイナID/ID番号、マイナポイントID/ID番号」を提示し、マイナポイントID/ID番号を照会し、マイナポイントID/ID番号を入力して申込みください。	マイナポイントカードを提示し、マイナポイントID/ID番号を照会し、マイナポイントID/ID番号を入力して申込みください。	マイナポイントカード マイナID/ID番号 マイナポイントID/ID番号 マイナポイントID/ID番号

詳しくは **マイナポイント** **検索** または **マイナポイント** **検索** または **マイナポイント** **検索**

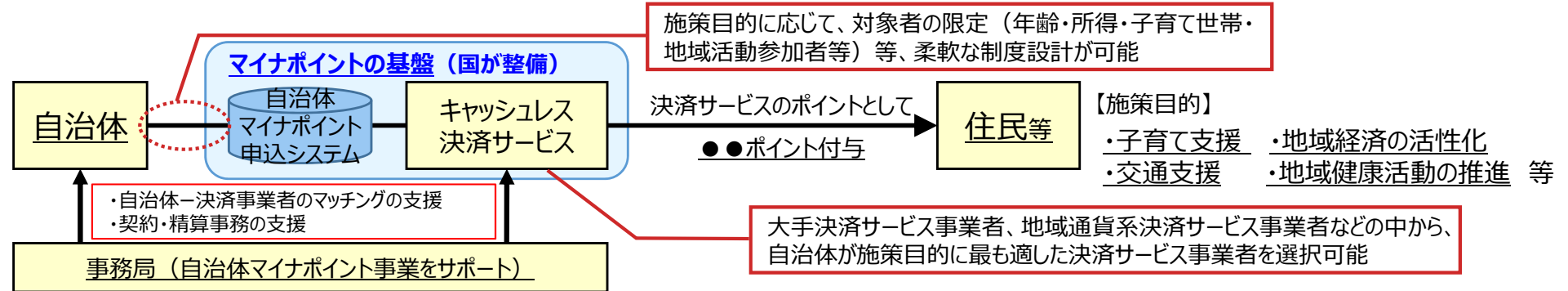
デジタル庁 総務省 厚生労働省

# 自治体マイナポイント事業の概要

R4第2次補正予算  
計上額:9.9億円

- 給付事業との組み合わせによる**自治体施策の効果的な推進や地域経済の活性化**など、自治体マイナポイントの効果的な活用を推進。
- 具体的には、**参画自治体へのシステム改修費等の補助**などにより、より多くの自治体・決済事業者が連携して事業を実施できる環境を整備。

## 概要



## 自治体向け補助金の概要

- 予算額：9.9億円の内数
- 補助対象経費：自治体のシステム改修に要する経費、申込支援・広報等に要する経費、決済事業者のシステム改修に要する経費 等
- 補助率：1 / 2

## 経緯・取組の方向性

- 令和4年度は10月31日から事業を開始し、22団体において事業を実施。
- 令和4年度第2次補正予算において、**自治体が事業に参画するに当たり必要となるシステム改修費等に対する補助等が計上。**
- (※) ポイント原資等は、**新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金**（令和5年3月28日の閣議決定でされた予備費等により増額措置された「**電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金**」を含む。）の**活用が可能**(実施計画の第1回提出期限:令和5年5月29日)。
- 令和5年5月頃の事業開始に向け、「令和5年度における自治体マイナポイント事業の募集の開始について」、「令和5年度自治体マイナポイント事業費補助金の交付申請等について」（いずれも令和5年4月12日付事務連絡）を发出。

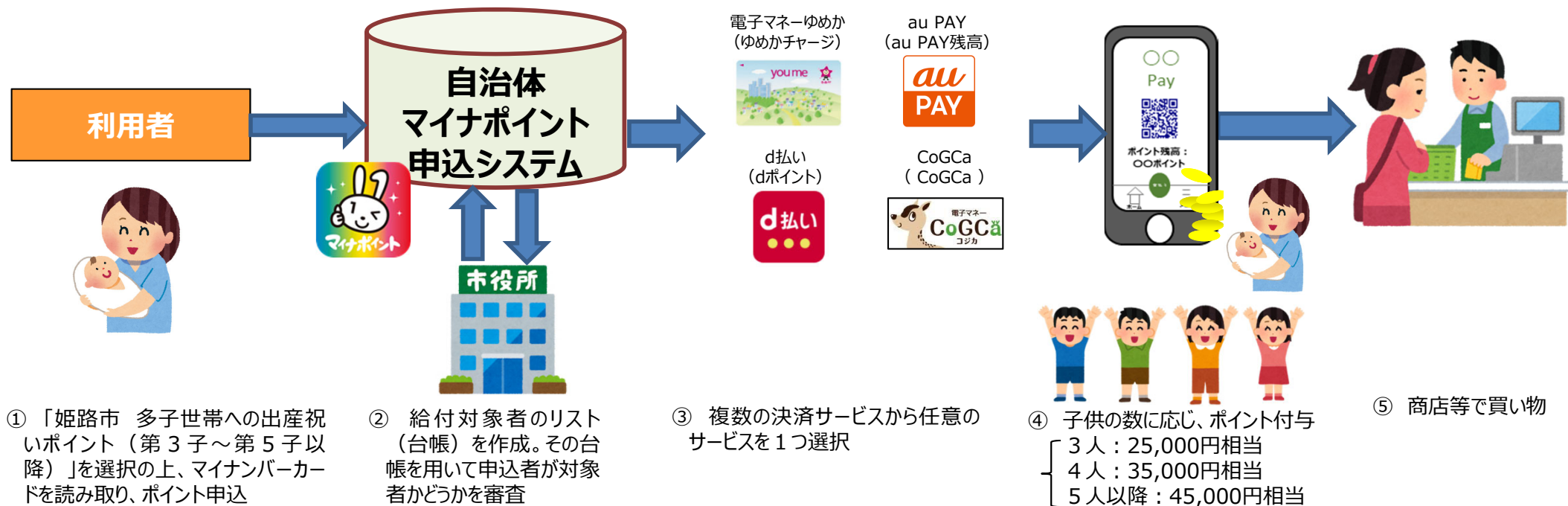
# 自治体マイナポイント事業施策例：兵庫県姫路市（多子世帯への出産祝いポイント）

## 事業概要

- 令和4年4月2日以降に出生した新生児の保護者に対し、その新生児も含めた子供の人数に応じ、出産祝いとして25,000円～45,000円相当のポイントが付与することにより、経済的な負担軽減を図るとともに、子どもの健やかな成長を応援するもの。

## 事業イメージ

- 付与対象者：令和4年4月2日以降に出生した新生児を持つ保護者
- ポイント付与額：新生児を含めた子供の人数により変動（3人：25,000円相当、4人：35,000円相当、5人以降：45,000円相当）



## 期待される効果・特徴

- マイキープラットフォームとあらかじめ市において作成した台帳とを活用することにより、子育て世帯への確実な給付が可能となり、施策目的の効果的な実現が可能。

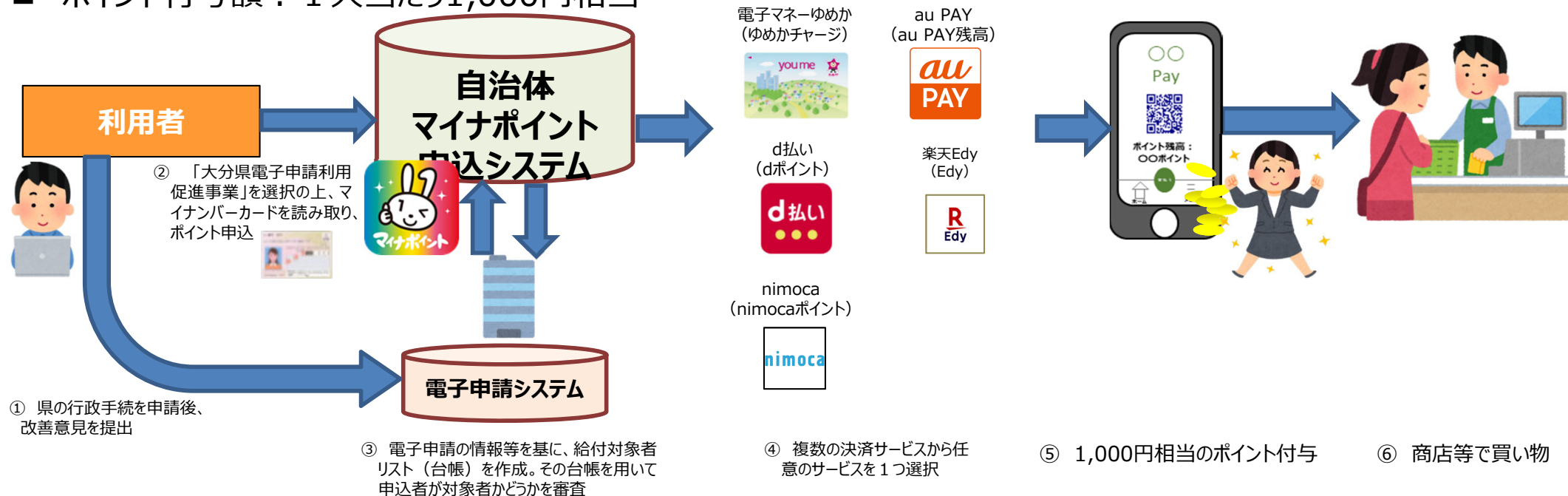
# 自治体マイナポイント事業施策例：大分県（DX推進）

## 事業概要

- 県の行政手続（妊産婦、要介護者等向けの駐車場利用予約等）をオンラインで行った上で、改善意見を提出した者に対し、1,000円相当のポイントが付与することにより、県民目線に立ち、DXの推進を図るもの。

## 事業イメージ

- 付与対象者：令和4年12月1日から令和5年1月31日までに県の行政手続をオンラインで実施し、改善意見を提出した者
- ポイント付与額：1人当たり1,000円相当



## 期待される効果・特徴

- マイナンバーカードの取得が自治体マイナポイント付与の前提となっていることと県民から提出された改善意見に基づいて行政手続のオンライン申請におけるUI/UXを向上することの相乗効果により、**DXの推進を効果的に実施可能。** 100



# 令和5年度の国際室の施策について

---

令和5年4月20日

国際室長

草壁 京

## 目 次

○JETプログラム	103
○JETプログラムにおけるALT、CIR及びSEA	104
○JETプログラム外国語指導助手（ALT）活動事例集作成ワーキンググループ開催	105
○JETプログラム参加者の地域活性化への活用	106
○地域の国際交流に基づいて招致した外国語指導助手等に係る地方財政措置	107
○地域における多文化共生施策の推進について	108
○地域における多文化共生の推進に係る地方財政措置	110
○中南米日系社会と国内自治体との連携促進事業	111
<一般財団法人自治体国際化協会（CLAIR）>	
○第24回日中韓3か国地方政府交流会議	112
○自治体国際交流表彰（総務大臣賞）	113
○自治体職員協力交流事業（LGOTP）	114

# J E Tプログラム ( "The Japan Exchange and Teaching Programme" )

JETプログラム:外国青年を日本に招致、地方自治体等が小中高校での外国語教育・自治体での国際交流業務に活用するプログラム

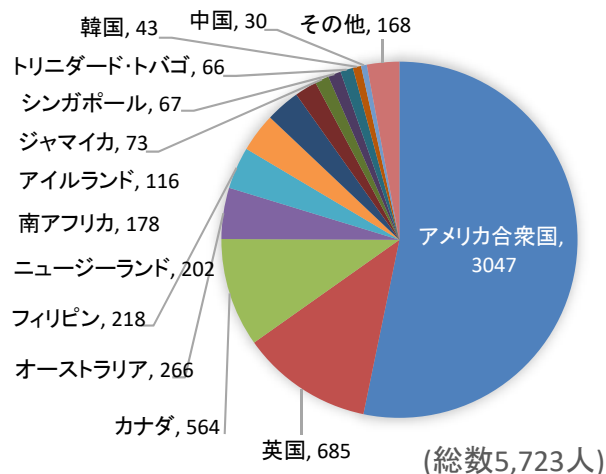
⇒ 令和5年で**設立37年**:

累計で世界77か国から約7万5千人(令和4年時点)の外国青年を招致する**世界最大規模の人的交流プログラム**

⇒ **小学校での英語教育早期化やインバウンド対策や海外販路開拓、多文化共生等の業務などに有為な人材を供給**

## (1) 令和4年度の状況

### ◆ 招致国別の内訳



### ◆ 職種別内訳

- **ALT**(Assistant Language Teacher: 外国語指導助手) : 5,277人  
⇒ 教育委員会や学校で、外国語教員等の助手として職務に従事
- **CIR**(Coordinator for International Relations: 国際交流員) : 437人  
⇒ 地方公共団体の国際交流担当部局等で国際交流活動に従事
- **SEA**(Sports Exchange Advisor: スポーツ国際交流員) : 9人  
⇒ スポーツを通じた国際交流活動に従事

## (2) 地方財政措置

### ◆ 都道府県

(金額は令和4年度)

- 地方自治体におけるJET参加者の任用に要する経費(報酬・旅費など)について、普通交付税措置  
(標準団体(人口170万人)の場合、約2億5千万円(JETプログラムコーディネーター※に係る経費の地方交付税措置含む。))
- 私立学校におけるJET参加者の雇用に係る都道府県の助成経費について、特別交付税措置  
(算定: 地方単独事業で一人上限602万円×0.5)

### ◆ 市町村

- 地方自治体におけるJET参加者の任用に要する経費(報酬・旅費など)について、当該団体のJET参加者数に応じた額を普通交付税措置  
(標準団体(人口10万人)の場合、120万円+JET参加者数×482万円)
- JETプログラムコーディネーター※に係る経費について、特別交付税措置  
(算定: 地方単独事業で直接要する経費×財政力補正係数×0.5)

※ プログラムコーディネーターとは、JET参加者の地域における生活や、地域における交流活動、教育委員会や各学校現場、国際交流部局における活動に関する連絡調整の円滑化を支援する人材をいう。(H28～ 特別交付税措置(市町村分))

<業務内容例>

- JET参加者が日常生活を送る上で必要な情報の提供や相談
- 緊急事態(病気、事故等)への対応支援
- JET-ALTと教育委員会担当者や学校との連絡調整の支援

# JETプログラムにおけるALT、CIR及びSEAについて

※ 各事例は自治体国際化協会JETプログラムパンフレットより

## ALT: Assistant Language Teacher (外国語指導助手) [令和4年度: 945自治体等が任用、31か国、5,277人]

- 主に学校（小学校・中学校・高等学校）、または教育委員会に配属され、日本人外国語担当教員の助手として外国語授業に携わり、教育教材の準備や英語研究会のような課外活動等に従事。JET参加者の90%以上がALT。



授業の補助を行うALT(北海道)



生徒と語らうALT(北海道)



絵本を読み聞かせるALT(福島県浪江市)



園児と一緒に踊って歌うALT(岐阜県瑞浪市)

## CIR: Coordinator for International Relations (国際交流員)

[令和4年度: 249自治体等が任用、35か国、437人]

- 主に地方公共団体の国際交流担当部局等に配属され、国際交流関係事務、地域住民の異文化理解のための交流活動に加え、多文化共生や外国人住民への支援、海外販路開拓等の業務に従事（高い日本語能力が求められる）。



FMIに出演し、モンゴル文化等を紹介するCIR  
(静岡県伊豆の国市)



料理教室にて講師を務めるCIR  
(滋賀県彦根市)



FISA国際ポート連盟臨時総会で通訳するCIR  
(兵庫県豊岡市)

## SEA: Sports Exchange Advisor (スポーツ国際交流員)

[令和4年度: 7自治体等が任用、7か国、9人]

- 主に地方公共団体のスポーツ振興部局等に配属され、特定種目のスポーツ専門家として、スポーツ指導に加え、スポーツ関連事業の立案補助等の業務に従事。



サッカー少年団を指導するドイツからのSEA(北海道東川町)



試合前にボートの指導をするアメリカからのSEA(長崎県)



## 「JETプログラム外国語指導助手（ALT）活動事例集作成ワーキンググループ」の開催について

### 1. 趣旨

- 設立されてから36周年となるJETプログラムは、これまで7万5千人以上の外国青年を日本へ招聘してきており、各職種のうち、国際交流員（CIR）については、直近では2018年に事例集を作成し、その取組状況を把握するとともに、優良事例を全国の地方自治体に周知している。
- 一方で、参加者の大半を占める外国語指導助手（ALT）については、2007年を最後に事例集を作成しておらず、この間の社会情勢等の変化を踏まえ、現場でどのような活動を通じて、外国語教育の充実と地域の国際交流の進展を図り、日本と諸外国との相互理解の増進や日本の地域の国際化の推進にALTが貢献しているかについて、現状を十分に把握できていない。
- ついては、ALTの現在の取組を把握するとともに、その更なる活用を促進するため、「JETプログラム外国語指導助手（ALT）活動事例集作成ワーキンググループ」を開催し、ALTの活動の優良事例を紹介する「JETプログラム外国語指導助手（ALT）活動事例集」作成する。

### 2. 事例集の項目案

（1）外国語教育の充実に資する事例（例：授業内の外国語教育に資する取組、授業以外の外国語教育に資する取組、授業以外の異文化理解・国際交流等の取組など）

（2）地域の国際交流に資する事例（例：地域の異文化理解・国際交流に資する取組、地域活性化に資する取組、多文化共生に資する取組など）

### 3. 構成員案

<担当省庁等> 総務省自治行政局国際室長、外務省人物交流室長、文部科学省外国語教育推進室長、一般財団法人自治体国際化協会JETプログラム事業部長

<有識者> 多文化共生分野の研究者、ALT経験者、指導主事

※事務局は総務省自治行政局国際室

### 4. スケジュール案

#### 2月末 第1回WG

- 事務局より事例集作成の趣旨及び地方自治体へ事例照会する際の照会項目の説明
- 事例選定の視点等について議論

#### 3月初旬 地方自治体へ照会（3月末〆切）

#### 4月下旬 第2回WG

- 掲載候補事例を提示し、事例集の骨子案について議論

#### 6月中旬 第3回WG

- 事例集案について議論

#### 夏頃 事例集公表

# JETプログラム参加者の地域活性化への活用について

## 「JET地域国際化塾」の開催

- 地域で生活するJET青年が地域の国際化の取組に、より一層貢献し、力強い「日本のサポーター」として活躍してもらえるよう、自治体・地域づくり関係者との交流の場である「JET地域国際化塾」を開催し、地域づくりの優良事例やノウハウ等を学び、自治体・地域づくり関係者の想いを理解・共有できるようにする。
  - また、自治体・地域づくり関係者においても、JET青年からの新たな視点を通じたグローバルな視点を持った地域活性化の取組が促進できるようにする。
  - 参加人数 70～80名程度
- （開催県等のJET青年、JETプログラム経験者、自治体・地域づくり関係者、各団体の国際・地域振興部局の職員、学者、NPO法人 等）
- 実施内容
    - ・地域おこし協力隊等の地域で活動を行う方による事例発表
    - ・地域づくり関係者が活動する地域での現地視察及びグループワーク 等

### JET青年、JETプログラム経験者

地域への愛着心・日本理解の深化について、全国のJETネットワークで成果を共有

地域の優良事例やノウハウ等の共有

### 自治体・地域づくり関係者

外国人の視点を踏まえた多様な地域振興の実現



地域の国指定重要文化財の維持や地域文化の継承の重要性について、地域づくり関係者との車座等を行うJET青年参加者(R4.10月福井県) 左：千古の家 右上：漆器工房

※平成27年度から令和4年度までに7回実施 H27 石川県、H29 茨城県、H30 青森県、R1 宮崎県、R2鳥取県、R3 兵庫県、R4 福井県、R5 山梨県（予定）

## JETプログラム経験者の活用

- 約7.5万人のJETプログラム経験者が世界各地で、親日派・知日派として活躍。
- JETプログラム経験者の会（JETAA）を中心に、日本文化の普及活動等に取り組んでいる。
- 各国との友好関係を草の根レベルで支えており、日本の各地域の魅力等を発信する際の貴重な人的資産となっている。

※JETAA(Alumni Association):19か国53支部。会員数は約22,000人



イベント来場者にJETプログラムを紹介 (JETAA NY支部)



茶道パフォーマンスを開催 (JETAA North-West支部)

## 地域の国際交流に基づいて招致した外国語指導助手等に係る地方財政措置について

- 姉妹都市提携等の自治体間交流に基づく外国語指導助手等の活用に必要な経費については、地域の国際化と諸外国との相互理解を図るため、JETプログラムと同様の地方財政措置を講じている。
- 近年、姉妹都市提携等の自治体間交流以外にも、各種分野において海外自治体等との提携に基づく交流も多く行われていることを踏まえ、これらの交流に基づく外国語指導助手等の活用に必要な経費についても、地方財政措置の対象とすることとしている。

### 地方財政措置(普通交付税措置(都道府県分・市町村分))の内容

※①は平成28年度から措置、②は令和5年度から拡充

#### ① 姉妹都市などの外国自治体との自治体間交流に基づいて招致した外国籍の外国語指導助手等の活用に必要な経費

<措置対象者の要件>

- ✓ 外国自治体との自治体間交流協定に基づいて任用した外国籍の職員であること（自治体間交流協定は（1）首長間の書面による協定で（2）交流分野が特定の分野に限定されていないものに限る）
- ✓ 交流相手先自治体（交流相手先自治体が斡旋団体として指定している者（国際協会等）を含む）の斡旋を受けて任用した外国籍の職員であること
- ✓ ALT（外国語指導助手）、CIR（国際交流員）又はSEA（スポーツ国際交流員）に類する職務を行う者であること
- ✓ 4月1日時点で任用しており、累計任用年数が5年未満の者であること など

#### ② 姉妹校提携など外国自治体等との各種分野における交流に基づいて招致した外国籍の外国語指導助手等の活用に必要な経費【拡充】

<措置対象者の要件>

- ✓ 外国自治体等（首長部局、教育委員会、姉妹校等）との間で提携内容が確認できる書面による協定等に基づいて任用した外国籍の職員であること
- ✓ 交流相手先自治体等（当該自治体等が斡旋団体として指定をしている者（国際協会等）を含む）の斡旋又は承認を受けて任用した外国籍の職員であること
- ✓ ALT（外国語指導助手）、CIR（国際交流員）又はSEA（スポーツ国際交流員）に類する職務を行う者であること
- ✓ 4月1日時点で任用しており、累計任用年数が5年未満の者であること など

#### スケジュール（参考）

- 3月1日～3月14日 事前調査（上記②の見込み等）
- 3月31日 配置人数調照会  
→各自治体における4月1日時点の任用人数（上記①及び②）を調査
- 5月10日 配置人数調〆切



# 地域における多文化共生施策の推進について①

○総務省では、地方公共団体における多文化共生の推進に係る指針・計画の策定に資するため、「地域における多文化共生推進プラン」を策定しているほか、全国の多文化共生に係る取組の好事例を集めた「多文化共生事例集」を作成し、地域における多文化共生施策を促進。

## 地域における多文化共生推進プラン（令和2年度）

○ 外国人住民の増加・多国籍化、在留資格「特定技能」の創設、多様性・包摂性のある社会実現の動き、デジタル化の進展、気象災害の激甚化等の社会経済情勢の変化を踏まえて、令和2年9月に改訂

### 【具体的な施策】

#### (1) コミュニケーション支援

- ①行政・生活情報の多言語化、相談体制の整備
- ②日本語教育の推進
- ③生活オリエンテーションの実施

具体的な事例

#### (2) 生活支援

- ①教育機会の確保
- ②適正な労働環境の確保
- ③災害時の支援体制の整備
- ④医療・保険サービスの提供
- ⑤子ども・子育て及び福祉サービスの提供
- ⑥住宅確保のための支援
- ⑦感染症流行時における対応

具体的な事例

#### (3) 意識啓発と社会参画支援

- ①多文化共生の意識啓発・醸成
- ②外国人住民の社会参画支援

具体的な事例

#### (4) 地域活性化の推進やグローバル化への対応

- ①外国人住民との連携・協働による地域活性化の推進グローバル化への対応
- ②留学生の地域における就職支援

具体的な事例

### 【多文化共生施策の推進体制の整備】

- (1) 地方公共団体の体制整備
- (2) 地域における各主体との連携・協働

具体的な事例

## 多文化共生事例集（令和3年度版）

○ 改訂したプランを踏まえ、また、新型コロナウイルス感染症の拡大による外国人住民への影響等に対応している新たな取組事例を入れて、令和3年8月に公表

### 【主な掲載事例】 ( ) は事例の数

#### (1) コミュニケーション支援(17)

- ①一元的相談窓口の開設・運営 等(9)
- ②日本語教室での日本人住民と外国人住民の交流の場の創出 等(6)
- ③生活設計支援冊子の作成 等(2)

#### (2) 生活支援(53)

- ①就学前教室 等(12)
- ②技能実習生の受入環境の整備 等(9)
- ③災害時防災リーダーの養成 等(11)
- ④医療現場への「やさしい日本語」の導入と普及 等(5)
- ⑤外国人保護者とのコミュニケーション支援ツールの作成 等(7)
- ⑥多言語対応が可能な不動産業者の紹介 等(3)
- ⑦動画を活用した情報発信 等(6)

#### (3) 意識啓発と社会参画支援(12)

- ①外国人住民向けのガイドブックの作成と日本人向けのワークショップの開催 等(7)
- ②多文化共生キーパーソンを活用した地域づくり 等(5)

#### (4) 地域活性化の推進やグローバル化への対応(9)

- ①観光分野における外国人住民の取組 等(4)
- ②大学とハローワークとの留学生就職支援協定の締結 等(5)

#### (5) 多文化共生施策の推進体制の整備(6)

- (1) 多文化共生に係る連携体制の整備 等(3)
- (2) 広い主体と連携した指針・計画の策定 等(3)



▲外国人相談窓口の様子



▲外国人防災リーダー養成研修の様子



▲アートプロジェクト(ワークショップ)の様子



▲外国人住民が運営する会社による農業体験の様子



▲県と町が共催する「地域日本語教室」の様子

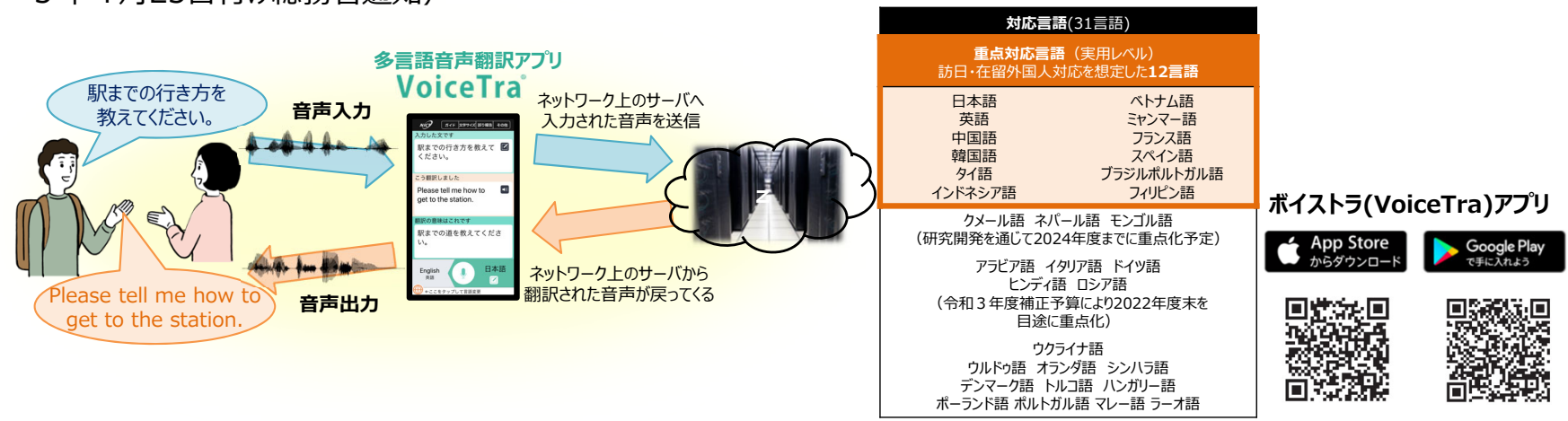
→ **引き続き、地域の実情を踏まえて多文化共生施策を推進するよう地方公共団体に依頼**



## 地域における多文化共生施策の推進について②

### 多言語翻訳技術について

- 総務省・NICTでは、長期間にわたり多言語翻訳技術の基礎研究を実施し、技術・ノウハウ等を蓄積。(対応言語：31言語)
- 訪日・在留対応を想定した重点対応の12言語は、AI技術活用により実用レベルの翻訳精度(TOEIC900点相当)を実現。
- NICTから技術移転した民間サービスの実用化・普及も進展。
- 総務省では、「地方公共団体における『多言語音声翻訳サービス』の導入ガイド」を公表しているほか、市町村が同サービスの導入・運用に要する経費について特別交付税で措置するなど、地方公共団体における多言語翻訳技術の活用を促進。(令和3年4月23日付け総務省通知)



### <参考> 日本語教育の推進について

- 文化庁が中心となって、「日本語教育を推進する法律」(令和元年)に基づき、関係各省庁が構成員となる「日本語教育推進会議」を設置。
- 同法に基づく「基本的な方針」(令和2年閣議決定)を策定。おおむね5年間にわたる、国内、海外における日本語教育、教育課程の編成に係る指針策定、人材養成、日本語能力の評価の在り方、日本語教育機関の制度の整備など具体的な施策の方向性を提示。
- 「外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議」において、政府全体で目指すべき方向性、共生社会実現のために取り組むべき施策が示されている中で、日本語教育の環境整備などが示されており整合性をもって推進。
- 今通常国会において、日本語教師の新たな資格制度及び日本語教育機関の水準の維持向上を図るための認定制度を創設する法律案が審議される予定。

## 地域における多文化共生の推進に係る地方財政措置

○「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」(令和4年6月14日関係閣僚会議決定)等も踏まえながら、地方公共団体においても多文化共生の推進に係る取組を行う必要があることから、次に掲げる地方財政措置を講じることとしている。

### <地方単独事業分>

措置項目	地財措置
<b>①行政情報・生活情報の多言語化の推進に要する経費</b> 対象経費：相談窓口での通訳業務の委託費・翻訳機器（タブレット端末等）の配備費、行政・生活情報の翻訳経費 等	(市町村分) <b>特別交付税措置</b>
<b>②先進的な地方自治体の取組事例の横展開に要する経費</b> 対象経費：多文化共生アドバイザーの活動経費（旅費等）、多文化共生地域会議への出席旅費 等	
<b>③地域に出向いて行う生活オリエンテーション等の実施に要する経費</b> 対象経費：相談員や通訳の派遣経費、在住外国人向け出前講座の開催経費 等	
<b>④災害時における外国人への情報伝達や外国人向け防災対策に要する経費</b> 対象経費：災害・防災情報の翻訳経費、外国人向け防災訓練や災害時に外国人対応を行う人材の養成のための経費、災害多言語支援センター等の設置・運営経費 等	(都道府県分・市町村分) <b>特別交付税措置</b>
<b>⑤定住外国人子弟等に対する就学支援策に要する経費</b> 対象経費：日本語指導等経費、授業料軽減のための助成経費、相談窓口・ホームページの開設経費、各種支援に向けた事前調査経費、就学の促進に資する取組経費 等	

### <国庫補助事業分>

措置項目	地財措置
<b>⑥一元的相談窓口の運営に係る地方負担</b> ○外国人受入環境整備交付金（法務省所管）を活用して運営する一元的相談窓口に係る地方負担 【参考】補助率：整備費 10/10、運営費 1/2 （R5当初予算：11億円）	(都道府県分) <b>普通交付税措置</b>
	(市町村分) <b>特別交付税措置</b>
<b>⑦外国人材の受入れ・共生のための地域日本語教育推進事業に係る地方負担</b> ○文化芸術振興費補助金（地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業）（文化庁所管）に係る事業の地方負担 【参考】補助率：1/2 （R5当初予算：6億円）	(市町村分) <b>特別交付税措置</b>

■ 上記のほか、普通交付税の包括算定経費(国際化推進対策費)において、在住外国人支援等に要する経費※を措置(県分・市町村分)  
 ※ 外国人向け情報誌・パンフレット等作成、外国語表記案内板・標識等設置、在住外国人向け日本語講座、外国人相談活動、外国人による国際理解講座 等  
 (R5措置額 標準団体当たり 県分:17百万円、市町村分:4百万円)

# 中南米日系社会と国内自治体との連携促進事業

## (1) 背景

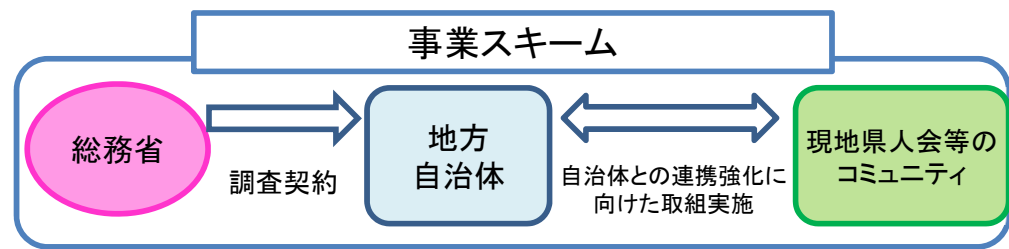
- 中南米における県人会は、会員の高齢化・減少、日本語能力の低下、日本や県への帰属意識の低下などにより、自治体ゆかりのコミュニティが縮小傾向にある
- 政府では、平成26年度から、中南米地域との交流に向けた取組を推進（「中南米経済・文化交流促進会議（平成26年10月 議長：野上官房副長官）」、「中南米日系社会との連携に関する有識者懇談会（平成29年3月～5月 岸田外務大臣）」で日本と中南米日系社会との連携強化に向けた今後の具体的対応策等を提言）している。
- 総務省では、中南米諸国における国内の自治体にゆかりのあるコミュニティの新たな担い手育成に向け取組を進めている。

<政府方針における位置づけ> 「令和3年度成長戦略フォローアップ工程表（令和3年6月閣議決定）」

- ・ 2018年に開始された日系四世の受入制度も念頭に、中南米諸国などの若手日系人の活力を日本経済・社会に取り込むため、招へい事業の推進等を通じた訪日の促進、来日前後での日本語教育等を通じた受入環境整備
- ・ 地方公共団体等とも連携した、日系社会とのネットワーク強化のための施策等の推進

## (2) 事業概要

- 中南米諸国における我が国の自治体にゆかりのあるコミュニティの新たな担い手育成に向け、自治体による若い世代の日系人や、日本への留学・就業経験等を有する現地人材との交流を強化・促進するための調査委託事業（県人会等への加入促進に向けた中南米諸国でのイベントの開催や自治体への訪問・受入れ等の実施（上限5百万円））



## (3) 事業効果

県人会等のコミュニティで新たな担い手の確保  
(若い世代の日系人、日本への留学や就業経験者等)

中南米諸国日系社会との連携強化



ブラジル・アルゼンチン・ペルーから来日した日系高校生と栃木県内の高校生との交流  
(令和元年度 栃木県)



オンラインを通じて秋田県の郷土料理を体験  
(令和3年度 秋田県)

# 第24回 日中韓3か国地方政府交流会議

**概要:** 日本、中国、韓国の3か国の地方政府間の国際交流・協力を一層促進することを目的に、首長レベルの会議を開催

**日程:** 2023年10月16日(月)～10月19日(木)  
※10月18日(水)・19日(木)はエクスカージョン

**開催地:** ロイヤルホテル八ヶ岳(山梨県北杜市)

**メインテーマ:** 日中韓地方政府による、未来を見据えた地域づくり

**サブテーマ:** ①グリーントランスフォーメーションの取組  
②次世代を見据えた日中韓の青少年交流  
③多様な主体が連携した地域経済活動

**主催:** 自治体国際化協会、山梨県

**協力:** 大韓民国市道知事協議会、中国人民対外友好協会

**後援:** 全国知事会、全国市長会、全国町村会(予定)

**参加自治体を募集中！(8/1まで)**



歓迎レセプション



主催自治体PR  
(歓迎レセプション)



パネルディスカッション

## ● スケジュール(予定)

1日目: 開会式、歓迎レセプション

2日目: 本会議(基調講演、パネルディスカッション等)  
交流の広場※、閉会式、閉会レセプション

3～4日目: エクスカージョン(自由参加)

※日中韓自治体関係者の実務者会議の場として活用できます。

活用例: ・次年度の周年事業の打合わせをしたい

・興味がある各国自治体担当者と話をしてみたい など

## ● 会議の特徴

- ・首長等トップレベルの意見交換・交流が可能
- ・優良・先進事例等の情報入手・共有が可能
- ・観光・企業誘致等に関するPRの場としても活用可能

## ● 過去の開催実績

	開催地	参加人数
2019年(R元) (第21回)	日本 愛媛県	481人
2021年(R3) (第22回)	韓国 ハイブリッド	約1,300人
2022年(R4) (第23回)	中国 ハイブリッド	約700人

<担当課> 交流親善課 TEL:03-5213-1723

E-mail: koushin@clair.or.jp



# 自治体国際交流表彰(総務大臣賞)

総務省と共催で、姉妹都市等との間で行った交流事業のうち、特に創意と工夫に富んだ取組を総務大臣賞として表彰し、広く全国に紹介。平成18年度(第1回)から始まり、今年で第18回となる。

## 【表彰対象団体】

日本の自治体と外国の自治体の姉妹自治体提携等に基づく、国際交流活動を行っている次の団体

- (1) 都道府県及び市区町村
- (2) 地域国際化協会、国際交流協会等の民間非営利団体

## 【賞の種類及び表彰団体数】

総務大臣賞 3団体以内

## 【第16回(2022年)受賞団体】

- ・公益財団法人加古川市国際交流協会(兵庫県)  
ブラジル連邦共和国パラナ州マリンガ市、  
ニュージーランドオークランド市、  
中国広西チワン族自治区桂林市との友好交流
- ・認定特定非営利活動法人岡山市日中友好協会(岡山県)  
中国河南省洛陽市人民対外友好協会との友好交流
- ・沖縄県  
国内外の県人会、中国福建省との友好交流



第13回表彰式  
2019年5月  
於:総務省

**第18回(2024年)は、  
令和5年8月～募集開始!**

## 《過去の受賞団体》

年度	受賞団体
第15回 (2021年)	特定非営利活動法人 三重県日本中国友好協会(三重県)
	名寄・リンゼイ姉妹都市友好委員会 (北海道)
	鶴岡・ニューブランズウィック友好協会 (山形県)
第14回 (2020年)	富山県
	京都市
	薩摩川内市(鹿児島県)
第13回 (2019年)	滋賀県
	新城市(愛知県)
	立川・サンバーナディノ姉妹市委員会 (東京都立川市)

＜担当課＞ 交流親善課 TEL:03-5213-1723  
Email: shimai@clair.or.jp

# 自治体職員協力交流事業(LGOTP)

## ▶ 事業概要

- ・国内自治体による海外地方自治体職員等の受入れを総務省とクリアで支援
- ・研修員の募集、マッチング、渡航手続、東京と全国市町村国際文化研究所(JIAM)での研修会をクリアが主体的に実施
- ・費用負担区分
  - ◎クリア : 東京研修、JIAM4週間研修に係る経費の一部、リーフレット作成費等
  - ◎受入自治体: 渡航費用、滞在費、研修費(JIAM研修4週間分・専門分野研修)等 ※普通交付税・特別交付税の財源措置あり。

### 姉妹都市との協力関係を強化したい

**研修を通じた  
協力関係の強化、  
職員相互の技術向上**

**姉妹都市との人的  
ネットワークを構築、  
海外観光客の誘致活動強化**

### 多文化共生に配慮した行政サービスを強化したい

**外国人市民と  
行政との架け橋として活躍**

【研修日程】※下記は例年の日程。

前年 9・11月	受入れ要望調査 (9月事業説明会開催予定)
前年 11・2月	研修員の募集・決定
2・4月	来日に向けた諸手続き
5月中旬	研修員来日 オリエンテーション(東京)
5・6月	全体研修JIAM(滋賀)研修(日本語研修含む)
6月下旬	研修員の受入自治体への赴任 以降、受入自治体での研修を実施
11 - 翌年5月	研修が終了次第、順次帰国



＜担当課 経済交流課 TEL:03 - 5213 - 1726 ＞  
E-mail: lgotp@clair.or.jp

# 地域力創造グループ施策担当者一覧①

施策名	担当課室	担当者	電話番号
1. ローカルスタートアップ支援制度	地域政策課	中津留、金澤、西尾	03-5253-5523
2. 分散型エネルギーインフラプロジェクト	地域政策課	中津留、服部	03-5253-5523
3. ふるさとワーキングホリデー推進事業	地域政策課(～4月)	中村、武田	03-5253-5523
	地域自立応援課(5月～)	手塚、松井	03-5253-5392
4. 関係人口創出・拡大事業	地域自立応援課	植田、福本、松木	03-5253-5391
5. 地域おこし協力隊	地域自立応援課	深野、植田、水城、 福本、松木	03-5253-5394
6. 地域活性化起業人	地域自立応援課	手塚、松井、松木	03-5253-5391
7. 地域プロジェクトマネージャー	地域自立応援課	植田、福本、松木	03-5253-5391
8. 外部専門家（地域力創造アドバイザー）制度	人材力活性化・ 連携交流室	深野、山田	03-5253-5394
9. 移住・交流情報ガーデン	地域自立応援課	手塚、岩館、水城、松木	03-5253-5391
10. 子供農山漁村交流推進事業	人材力活性化・ 連携交流室	深野、矢野	03-5253-5394
11. 地域運営組織の形成・運営	地域振興室	平岡	03-5253-5533
12. 特定地域づくり事業協同組合	地域振興室	来島	03-5253-5534
13. 定住自立圏の推進	地域自立応援課	手塚、岩館、松井	03-5253-5391
14. マイナンバーカードの広域利用促進事業	地域自立応援課 市町村課	手塚、岩館、松井 山田	03-5253-5391 03-5253-5516
15. サテライトオフィス・マッチング支援事業	地域自立応援課	手塚、岩館、福本	03-5253-5391

## 地域力創造グループ施策担当者一覧②

施策名	担当課室	担当者	電話番号
16. 過疎対策	過疎対策室	仁木	03-5253-5536
17. 集落支援員	過疎対策室	仁木、福坪	03-5253-5536
18. 自治体DX	地域情報化企画室	三輪・東島	03-5253-5525
19. マイナポイント事業、自治体マイナポイント	マイナポイント 施策推進室	作井、武藤	03-5253-5585
20. 調査・照会（一斉調査）システム	地域政策課	生田・細江	03-5323-5523
21. 庁舎等の公共建築物等における木材利用の促進について	地域政策課	伊藤、中村	03-5253-5523
22. 再犯防止対策の推進	地域政策課	伊藤、磯辺	03-5253-5523
23. 建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進	地域政策課	伊藤、磯辺	03-5253-5523
24. アスベスト対策の推進	地域政策課	伊藤、磯辺	03-5253-5523
25. 成果連動型民間委託契約方式（PFS)について	地域政策課	伊藤、中村	03-5253-5523
26. 医療コンテナの活用について	地域政策課	伊藤、中村	03-5253-5523